

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年3月31日
【事業年度】	第8期（自平成22年1月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	チャイナ・ボーチー・エンバイロメンタル・ソリューションズ・テクノロジー（ホールディング）カンパニー・リミテッド （China Boqi Environmental Solutions Technology (Holding) Co., Ltd.） 代表取締役会長、総裁兼CEO チャン・リーチェン （ChengLiQuan Richard, Representative Director, Chairman, President and Chief Executive Officer）
【代表者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	英領ケイマン諸島、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、スコシア・センター4階 私書箱2804 （Scotia Centre, 4 th Floor, P.O. Box 2804, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands）
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 石黒 徹
【代理人の住所又は所在地】	100-8222 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03（6266）8563
【事務連絡者氏名】	弁護士 安部 健介、下瀬 伸彦、前谷 香介、小林 美奈
【連絡場所】	100-8222 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03（6266）8563
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（注1）

本書において使用される下記の語句は、別段の記載がある場合及び文脈上別異に解されるべき場合を除き、それぞれ以下の意味を有するものとします。

「中国」とは、中華人民共和国を指します。

「北京博奇」とは、北京博奇電力科技有限公司を指します。

「北京聖邑」とは、北京聖邑天成投資顧問有限公司を指します。2008年5月16日付けで「北京聖邑天成环保科技有限公司」に商号変更しております。

「北京納泉」とは、北京納泉科技有限公司を指します。2008年3月25日付けで「北京博奇环保科技有限公司」に商号変更しております。

「北京博奇環保」とは、北京博奇環保科技有限公司を指します。

「ベスト・エンバイロメンタル」とは、ベスト・エンバイロメンタル・ソリューションズ・テクノロジー・カンパニー・リミテッド（Best Environmental Solutions Technology Co., Ltd.）を指します。

「浙江博奇」とは、浙江博奇電力科技有限公司を指します。

「貴州博奇」とは、貴州博奇環保技術有限公司を指します。

「包頭博奇」とは、包頭博奇環保新能源責任有限公司を指します。

「鎮江博奇」とは、鎮江博奇水務有限公司を指します。

「山西寿陽」とは、山西寿陽明泰國能發電有限公司を指します。

「武漢博奇」とは、武漢博奇環保科技有限公司を指します。

「井岡山博奇」とは、江西井岡山博奇環保科技有限公司を指します。

「瀋陽匯豐」とは、瀋陽匯豐生物能源發展有限公司を指します。

「安徽能達」とは、安徽能達燃料有限公司を指します。

「ケイマン」とは、英国領ケイマン諸島を指します。

「バージン」とは、英国領バージン諸島を指します。

「当社グループ」とは、提出会社及びその連結子会社を指します。

「当社」または「提出会社」とは、チャイナ・ボーチャー・エンバイロメンタル・ソリューションズ・テクノロジー（ホールディング）カンパニー・リミテッド（China Boqi Environmental Solutions Technology (Holding) Co., Ltd.）を指します。

「排煙脱硫」とは、物理的又は化学的方法により、石炭火力発電所等からの排煙中の硫黄酸化物（SO_x）を除去する過程をいいます。

「排煙脱硝」とは、物理的又は化学的方法により、石炭火力発電所等からの排煙中の窒素酸化物（NO_x）を除去する過程をいいます。

「煙道」とは、排煙脱硫設備を通して、火力発電所において生じた排煙をボイラーから煙突まで導く通路をいい、「側煙道」とは、排煙脱硫設備を通さずに、排煙脱硫施設の入口手前から直接煙突まで排煙を導く通路をいいます。

「風戸」とは、煙道内に設けられた仕切り戸をいい、煙道内を通る空気の流れを調節するために設けられています。

「SCR」とは、選択式触媒還元のことであり、還元剤が触媒の作用で選択的に排煙中の窒素酸化物と化学反応を起こすことにより、無害の窒素と水が生成される排煙脱硝方法をいいます。

「排水処理」とは、物理的又は化学的方法により、水中の有害物質又は不要な物質を除去する過程をいいます。

「ゴミ処理発電」とは、ゴミを焼却ボイラーによって焼却処理し、焼却過程で発生する熱量で発電することをいいます。

「ゴミ発電所シミュレーター」とは、ゴミ発電所の運営に従事するオペレーターを育成・トレーニングすることを目的とした、発電所の運行及び故障をシミュレーションするシステムをいいます。

「ジェット・バブリング式」とは、脱硫反応塔の形式の一つで、排煙に中和剤を含む吸収液を吹き込んで排煙中の硫黄酸化物（SO_x）を除去する方式です。気泡塔式ともいいます。

「スプレー塔式」とは、脱硫反応塔の形式の一つで、中和剤循環ポンプを使って中和剤をスプレー層に送り込み、ノズルからスプレー状に噴射して排煙と均一に混合させて排煙中の硫黄酸化物（SO_x）を除去する方式です。噴霧塔式ともいいます。

「湿式脱硫」とは、排煙脱硫技術のうち、脱硫後に水分を含む副産物を生じる方式をいいます。

「乾式脱硫」とは、排煙脱硫技術のうち、脱硫後に水分を含まない乾燥した副産物を生じる方式をいいます。

「半乾式脱硫」とは、排煙脱硫技術のうち、脱硫後の副産物が半乾状態である方式をいいます。

「ボタ石」とは、炭鉱採掘過程において石炭に伴って産出される炭素含有量の低い岩石をいいます。

「脱硫システム」とは、吸収塔を中心に構成する脱硫反応を行うシステムをいいます。

「設備容量」とは、現実に発電がなされた発電量とは異なり、発電機設計時の発電可能な容量をいいます。

「MW（メガワット）」とは、エネルギーの単位であり、1 MWは1,000キロワットに等しいものです。発電機の発電能力を示す際に使用されます。

「硫黄酸化物（SO_x）」とは、硫黄を含む酸化物の総称です。大気中で硫酸に変化しやすく、酸性雨の原因となる物質の一つです。

「窒素酸化物（NO_x）」とは、窒素を含む酸化物の総称です。光化学反応でオゾンを形成し、生態及び人類の健康に影響を与え、酸性雨の原因となる物質の一つです。

「酸性雨」とは、地球上で石炭又は石油を燃焼することにより発生する硫黄酸化物及び窒素酸化物の気体が大気中に放出され、酸化物が空気中の水蒸気と結合して雨水と共に落下して発生する現象をいいます。

「海水淡水化」とは、海水中の塩分を除去し、淡水と同じように利用できるようにする過程をいい、主に淡水欠乏地区における淡水確保のために用いられます。

「余熱発電」とは、火力発電所や製鉄所、化学工場などの焼却施設から発生する余熱（スチーム、高温排ガスを含みます。）を企業の生産活動や一般の生活活動で利用可能な電力に変換する省エネルギー技術を用いて発電することをいいます。

（注2）

当社グループの連結財務諸表又は当社の財務諸表の人民元と日本円との換算は、便宜上、財務諸表等規則第132条の規定に基づき、2010年12月30日現在の上海外貨取引センターの対円の相場終値100円＝8,1000人民元で行われております。金額は、別途明記される場合を除き、千人民元単位（四捨五入）及び千円単位（四捨五入）で表示されております。なお、当該円換算額は、単に便宜上の表示を目的としており、千人民元で表示された金額が上記の相場で実際に円に換算されることを意味するものではありません。

（注3）

本書中の表の計数が四捨五入されている場合、合計は計数の和と一致しないことがあります。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

1【会社制度等の概要】

(1)【提出会社の属する国・州等における会社制度】

ケイマン会社法

当社は、ケイマンにおいてケイマン会社法に従い設立されているため、ケイマン法に従い運営されております。ケイマン会社法の各条項は、大要以下の通りですが、適用される全ての資格要件や例外事項を包含し、又はケイマン会社法及び税制に関する全ての事項を完全に記載したのではなく、日本法におけるこれらに相当する条項とは異なる場合があります。

運営方法

当社は免除会社であるため、当社の運営は、主としてケイマン外において行わなければなりません。当社は、毎年ケイマンにおける会社登記官（Registrar of Companies）宛てに年次報告書を提出し、授権株式資本の額に基づき計算される手数料を支払う必要があります。

株式資本

当社の授権株式資本は米ドル建てとなっております。一般的に、ケイマンの会社の株式は額面又は無額面株式により構成されており、記名式又は無記名式の様式により発行されます。当社の場合、基本定款により株式は記名式で発行されるものと規定されております。当社の普通株式は額面0.1米ドルの額面株式（注）であります。（注）2011年3月26日開催の第8期定時株主総会において、2011年4月1日を効力発生日とする、1株につき2株の割合で行う株式分割案が承認可決されました。効力発生日をもって額面価格は0.05米ドルとなります。

ケイマン会社法によると、会社が株式をプレミアム価額によって発行する場合、その払込みが現金であるか否かにかかわらず、当該株式のプレミアム総額又はプレミアムの価値の合計額は、株式払込剰余金勘定（Share Premium Account）と呼ばれる勘定に計上される必要があります。これらの条項は、会社の選択により、他の会社の株式の取得又は消却の対価として割当てられ、プレミアム価額で発行される会社の株式に係るプレミアムに対しては適用しないことができます。また、ケイマン会社法によると、株式払込剰余金勘定は基本定款及び附属定款の各条項（もしあれば）に従って、(a) 株主に対する分配又は配当の支払い、(b) 全額払込済の株式として株主に対して無償交付される、会社の未発行株式に対する払込み、(c) ケイマン会社法第37条の条項に従った自己株式の買取及び償還、(d) 会社の設立費用の清算、(e) 会社の株式又は債券の発行に係る費用、支払済手数料又は割引分の清算、並びに(f) 会社の株式若しくは債券の償還又は買取におけるプレミアム額の提供の際に、使用できるものとされております。

なお、かかる株式払込剰余金勘定からの株主に対する分配及び配当は、当該分配又は配当がなされるべき日の翌日に、会社が通常の業務過程において支払期日の到来する負債を支払うことができる場合でない限り、行うことができないものとされております。

また、ケイマン会社法には、株式による責任制限がなされている会社又は保証によって責任制限がなされた株式資本を有する会社は、附属定款において規定されていれば、株主総会の決議により以下の通り基本定款を変更することができます。

- (a) 適当と判断される額の新株の創設により株式資本を増加すること
- (b) 全部又は一部の株式資本（無額面株式を除きます。）を併合又は分割し、既存株式よりも大きい額とすること
- (c) 全部又は一部の払込済株式（無額面株式を除きます。）を資本に転換し、資本を払込済株式に再転換すること
- (d) 株式の全部（無額面株式を除きます。）又は一部を分割し、基本定款に定める額よりも小さい額の株式とすること。但し、当該分割において、当該各減額された株式につき、払込済の額と払込未完了（もしあれば）の額の割合は、当該減額される前の株式におけるかかる割合と同等とならなければならないものとされております。
- (e) いずれかの者により引受けられ又は引受けることにつき合意がなされていない株式を消却の決議日において消却し、当該消却された株式の額につき株式資本を減額すること、又は無額面株式の場合には資本が分割される株式の数を減額すること

ケイマン会社法は、株式による責任制限がなされている会社又は保証により責任制限がなされている株式資本を有する会社は、附属定款に規定がある場合、裁判所の承認を得て、特別決議により株式資本をどのようにも減らすことができるものと規定しております。

特別の種類株主に対しては、その権利を変更するためにはこれらの株主の承諾を取得することを要求する一定の保護が与えられる旨が当社の附属定款に規定されております。また、発行済の当該種類の株式につき特定の持分割合を有する株主の承諾、又はこれらの株式の保有者による個別の総会において決議が承認されることが要求されております。

会社又は持株会社の株式購入に対する資金援助

適用されるあらゆる法律に従い、当社は、当社、その子会社、その持株会社又はかかる持株会社の子会社の取締役及び従業員に対し、当該者が当社の株式若しくは子会社又は持株会社の株式を購入することができるよう、資金援助を行うことができるものとされており、さらに、適用されるあらゆる法律に従い、当社は、信託受託者に対し、当社、子会社、持株会社又は持株会社の子会社の従業員（給与を受領している取締役を含みます。）のために保有すべき当社の株式又は子会社若しくは持株会社の株式を取得することができるよう、資金援助を行うことができるものとされており、

ケイマンには、会社が、自らの又は持株会社の株式を購入し又は引受けさせるために行う、他の者に対する資金援助の提供について法律上の制限はありません。したがって、会社は、取締役が自らの注意義務を果たし、誠実に行為して、会社の利益且つ適切な目的のため、かかる資金援助が適切に与えられ得ると判断する限り、資金援助を行うことができることとなります。また、かかる資金援助は、独立当事者間の取引として行われなければなりません。

会社及び子会社による株式及びワラントの購入

ケイマン会社法の条項に従い、株式により責任制限がなされている会社又は保証により責任制限がなされている株式資本を有する会社は、附属定款に規定がある場合には、会社又は株主の選択により償還される株式又は償還される義務を負う株式を発行することができます。これに加えて、かかる会社は、附属定款に規定がある場合、償還可能株式を含む自らの株式を購入することができます。但し、附属定款において購入の方法が規定されていない場合、会社は、株主総会の普通決議にて株式の購入方法が決定されない限り、いかなる自己の株式も購入することができないものとされており、また、会社は、いかなる場合においても、全額払込済みでない株式を償還し又は購入することはできません。加えて、会社は償還又は購入の結果、会社の株式を保有する株主が存在しなくなる場合には、いかなる株式も償還又は購入することができません。なお、自己株式の償還又は購入のために行われる資本金からの会社による支払は、払込がなされるべき日の翌日において、会社が通常の業務過程において支払期限が到来する負債を支払うことができる場合でない限り、これを行うことができないものとされており、

会社は、関連するワラント証券又はワラント証券の条項に服しますが、自らのワラントを購入することを禁じられておらず、これを購入することができるものとされており、ケイマン法において、会社の基本定款又は附属定款にこれらの購入を可能とするための特別の規定を設けることは要求されておらず、また、取締役がその附属定款に規定されるあらゆる種類の財産を売買又は取引することができる一般的な権限に依拠することができます。

ケイマン法において、子会社は持株会社の株式を保有することができ、一定の状況において、かかる株式を取得することができるものとされており、

株式の譲渡

ケイマン会社法上、会社の株式の譲渡に関する条項は存在しないため、株式の譲渡に際しての要件は、会社の基本定款又は附属定款によって定められることとなります。但し、ケイマン会社法上、死亡株主がその遺言執行人により行う株式その他の利益の譲渡は、当該遺言執行人自身が株主でない場合であっても、その者が当該譲渡文書の実行の時点において株主であったのと同じ有効性を有する旨の規定が存在します。

株主総会

会社の株主総会の招集、議事及び議決に関する規則は、会社の基本定款又は附属定款に従って決定されます。基本定款又は附属定款において、株主総会の招集方法につき規定がない場合には、株主3名により株主総会を招集することができます。基本定款又は附属定款において、招集通知の期間につき規定がない場合には、各株主に対し5日前の通知がなされることにより株主総会を開催することができます。基本定款又は附属定款において、株主総会での議決権につき規定がない場合、各株主はそれぞれ1議決権を有するものとされており、

配当及び分配

ケイマン会社法第34条を除き、配当の支払に関連する規定は存在しません。ケイマンにおいても先例として通用すると考えられている英国判例法に基づき、配当は利益を原資としてのみこれを行うことができます。これに加え、ケイマン会社法第34条は、支払能力に係る調査及び基本定款及び附属定款の条項（もしあれば）に従った株式払込剰余金を原資とする配当の支払い及び会社財産の分配を認めております（詳細は、上記「株式資本」をご参照ください。）、

少数株主の保護

ケイマン法上、株主は、会社に関する事項を一般法並びに特に会社の基本定款及び附属定款に従って処理させる権限を有しております。

ケイマンの裁判所は、通常の場合において、(a)権限超越又は違法であることを理由とする訴訟、(b)少数株主に対する詐欺を構成し、当該行為をした者が自ら会社を支配していることを理由とする訴訟、また(c)不公正な方法により、一定の（又は特別の）多数による賛成が要求されている決議を通じたことにつき、会社の名において、代表訴訟又はその他の付随する訴訟を提起することを認める英国の判例法に従うことを期待されているといえます。

株式資本が株式に分割されている（銀行以外の）会社の場合、裁判所は、発行済株式の五分の一以上の株式を保有す

株主の申請により、検査役を選任し、裁判所が指示する方法による会社の状況の調査及び報告を求めることができます。

いかなる株主も、裁判所に対し、当該会社につき裁判所が解散することが正義及び衡平に適うと判断した場合には解散を命ずべき旨請求することができます。

株主による会社に対する請求は、基本的には、ケイマンにおいて適用される一般的な契約法理若しくは不法行為に基づくものであるか、又は会社の基本定款又は附属定款により設定された株主としての権利に基づくものである必要があります。

経営

一般的には、会社の事業は基本定款及び附属定款に従い行われます。当社の附属定款は、当社の事業は株主総会において行使されることが法令又は附属定款において要求されているものでない全ての権限を行使することができる当社の取締役会により、管理され運営されるものとされており、但し、法令、附属定款及び株主総会において会社により規定されたあらゆる規則に従うものとします。

ケイマン会社法は、取締役が有する会社の資産処分権限につき特段の制約を置いておりません。しかしながら、一般法に関する限り、取締役、業務執行取締役及び秘書役を含む会社のあらゆる役員は、その権限を行使し、その義務を履行する際に、会社の最善の利益の観点から、信義に従い誠実に行為しなければならず、合理的に分別のある人間が同様の状況において用いるべき注意、努力及び技能を行使する義務を負担しております。

会計及び監査に関する規定

会社は、(i)会社によって受領され消費される金銭の総額並びに受領及び出費の発生に関する事項、(ii)会社による全ての商品の売買、及び(iii)会社の資産及び負債につき、適切な会計帳簿を作成しなければなりません。

当社の状況について真実かつ公正な概観を与え、及びその取引を説明するために必要な帳簿が作成されていないければ、適切な会計帳簿が作成されていないとみなされるものとされており、

取締役に対する貸付

ケイマン会社法上、会社が取締役に対して貸付を行うことを禁じる明文規定は存在しません。

会社書類の調査

当社の株主はケイマン会社法上、株主名簿又は当社の記録を調査し又はその写しを取得する一般的な権利を有していません。但し、当社の附属定款に規定されればその内容に従った権利が認められます。

免除会社は、附属定款の規定に従い、ケイマンの内外を問わず取締役が随時適当と判断する場所に、主たる株主登録簿と、支店登録簿を置くことができます。ケイマン会社法上、免除会社について、ケイマンの会社登記官に対し株主を報告することを要求する規定は存在しません。したがって、株主の氏名及び住所は、公衆の縦覧に供される事項ではなく、公衆の調査のために利用することもできません。

清算

会社は、裁判所の命令又は株主総会における特別決議により清算することができます。裁判所は、清算することが正義及び衡平に適うとの意見を有したときなどの一定の状況において、清算を命ずることができます。

会社は、株主が株主総会の特別決議によって決議した場合、存続期間が限定された会社については、基本定款に定められる会社の存続期間が満了したとき、又は基本定款において会社が清算されるべきと規定される事由が生じたときには自発的に清算されます。自発的な清算の場合、当該会社は当該自発的解散の決議が承認されたとき、上記期間が満了し又は上記事由が発生したときにその事業の継続を中止する義務を負います。

会社を清算し、裁判所を支援して手続を実行する目的上、公的清算人と称される1人以上の者が選任されることがあります。裁判所は、条件付又は無条件で、裁判所が適当と判断する者がかかる職に選任することができます。2人以上の者がかかる職に選任された場合、裁判所は、公的清算人によって行うことが要求され又は授權されている行為が、全清算人によってなされるべきものであるか、1人又は2人以上の清算人によってなされるべきものであるかを宣言するものとされており、裁判所はまた、選任に際し公的清算人によって与えられる担保の有無及び程度を決定することができますものとし、公的清算人が選任されず、又は公的清算人を欠いたとき、会社の全ての資産は裁判所の管理下に置かれます。株主が株主総会において自発的に会社を清算する場合、会社は株主総会において、会社の事業を清算し残余財産を分配するため、1人以上の清算人を選任しなければならないものとされており、

清算人が選任される際、会社の事業に関する責任は全て清算人がこれを処理するものとし、清算人の承諾がない限り、以後いかなる経営上の行為もなされ得ないものとされます。清算人の義務は会社の資産を回収し（出資者からの支払期限が到来している額（もしあれば）を含みます。）、債権者リストを作成し、上位かつ担保権付債権者の権利、劣後特約、相殺権又はネットィング請求権に従い、会社の債務を（完全に履行するのに十分な資産がない場合には按分比例で）履行すること、また、出資者（株主）のリストを作成し、株式に付された権利に従い残余財産（もしあれば）を分配することです。

清算人は、会社の事業が完全に清算され次第、清算がいかに行われ、会社財産がどのように処分されたかを示した会計帳簿を作成し、その計算結果を提示して説明を行うための集会を招集します。この集会は（ケイマン会社法に定義されている）公告又は会社登記官が指示するその他の方法により招集されるものとされており、

会社再編

会社再編又は合併の目的で招集された集会において、株主、種類株主又は債権者（場合による）の把握する持分の75%に相当する多数かつ当該集会に出席した株主、種類株主又は債権者（場合による）の過半数により承認され、その後裁判所において認可された場合、会社再編又は合併を行うことができる旨の明文規定が存在します。他方で、これに反対する株主は、裁判所に対し、承認が求められている取引は、その株式につき、株主に対して株式の公平な価値を提供しない旨意見を述べる権利を有しておりますが、裁判所は、経営陣の詐欺的行為又は不誠実の証拠がない場合には、かかる意見のみに基づいて、かかる取引を否定することは通常ありません。

強制買付

会社より他の会社の株式についての買付申入がなされ、その買付申入から4ヶ月以内に、買付申入の対象となった株式の90%以上の株主がこれに賛成した場合、その買付申入者は当該4ヶ月経過後の2ヶ月以内に、所定の方法による通知をすることにより、買付申入を受諾しない株主に対し、その株式を当該買付申入の条件で譲渡するよう要求することができるものとされており、反対株主は、かかる譲渡を拒絶する旨の通知から1ヶ月以内に、ケイマンの裁判所に対し申立をすることができます。この場合、裁判所がその権限を行使すべきことは、当該反対株主がこれを示さねばならず、少数株主を不公平に排除する手段として、買付申入者と受諾株主との間の詐欺的行為又は不誠実についての証拠がない限り、裁判所がかかる権限を行使することは通常ありません。

補償

ケイマン法は、裁判所が公序に反すると判断するものを除き（例えば、犯罪を犯した結果に対して補償を与えることを企図するなど）、会社の附属定款が役員及び取締役に対しどの程度の補償を与えるかにつき制限をしております。

（２）【提出会社の定款等に規定する制度】

当社は、ケイマン会社法に基づき、有限責任の免除会社として、2003年12月12日付で、ケイマンにおいて設立されました。当社は免除会社であるため、当社の運営は主としてケイマン外において行われる必要があります。

基本定款及び附属定款

株主総会

年次株主総会及び特別決議を得るために招集される臨時株主総会は、中21日以上前に書面により招集され、その他の臨時株主総会は、中14日以上前に書面により招集されます。いずれの株主総会の通知も、附属定款の条項又は当該株主が保有する株式の発行要項等において通知の受領権限がないものとされる株主を除き、全ての株主及びその時点における監査人に対してなされることとなります。

なお、いずれの株主総会においても、議長の選任を除き、議事が開始されたときに定足数を満たしていない限り、いずれの議事も行われることはないこととされており、

定足数は、株主2名が、自ら又は委任状により出席することをもって足りるものとされており、但し、特別決議に付すべき議案については、定足数は株主総会で議決権を行使することができる全株主の総議決権の三分の一以上の議決権に相当する株式を有するものの出席を要するものとされます。

附属定款の目的上、株主である法人は、当該法人の取締役会その他の意思決定機関の決議により適法に授権された者が、関連する株主総会又はその他の関連する種類株主総会において代表者として行為することにより、自ら出席したものとみなされます。これらの適法に授権された代表者は、自ら代表する当該法人に代わり、個人株主が行使できる権限と同一の権限を行使することができるものとします。

当社株式のうちの別異の種類別の株主による種類株主総会の定足数は、以下の「権利の修正」に記載されており、

特別決議 - 特別多数の賛成が要請されるもの -

附属定款の規定に従い、特別決議は、特別決議による議案の提案を行う意思を明確にした中21日以上事前の通知が適法になされた株主総会において、自ら議決権を有する（株主が法人である場合には適法に授権された代表者によるものとし、委任状による出席が許容されている場合には委任状によるものとします。）出席株主の三分の二以上の多数の賛成により決議される必要があります。但し、これらの株主総会に出席し議決権を行使することができる全ての株主が同意した場合には、中21日以上事前の通知がなされていなくとも、株主総会において特別決議事項を提案・決議することができるものとします。また、特別決議に係る書面は、決議の通過の日から15日以内に、ケイマンにおける会社登記官に回付されなければならないものとされており、

なお、定款上、普通決議は、定款に従い開催される株主総会において、自ら議決権を有する（株主が法人である場合には適法に授権された代表者によるものとし、委任状による出席が許容されている場合には委任状によるものとします。）出席株主の単純過半数の賛成により決議されるものを意味すると規定されており、

普通株式に付された議決権

普通株式に随時付された議決に関する特別の権利及び制限のもと、株主総会においては、自ら又は委任状（株主が法人の場合には、適法に授権された代表者）により出席する全ての株主は、一議決権を保持します。そして、投票による場合、自ら又は委任状（株主が法人の場合には、適法に授権された代表者）により出席する全ての株主は、当該株主が保有する各株式ごとに一議決権を保持します。

但し、当該総会に係る一定の基準日において株主として登録され、株主から当社に対し期日が到来した全ての履行請求及び分割金の支払いがなされていない限り、いかなる株主も議決権を有さず又は定足数に算入されないものとされており、

なお、特定のクリアリングハウス（又はノミニー）が当社の株主となった場合、当該機関は、いかなる株主総会又は種類株主総会においても、当該機関が適当と認める者にその代表者として行為することを授権することができます。但し、複数の者が授権された場合には、当該授権は、その授権に係る株式数及び種類を特定してなされるものとします。当該条項に従い授権された者は、当該事実に関する別異の証拠を要することなく適法に授権されたものとみなされ、当該特定のクリアリングハウス（又はノミニー）に代わって、その者がクリアリングハウス（又はノミニー）により保持された普通株式の登録株主である場合と同一の権限（その者が挙手採決において個別に議決することができる権利を含みます。）を行使することができるものとします。

ケイマン法又は当社の定款には、居住地を理由とする株主による株式の保有又は議決権行使について課された制約は存在しません。但し、当社の定款は、宣言された配当の全て又は一部を充足するための株式の割当て、株式の募集、株式のオプションの付与、株式の処分又は株式の発行を行う際において、登録届出書その他の特別の様式が存在しないことにより、これらの株式の割当て、株式の募集、株式のオプションの付与、株式の処分又は株式の発行が違法又は実務上不可能であると当社が判断した特定の地域に登録住所を有する株主に対しては、これらの株式の割当て、株式の募集、株式のオプションの付与、株式の処分又は株式の発行を行うことを当社は義務づけられるものではないこととされており、

少数株主の保護

ケイマンの大裁判所は、発行された普通株式の五分の一以上の株式を有する株主の要求により、当該大裁判所が指示する方法により、当社の事業を調査しこれを報告する検査役を選任することができるものとされており、

また、全ての株主は、ケイマン大裁判所に対し、裁判所が解散することが正義及び衡平に適うと判断した場合には解散を命ずべき旨請求することができます。

株主による当社に対する請求は、基本的には、ケイマンにおいて適用される一般的な契約法理若しくは不法行為に基づくものであるか、又は当社の基本定款及び附属定款により設定された株主としての個別の権利に基づくものである必要があります。

ケイマンの裁判所は、通常の場合において、(a)権限超越又は違法であることを理由とする訴訟、(b)少数株主に対する詐欺を構成し、当該行為をした者が自ら当社を支配していることを理由とする訴訟、及び(c)不公正な方法により、一定の（又は特別の）多数による賛成が要求されている決議を通したことにつき、少数株主が当社の名義において代表訴訟又はその他の付随する訴訟を提起することを認める英国の判例法手続に従うことが期待されております。

株式等の発行等

ケイマン法又は当社の基本定款及び附属定款上、新たに発行される普通株式に対して適用される新株引受権は存在しません。

当社が、既存株主を除くいずれかの者に対して指定証券取引所における当該株式の市場価格を著しく下回る価格で株式を発行することを提案する場合、株主総会の特別決議が必要となります。また、行使価格が当社株式の市場価格を下回る可能性のあるストックオプションの付与を提案する場合、株主総会の特別決議が必要となります。

清算に係る権利

各種類の株式に随時付される清算中の残余財産の分配に関する特別の権利、特権又は制限に従い、(i)当社が清算され株主に分配され得る財産が、当該清算の開始時点において払込済みの資本の全額を返還するのに十分な場合、当該超過分は、各株主が保有する普通株式につき、当該清算開始時点において払込済みの額の割合に応じ、株主間で按分して分配されるものとし、(ii)当社が清算され株主に分配され得る財産が、払込済みの資本の全額を返還するのに足りない場合、これらの資産は、当該不足分が、各株主が保有する普通株式につき、当該清算開始時点において払込済みの額に応じて負担されるよう分配されるものとされております。

当社が清算された場合、清算人は、特別決議の承認及びケイマン会社法が要求するその他の承認を得て、当社の資産の全部又は一部（資産が、一種類の財産から構成されるか否かを問いません。）を、株主間において正貨又は現物で分配することができ、また、かかる分配を行うために、分配される財産につき清算人が公正とみなす評価を行うことができ、かつ、株主間又は異なる種類の株主間における分配の実施方法を決定することができるものとされております。また、清算人は、同様の承認を得て、資産の一部を株主の利益のために、清算人が同様の承認を得て適切と考える信託に帰属させることができます。但し、これによりいかなる株主も、株式又はその他の証券のうち責任を伴うものに関し、受領を強制されないものとします。

権利の修正

株式資本（以下に規定されます。）に関するものや、登録事務所の所在地に関するものを除き、当社の基本定款及び附属定款の変更は、特別決議によらなければ、これを行うことができません。

ケイマン会社法に従い、種類株式に付されたいずれの特別の権利も（当該種類株式の発行要項において別異の規定がなされない限り）、発行済みの当該種類株式の額面金額の四分の三以上の株主の書面による承諾により、又は当該種類株式の保有者による個別の種類株主総会における特別決議による承認により、変更され、修正され、又は廃止される場合があります。

株主総会に関する当社の附属定款の規定は、全てのかかる個別の種類株主総会について準用されますが、その結果、延会を除く当該個別の種類株主総会のための定足数は、関連する総会の日付において当該発行済み種類株式の額面金額の三分の一以上を保有する株主（委任状による代理を含みます。）であり、当該種類株式の全ての株主は当該株主によって保有される全てのこれらの株式につき1議決権を有する投票を行うことができるものとし、また、自ら又は委任状により出席する当該種類株式の株主は投票を要求することができるものとします。これらの株主総会の延会において、定足数は、自ら又は委任状により出席する2名の株主（当該株主が保有する普通株式の数を問いません。）とします。

いかなる種類の株式の株主に対して付与された特別の権利も、当該株式の権利又は当該株式の発行要項に明示的に規定される場合を除き、同順位の普通株式を追加で創設又は発行することにより、変更されたものとみなされることはありません。

資本の変更

当社は、随時普通決議により、(a) 資本の全部又は一部を当該種類の既存の株式よりも大きい金額の当該種類株式に併合した上で分割すること、(b) ケイマン会社法の規定に従い、決議が成立した日においていずれの者によっても引受けられず又は引受同意もされていない株式を消却し、また、かかる消却のなされる株式の額だけ当社の資本の額を減じること、(c) 当社の株式又はその一部を、基本定款及び附属定款に定める（但し、ケイマン会社法に従います。）金額よりも小さい金額の株式に再分割し、また、当該決議により、再分割によって生じた株式の保有者の間で、1以上の株式について、当社が未発行株式若しくは新株式に付することができる権限と比較して優先的又は劣後的若しくはその他の特別な制約を付することができることを定めること、並びに(d) その株式を数種に分割し、既存の株式の保有者に対して従前付与された特別な権利を害することなく、優先的、劣後的、条件付若しくは特別な権利、特権若しくは条件又は株主総会における当社の決定がない場合に取締役が付することができる制限をかける株式に付することができます。

当社は、ケイマン会社法により要求される確認又は承諾を条件に、特別決議により、法令によって認められた方法に従い、当社の資本を増加し、かかる決議の定める一定の金額の種類株式に分割すること及び当社の株式資本又はその他の資本償還準備金を減少させることができます。

株式の譲渡

当社の附属定款の適用ある制約に従い、当社の株主は、通常若しくは一般的な様式、当社の株式が上場される証券取引所が規定する様式、又は取締役会が承認するその他の様式の譲渡証書により、その株式の全部又は一部を譲渡する

ことができます。

当社の取締役は、以下の場合を除き、いかなる譲渡についても名義書換登録を拒絶することができます。

- (a) 譲渡証書が、関連する株券及び取締役が合理的に要求する当該譲渡を行うための譲渡権限を示すその他の証拠とともに当社に提出され、
- (b) 譲渡証書が1つの種類の株式に関するものであり、
- (c)（印紙が要求される場合において）譲渡証書に適切に印紙が付されており、
- (d) 共同の保有者に対して譲渡される場合には、当該株式が譲渡される共同株主の数が4名を超えておらず、かつ
- (e) 当社の株式が上場される証券取引所において支払われるべきと定められる最高金額（又は取締役会が随時要求するそれを下回る金額の費用）が、当該譲渡に関連して当社に支払われる場合

取締役が譲渡に係る名義書換登録を拒絶する場合、当該取締役は、譲渡証書が提出された日から2ヶ月以内に、各譲渡人及び譲受人に対し、かかる拒絶通知を送付するものとします。

譲渡に係る名義書換登録を、一以上の日刊紙による公告又は電磁的方法による通知の上、停止することができます。かつ名簿を、取締役が随時決定する時点において随時決定する期間閉鎖することができるものとします。但し、当社の取締役が決定するいかなる年においても30日以上、名義書換登録を停止し、又は名簿を閉鎖することはできないものとします。

自己株式の買取り

当社は、ケイマン会社法及び附属定款により、一定の制限のもと当社の株式を購入する権限を与えられております。当社の取締役は、ケイマン会社法、基本定款、附属定款及び当社株式が上場する証券取引所により随時課される要件に従う場合にのみ、当社を代表して当該権限を行使できます。

配当

ケイマン会社法に従い、株主総会において、当社はいかなる通貨によっても配当を宣言することができますが、かかる配当は当社の取締役によって上程された額を上回ることにはできないものとします。当社は、当社の利益（実現しているか否かを問いません。）又は利益から積立てられた準備金のうち当社の取締役が不要と判断したものを原資として配当を宣言し、支払うことができます。また、特別決議による承認により、株式払込剰余金勘定又はその他ケイマン会社法に従い当該目的のため許容された積立金又は勘定を原資として配当を宣言することもできます。

株式に付された権利又は株式の発行要項に別異に規定される場合を除き、(i)全ての配当は当該配当が支払われる株式の払込み額に応じて宣言され支払われるものとしますが、払込み要求に先立って株式につき払込まれた額は、当該目的上その株式につき払込済みとは取扱われえないものとし、(ii)全ての配当は、当該配当が対象とする一定の期間における当該株式へ払込済みの額に応じて按分にて支払われるものとします。

当社の取締役は、普通株式につき、取締役の判断により、当社の状況がかかる支払を許容する限り、半期ごと又はその他の期日において支払可能な配当を支払うこともできます。

当社の取締役は、請求又は分割払いその他により株主に対してその時点において支払うべき額の総額（もしあれば）につき、当該株主に対して支払うべき配当又は特別配当より控除することができます。

いかなる配当その他株式につき又は株式に関して当社により支払われるべき金銭も、利息が付されないものとします。当社の株式資本につき支払い又は宣言が提案される配当に関し、当社の取締役は、(i)かかる配当は、その全部又は一部につき、全額払込済みとして計上されている普通株式を割当てする方法で行われるべきこと（但し、かかる資格を有する株主はかかる配当をかかる割当て（又は取締役がその一部を普通株式の割当てとする旨決議した場合には、当該一部）に代えて現金にて受取ることを選択する資格を有するものとします。）、又は(ii)かかる配当を受ける資格のある株主は、配当の全部又は取締役が適当と考える一部に代えて全額払込済みとして計上されている株式の割当を受領することを選択する資格を有すること、を決議し指示することができるものとします。また、取締役は、以上にかかわらず、株主総会における承認を得て、特定の配当に関し、普通株式による配当に代えて現金にて配当を受領することを選択できる権利を与えずに、全額払込済みとして計上されている普通株式を割り当てる方法により、かかる配当の全てを行うことを決議することもできるものとします。

配当、利息その他株式の株主に対して現金にて支払うべき金額の総額は、小切手又は支払証書により、株主の登録住所宛にて株主に対して、又は株主が指示する住所の者に対して郵送することにより支払うことができるものとします。かかる小切手又は支払証書は、株主又は共同株主より別異の指示がない限り、株主（共同株主の場合には当該普通株式につき登録簿に最初に氏名が記載されている株主）の指図に従い、かかる株主の危険において支払われるものとし、支払銀行による小切手又は支払証書の支払により、当社の支払義務は本旨に従い履行されたものとします。

なお、かかる配当宣言がなされた日から6年間経過後も支払請求のない配当は、当社の取締役会により受領権限を剥奪することができるものとし、この場合、当該配当は、当社に戻されるものとします。

当社の取締役又は株主総会において株主が、配当の支払又は宣言を決議したときはいつでも、取締役は、さらに、かかる配当が直接払いにより、又はその全部若しくは一部につき特定の現物資産（特に払込済みの株式、債券、当社又は他社の証券を引受けるワラント）によりなされるべきことを決議することができるものとし、かかる配当について支障が生じた場合には、取締役は便宜的と考える方法（特に、端株券を発行し、若しくはかかる端株を譲渡する権限を与え、若しくはかかる端株を切り捨て、分配のためかかる特定の資産の価値を定めて、当事者間の権利を調整するために、株主に対する現金の支払いが定められた価値の総計に基づき行われる旨を決定して、かかる特定の資産を取締役が便宜的と判断する場合受託者に帰属させるものとする）により決済することができるものとします。

所在不明の株主

当社は、以下の場合、所在不明の株主の株式を売却する権限を有しております。

- (a) 当該株式の株主に対して現金により支払われるべき3以上の小切手又は支払証書（金額を問いません。）が12年間現金化されないままである場合、

- (b) 12年間又は下記(d)に記載される期間満了の3ヶ月前までに、株主又は死亡、破産若しくは法律の適用により当該株式につき権利を取得した者の所在又は存否を示す事由が判明しない場合、
- (c) 12年間に当該株式に関して少なくとも3回の配当が支払い可能となったが、当該期間中株主によりいかなる配当支払の請求もなされない場合
- (d) 12年間の期間満了時に、取引所の要請により当社が附属定款に規定される方法により日刊紙において当該普通株式を売却する意向を公告し、当該公告がなされて以降3ヶ月経過後に、取引所にかかる意向が通知された場合かかる売却による手取金は当社に帰属するものとし、当社がかかる手取金を受領した場合、当社はかかる手取金相当額につき、売却前の株主に対して債務を負担することとなるものとします。

取締役会

ア. 総論

当社は2名以上の取締役により構成される取締役会によって運営されております。なお現在の当社の取締役会は、6名により構成されております。当社の附属定款によると、取締役は選任後3回目の事業年度の末日の直後に開催される定時株主総会の終結の時に退任するものとします。但し、退任する取締役は、直ちに再任される資格を有するものとします。このような再任に関する仕組みは、株主が当社の意思決定の過程に参加することを保証しております。

取締役会の会議は、取締役会の構成員のいずれかにより必要であると判断された場合にはいつでも開催することができます。全ての取締役が出席し、又は関連する取締役会につき代理人が出席してかかる取締役会の開催につき承諾している場合には、取締役会に関する事前の通知は要求されません。

取締役会は、取締役会の過半数の構成員が自ら又は代理人により出席した場合、適法かつ法的拘束力を有する決定を行う能力を有するものとします。また、いかなる取締役会においても、各取締役は、自ら出席しているか代理人による出席であるかを問わず、一議決権を有するものとされております。

取締役会に付議された議題は、当該取締役会の会議に自ら又は代理人により出席した構成員の単純過半数の賛成により決定されることが要求されるものとし、可否同数の場合、会議の議長は、第2票目又は決定票を有するものとします。当社の取締役会は、取締役全員の書面による同意により、会議を開催せずに決議することもできるものとします。

ケイマン法に従い、当社の取締役は忠実義務を負い、信義に従い誠実かつ当社の最善の利益のため行動しなければなりません。また、当社の取締役は、合理的な思慮のある人間が同等の状況において用いるべき注意、努力及び技能を行使する義務を負担しております。かかる当社に対する義務を果たすにあたり、当社の取締役は、基本定款及び附属定款並びに普通株式の株主につきかかる定款において付与された権利を遵守しなければなりません。取締役がその負担する義務に違反した場合、株主は一定の状況下において損害賠償を請求する権利を有します。

イ. 借入権限

当社の取締役は、次の行為を行うためのあらゆる権限を行使することができます。

資金の調達又は借入れ

当社の事業、（現在及び将来の）財産及び資産並びに払込みがなされていない資本の全部又は一部に対する担保権の設定

ケイマン会社法に従い、無条件であるか、又は当社若しくは第三者の負債、債務その他の義務の履行のための担保としてであるかを問わず、債券、社債その他の証券の発行

かかる借入権限は、一般的な附属定款と同様、当社の特別決議の承認により変更されることがあります。

当社が他の会社の子会社となることとなる当社の全ての株式の交換、又は当社の事業の全部若しくは重要な部分の譲渡を伴う取引については、株主の特別決議が要求されます。

ウ. 報酬

取締役が報酬として受領する対価の総額は当社の株主総会において決定されます。かかる報酬の取締役間における配分は、当社の取締役会において合意された割合及び方法により、又はかかる合意がなされないときは均等に配分されるものとします。但し、報酬の対象となる期間の一部のみ在任した取締役は、在任期間の割合に応じた報酬のみ配分されます。また、取締役は、全ての通信費、出張費、宿泊費及び取締役会、委員会又は株主総会若しくは種類株主総会若しくは社債権者集會に出席する際に負担する又は負担した合理的範囲の費用その他取締役としての義務の履行に関連する付帯費用の前払いを受け又は立て替えた当該費用の支払を受ける資格を有するものとします。当社のため要求により海外に出張し又は居住した取締役、若しくは取締役会の意見により取締役の通常の義務の範囲を超えた役務を提供する取締役は、取締役会が決定する特別の報酬（月給、歩合、利益への参加その他の方法による）を問いません。）を受領することができます。当該特別報酬の支払いは、取締役としての通常の報酬に加え又はこれに代えてなされるものとします。

取締役会は、年金、疾病手当、特別手当、生命保険その他当社の従業員（本段落及び次の段落において、「従業員」との表現には当社又は当社の子会社のために業務執行又は収益に係る業務に従事し又は従事していた取締役又は元取締役を含むものとします。）及び従業員並びにこれらの扶養家族又はこれらに相当する者に対する給付金を支給するための組織又は基金を設置し、これらに当社の金銭を供与するにあたり、他の会社（当社の子会社又は当社と事業提携を行う会社をいいます。）を設立し、他の会社と協力し又は他の会社に参加することができます。

取締役会は、前段落において言及した組織又は基金のもと受給資格を有する又は資格を有する可能性のある年金又は給付金（もしあれば）以外の年金その他の給付金を含め、従業員、元従業員、又はこれらの扶養家族に対し、年金その他の給付金支払い、支払うための契約を締結し、又は許諾（撤回可能か撤回不能か、あるいは一定の

条件を付すか否かを問いません）を与えることができるものとします。これらの年金又は給付金は、取締役会が適切と考えるところに従い、当該従業員が現に退職する前であってその見込があるとき、退職時又は退職後に与えられることもできるものとします。

エ．利益相反

取締役は、当該取締役又はその関係者が重大な利害関係を有する契約、取決め又はその他の提案に賛成する取締役会の決定において議決権を行使することはできず、定足数として算入されることもできないものとされており、但し、当該取締役が定足数として算入されないか又は議決権を有しない会議において、当社の取締役会又はその適法に授権された委員会の決議により、当該取締役の議決権行使が承認された場合を除きます。

2【外国為替管理制度】

ケイマンにおいて、為替管理に関する規制及び通貨に関する制限はありません。

3【課税上の取扱い】

ケイマン法における租税軽減法（1999年改正）第6条に従い、当社は、総督より以下の約束を取得しております。

- (a) 利益、収益、利得又は評価増に課されるべき租税を課すケイマンにおいて制定された法律は、当社及び当社の運営に対して適用されないこと
 - (b) 上記の利益、収益、利得又は議決権に対する租税又は遺産税若しくは相続税の性質を有するいかなる租税も、当社の株式、債券その他の債務に対して支払う必要はないこと
- 当社に対する上記の約束は、2003年12月12日より20年間その効力を有します。

ケイマンにおいては、現時点において、個人又は法人に対し、利益、収益、利得又は評価増に基づき租税は課されず、遺産税又は相続税の性質を有する課税も存在しません。また、ケイマンの裁判管轄の範囲内において一定の法律文書を締結し、又はかかる法律文書を同範囲内に持ち込む場合に、随時一定の印紙税が適用されるほか、ケイマン政府によって課される、当社にとって重大となり得るその他の租税も存在しません。ケイマンは、二重課税防止条約を締結しておりません。

4【法律意見】

- (1) ケイマンの法律に関する当社の法律顧問であるコンヤーズ・デイル・アンド・ピアマン法律事務所が、大要以下の旨の法律意見書を提出しております。
 - (a) 当社は、ケイマンの法律に基づく有限責任の免除会社として適法に設立され、有効に存続しております。
 - (b) 本書におけるあらゆる記述は、ケイマンの法律に関する限りいずれも真実かつ正確であります。
以上の意見は、ケイマンの法律に限定して述べられるものであります。
- (2) 中国の法律に関する当社グループの法律顧問である観韜律師事務所が、大要以下の旨の法律意見書を提出しております。
 - (a) 北京博奇、北京聖邑、北京博奇環保、浙江博奇、包頭博奇、武漢博奇、鎮江博奇、山西寿陽、井岡山博奇及び安徽能達（以下「中国子会社」といいます。）は、中国会社法に基づく有限責任会社として適法に設立され、有効に存続しております。
 - (b) 本書におけるあらゆる記述は、中国の法律に関する限りいずれも真実かつ正確であります。
以上の意見は、中国の法律に限定して述べられるものであります。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月		2006年1月1日 ～12月31日	2007年1月1日 ～12月31日	2008年1月1日 ～12月31日	2009年1月1日 ～12月31日	2010年1月1日 ～12月31日
完成工事高及び その他の事業売上高	千人民元 (千円)	1,261,030 (15,568,267)	2,032,495 (25,092,534)	1,703,724 (21,033,626)	1,146,073 (14,149,048)	1,249,530 (15,426,299)
経常利益又は経常損失()	千人民元 (千円)	149,081 (1,840,502)	192,252 (2,373,486)	151,307 (1,867,984)	35,787 (441,809)	69,400 (856,794)
当期純利益又は当期純損失 ()	千人民元 (千円)	132,430 (1,634,933)	171,739 (2,120,238)	169,923 (2,097,809)	28,353 (350,041)	63,448 (783,314)
純資産額	千人民元 (千円)	300,536 (3,710,321)	1,284,179 (15,854,059)	1,103,506 (13,623,527)	1,131,618 (13,970,594)	1,190,841 (14,701,737)
総資産額	千人民元 (千円)	919,794 (11,355,480)	2,705,662 (33,403,234)	2,657,717 (32,811,315)	2,802,231 (34,595,450)	2,820,077 (34,815,760)
1株当たり純資産額	人民元 (円)	10.88 (134.36)	3,490.64 (43,094.35)	2,965.04 (36,605.45)	3,044.13 (37,581.85)	3,221.11 (39,766.79)
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額()	人民元 (円)	5.21 (64.31)	555.85 (6,862.40)	471.51 (5,821.06)	79.09 (976.39)	176.98 (2,184.95)
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	人民元 (円)	- (-)	536.91 (6,628.58)	- (-)	- (-)	- (-)
自己資本比率	(%)	32.7	46.6	40.0	38.9	40.9
自己資本利益率	(%)	64.3	22.0	14.6	2.6	5.6
株価収益率	(倍)	-	21.9	-	17.5	11.5
営業活動による キャッシュ・フロー	千人民元 (千円)	182,698 (2,255,532)	77,975 (962,652)	156,717 (1,934,773)	69,520 (858,266)	52,779 (651,589)
投資活動による キャッシュ・フロー	千人民元 (千円)	13,059 (161,222)	31,271 (386,068)	39,382 (486,199)	221,291 (2,731,983)	23,378 (288,618)
財務活動による キャッシュ・フロー	千人民元 (千円)	60,081 (741,737)	716,674 (8,847,822)	98,930 (1,221,353)	116,385 (1,436,856)	10,144 (125,233)
現金及び現金同等物の 期末残高	千人民元 (千円)	178,617 (2,205,151)	777,569 (9,599,617)	662,872 (8,183,602)	627,346 (7,745,008)	645,314 (7,966,842)
従業員数	(人)	263	509	518	560	512

(注) 1. 完成工事高には、消費税（中国においては増値税）等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第4期まで、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、第6期は1株当たり当期純損失のため、第7期及び第8期は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 株価収益率については、第4期は当社株式が非上場であるため、第6期は当期純損失のため記載しておりません。

4. 第4期の連結財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第5期及び第6期の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき監査法人トーマツの監査を受けており、また、第7期及び第8期の連結財務諸表については、金融商品取引法193条の2第1項の規定に基づき有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

5. 当社グループの連結財務諸表は、人民元で表示されております。「円」で表示されている金額は、財務諸表等規則第132条の規定に基づき、2010年12月30日現在の上海外貨取引センターの対円の相場終値100円＝8.1000人民元で換算されております。金額は、別途明記される場合を除き、千人民元単位（四捨五入）及び千円単位（四捨五入）で表示されております。なお、当該円換算額は、単に便宜上の表示を目的としており、人民元で表示された金額が上記の相場で実際に円に換算されることを意味するものではありません。

6. 当社は、2007年3月16日付で株式100株につき1株の株式併合を行っております。2007年12月期の期中平均株式数、1株当たり当期純利益の算定、潜在株式調整後1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産の算定につきましては、株式併合が当期首に行われたものとして算出しております。当該株式併合に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標を参考までに掲げると以下のとおりとなります。

回次		第4期
決算年月		2006年1月1日 ～12月31日
1株当たり純資産額	人民币 (円)	1,088 (13,432.10)
1株当たり当期純利益	人民币 (円)	521 (6,432.10)

(2)提出会社の経営指標等

回次		第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月		2006年1月1日 ～12月31日	2007年1月1日 ～12月31日	2008年1月1日 ～12月31日	2009年1月1日 ～12月31日	2010年1月1日 ～12月31日
営業収益	千人民币 (千円)	- (-)	115,197 (1,422,181)	- (-)	- (-)	- (-)
経常利益又は経常損失()	千人民币 (千円)	25,133 (310,289)	65,250 (805,559)	50,206 (619,833)	13,039 (160,971)	14,415 (177,960)
当期純利益又は当期純損失()	千人民币 (千円)	24,815 (306,352)	65,250 (805,559)	50,206 (619,833)	11,952 (147,558)	9,094 (112,274)
資本金	千人民币 (千円)	230 (2,835)	294 (3,628)	294 (3,628)	294 (3,628)	294 (3,628)
発行済株式総数	(株)	27,615,192	360,988	360,988	360,988	360,988
純資産額	千人民币 (千円)	75,360 (930,368)	951,720 (11,749,635)	882,246 (10,891,932)	869,208 (10,730,962)	855,361 (10,560,008)
総資産額	千人民币 (千円)	107,404 (1,325,980)	953,776 (11,775,014)	884,822 (10,923,725)	871,668 (10,761,336)	856,875 (10,578,700)
1株当たり純資産額	人民币 (円)	2.73 (33.69)	2,571.87 (31,751.50)	2,373.84 (29,306.65)	2,340.50 (28,895.06)	2,315.13 (28,581.89)
1株当たり配当額	人民币 (円)	- (-)	69.66 (860.00)	- (-)	- (-)	17.66 (218.00)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()	人民币 (円)	0.98 (12.05)	211.19 (2,607.29)	139.31 (1,719.93)	33.34 (411.59)	25.37 (313.17)
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	人民币 (円)	- (-)	203.99 (2,518.45)	- (-)	- (-)	- (-)
自己資本比率	(%)	70.2	97.4	96.2	96.3	96.9
自己資本利益率	(%)	71.5	13.0	-	-	-
株価収益率	(倍)	-	57.8	-	-	-
配当性向	(%)	-	26.3	-	-	-
従業員数	(人)	0	0	0	0	0

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第4期まで、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、第6期及び第7期並びに第8期は1株当たり当期純損失のため記載しておりません。

2. 株価収益率については、第4期までは当社株式が非上場であるため、第6期及び第7期並びに第8期は当期純損失のため記載しておりません。

3. 第5期より、株式上場に伴い、営業外収益として処理していた子会社からの受取配当金を営業収益として表示することと致しました。

4. 第4期の財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第5期及び第6期の財務諸表については、金融商品取引法193条の2第1項に基づき監査法人トーマツの監査を受けており、また、第7期及び第8期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

5. 当社グループの連結財務諸表は、人民币で表示されております。「円」で表示されている金額は、財務諸表等規則第132条の規定に基づき、2010年12月30日現在の上海外貨取引センターの対円の相場終値100円＝8.1000人民币で換算されております。金額は、別途明記される場合を除き、千人民币単位（四捨五入）及び千円単位（四捨五入）で表示

されております。なお、当該円換算額は、単に便宜上の表示を目的としており、人民元で表示された金額が上記の相場
で実際に円に換算されることを意味するものではありません。

6. 当社は、2007年3月16日付で株式100株につき1株の株式併合を行っております。第5期の期中平均株式数、1株当たり当
期純利益の算定、潜在株式調整後1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産の算定につきましては、株式併合が当期
首に行われたものとして算出しております。当該株式併合に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり
指標を参考までに掲げると以下のとおりとなります。

回次		第4期
決算年月		2006年1月1日 ～12月31日
1株当たり純資産額	人民元 (円)	273 (3,369.04)
1株当たり当期純利益	人民元 (円)	98 (1,205.03)

2【沿革】

(1) 概要

当社グループの中核業務子会社として主に石炭火力発電所で用いられる排煙脱硫・脱硝システム
の工事請負、並びにゴミ処理発電所への投資、建設及び運営に携わっている北京博奇は、2002年
6月24日に北京において中国会社法に基づく有限責任会社として設立されました。北京博奇は、当
初中国の電力会社である北京国華電力有限責任公司（以下「国華電力」といいます。）の系列会
社として設立されましたが、2003年10月に、北京博奇の取締役で当社の創業者でもあるワン・
ジュンを中心とする北京博奇の現取締役の一部によって、その株式の取得が行われ、その結果、国
華電力の系列に属さない独立した企業となりました。

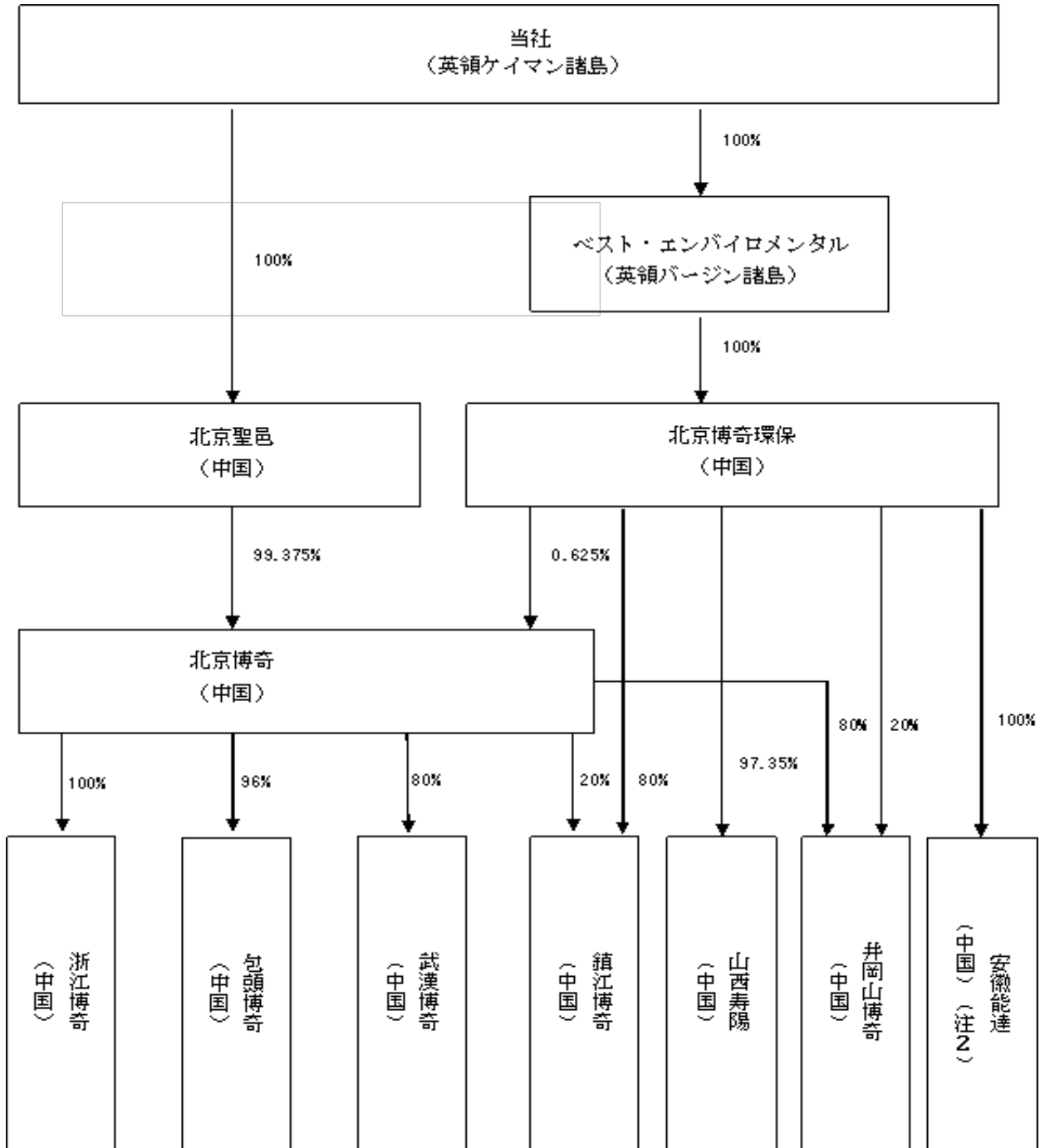
当社は、2003年12月12日にケイマン会社法に基づき有限責任の免除会社として設立されました。
2005年度中に、当社を北京博奇の最終持株会社とするための手続が完了し、北京聖邑（2011年3月
現在、北京博奇の発行済株式の99.375%を保有する中国会社法に基づく有限責任会社）、ベスト
・エンバイロメンタル（2011年3月現在、北京博奇環保の発行済株式の100%を保有するバージン
会社法に基づく有限責任会社）、及び北京博奇環保（2011年3月現在、北京博奇の発行済株式の
0.625%を保有する中国会社法に基づく有限責任会社）が当社の支配下におかれまして、その結
果、当社は、北京博奇の実質的支配株主となりました。

北京博奇は、2006年7月に浙江省において脱硫技術の研究・開発等を目的として、中国会社法に
基づく有限責任会社である浙江博奇を、2007年8月に内モンゴル自治区においてゴミ処理発電事
業を主たる業務とする包頭博奇（出資比率は、北京博奇が96%、内蒙古普拉特交通能源有限責任公
司が4%）を、同年10月に貴州省において火力発電所に対する脱硫のアフターサービス提供を主た
る業務とする貴州博奇（設立当初の出資比率は、北京博奇が51%、貴州景順科技開発有限公司が49%
でしたが、2009年12月に北京博奇が全ての持分を譲り受けた結果、現在は北京博奇の完全子会社
となっています。）を、2008年1月に江蘇省において排水処理事業を主たる業務とする鎮江博奇（出
資比率は、北京博奇が20%、北京納泉が80%）を、2009年6月1日に江西省において火力発電所の脱
硫施設の建設、運営及びメンテナンスを展開することを目的として井岡山博奇（出資比率は、北
京博奇が80%、北京博奇環保が20%）をそれぞれ設立し、さらに同年12月には湖北省において排煙
脱硫・脱硝エンジニアリング、資源再生及び総合利用の技術開発を主たる業務とする子会社とし
て、同社の武漢支社を武漢博奇として新たに設立しました（出資比率は、北京博奇が80%、武漢博
奇管理職及びシニアエンジニアが20%）。

北京納泉は2008年3月25日に北京博奇環保科技有限公司に商号変更し、併せて増資を行って
おります（変更後の登録資本2億1,000万人民元）。また、北京博奇環保が2008年5月19日に山西寿
陽を買収した結果、山西寿陽が2008年度において当社の連結子会社になりました。

当連結会計年度においては、北京博奇環保が2010年11月22日に安徽能達の持分を全て取得し、安徽能達を完全子会社としました。また、貴州博奇のオペレーション・メンテナンス事業を北京博奇に統合することにより、北京博奇における業務の集中管理及び管理効率の向上並びにコスト削減を図るため、2011年1月28日をもって貴州博奇は解散しました。

当社グループの本書の日付現在における持株構造は下図の通りです。



- (注) 1. 貴州博奇は2011年1月28日付で解散しました。なお、当社の2011年2月14日付臨時報告書において、貴州博奇の清算終了の予定日は3月末日としておりましたが、貴陽市工商行政管理局金陽高新区分局による企業登録の取消手続との関係で2011年5月末日となる予定です。
2. 北京博奇環保が2010年11月22日付で安徽能達を買収した結果、安徽能達は当社の子会社となりました。

(2) 当社グループの主な出来事

年月	事項
2002年 6月	北京博奇が中国の電力会社である国華電力の系列会社として北京において設立された。
2002年 12月	北京博奇が株式会社荏原製作所から千代田化工建設株式会社のジェット・バブリング式脱硫技術を導入した。
2003年 1月	北京博奇が川崎重工業株式会社からスプレー塔式脱硫技術を導入した。
2003年 6月	北京博奇が600MW石炭火力発電所における中国で最初の排煙脱硫プロジェクトである広東台山1号プロジェクトの受注契約を締結した。
2003年 10月	ワン・ジュンを中心とする北京博奇の現取締役の一部が北京博奇の株式の過半数を間接的に取得し、北京博奇が国華電力から独立した企業となった。
2003年 12月	当社がケイマンで設立された。
2004年 11月	600MW石炭火力発電所における中国で最初の排煙脱硫プロジェクトである広東台山1号プロジェクトが完了し、稼働を開始した。
2005年 10月	北京博奇が600MW石炭火力発電所用のジェット・バブリング式及びスプレー塔式脱硫システム双方の稼働実績を達成した。
2005年 11月	北京博奇が浙江大学と技術提携契約を締結した。
2006年 4月	北京博奇が同社として最初の600MW石炭火力発電所における排煙脱硝プロジェクトである雲南?東電廠排煙脱硝プロジェクトの受注契約を締結した。
2006年 7月	北京博奇が100%子会社として浙江博奇を浙江省において設立した。
2006年 9月	北京博奇が同社として最初のボタ石火力発電所における排煙脱硫プロジェクトである山西寿陽300MW 2基プロジェクトの受注契約を締結した。
2006年 10月	北京博奇が同社として最初の1,000MW石炭火力発電所の排煙脱硫プロジェクトである上海外高橋電廠排煙脱硫プロジェクトの受注契約を締結した。
2007年 5月	北京博奇が武漢支社を湖北省において設立した。
2007年 8月	株式会社東京証券取引所市場第一部に株式を上場した。
2007年 8月	北京博奇が子会社である包頭博奇を内モンゴル自治区において設立した（北京博奇の出資比率：96%）。
2007年 10月	北京博奇が子会社である貴州博奇を貴州省において設立した（北京博奇の出資比率：51%）。
2008年 1月	北京博奇が子会社として鎮江博奇を江蘇省において設立した（北京博奇の出資比率：20%、北京博奇環保の出資比率：80%）。
2008年 1月	北京博奇が中国浙江大学と戦略的提携契約を締結した。
2008年 4月	北京博奇が同社として最初のBOT方式による排煙脱硫プロジェクトである華能井岡山火力発電所第一期及び第二期脱硫プロジェクトの受注契約を締結した。
2008年 5月	北京博奇環保がボタ石総合利用を手掛ける山西寿陽を買収した。
2009年 6月	北京博奇が子会社として井岡山博奇を江西省において設立した（北京博奇の出資比率：80%、北京博奇環保の出資比率：20%）。
2009年 12月	北京博奇が貴州博奇の49%の持分を譲り受け、100%子会社にした。
2009年 12月	北京博奇が同社の支社であった武漢支社を武漢博奇として子会社化した（北京博奇の出資比率：80%）。
2010年 11月	北京博奇環保が安徽能達の持分を全て取得し、完全子会社化した。
2011年 1月	北京博奇の完全子会社である貴州博奇が解散した。

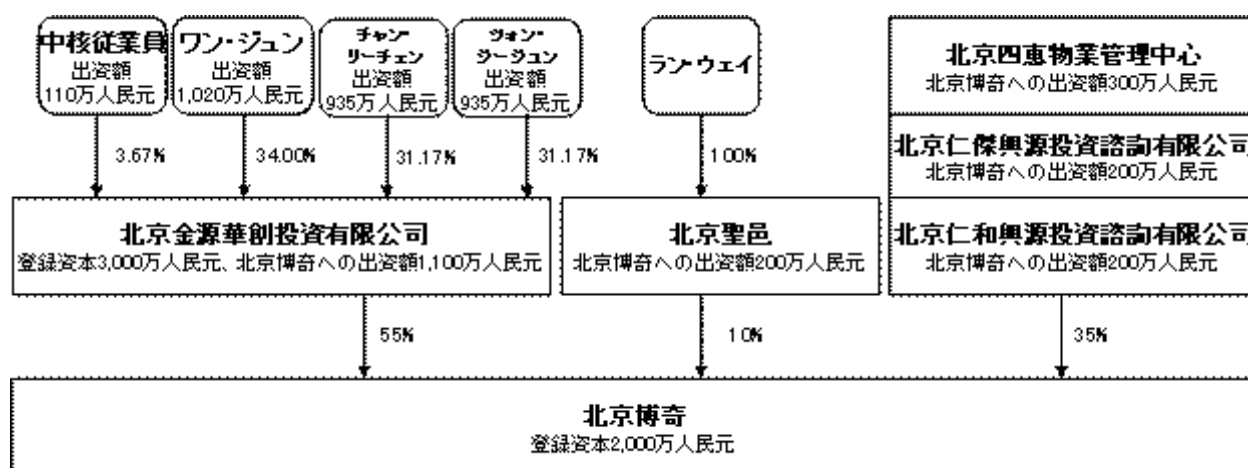
(3) 提出会社を持株会社とする過程における資本関係の推移

2003年10月、当社及び北京博奇の現取締役であるワン・ジュン、チャン・リーチェン、ツォン・ジージュン及びラン・ウェイの4名（以下「創業者4名」といいます。）が、北京博奇の株式の過半数を間接的に取得し、同社を事業会社とする持株会社を設立して中国国外で上場させる計画及び 当社の持株会社化への途中経過における株式譲渡等の取引内容にかかわらず、創業者4名

の間の実質的な持株比率（以下「持分比率」といいます。）として、持株会社化完了まで常に、ワン・ジュン28.77%、チャン・リーチェン26.37%、ツォン・ジージュン26.37%、ラン・ウェイ15.38%、従業員等3.11%の割合（但し、若干の調整はありうるものとされました。）を維持する旨に合意しました。持分比率は、当時における創業者4名の北京博奇に対する実質的な持株割合に準じて決定された、創業者4名の間における割合です。なお、かかる合意は持株会社化の完了により、既に終了しております。

上記の計画に基づき、持株会社としての当社が設立され、下記に記載する取引等を通じて、2006年6月までの間に、当社が北京博奇、ベスト・エンバイロメンタル、北京聖邑及び北京納泉を直接又は間接に取得し、持株会社化を完了しました。なお、2006年6月時点での創業者4名の実質的な持株比率は、従業員等保有の3.11%の一部がワン・ジュン、チャン・リーチェン及びツォン・ジージュンに対して追加的に付与されたため、ワン・ジュンが29.18%、チャン・リーチェンが27.32%、ツォン・ジージュンが27.32%、ラン・ウェイが15.38%となりました。

2003年10月の合意時点の資本関係の概略図は以下の通りであります。



上記の合意に基づく当社の設立以降になされた、持株会社化のための主要な取引等は以下の通りであります。なお、下記の株式の移動価格については、上記の持分比率の合意を踏まえて、名目的な価格によるものがあります。

2003年12月、ワン・ジュンが当社（発行株式1株）及びベスト・エンバイロメンタルを設立しました。

2005年2月から3月にかけて、北京聖邑の全株式の当社による取得、並びに、北京四惠物業管理中心、北京仁傑興源投資諮詢有限公司及び北京仁和興源投資諮詢有限公司の所有する北京博奇株式全部の北京聖邑に対する譲渡が行われました。

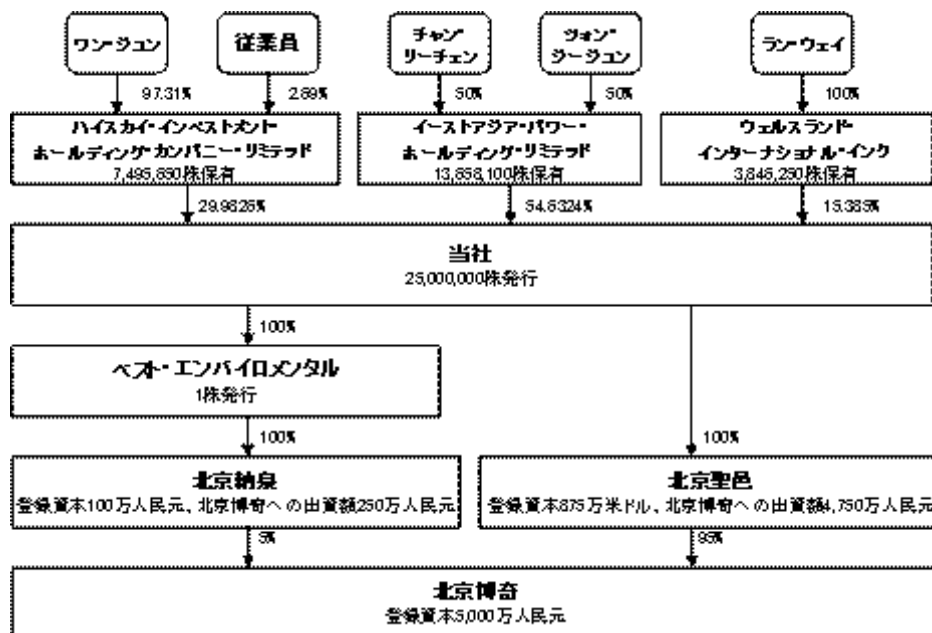
2005年4月、ワン・ジュンは、当社の発行済全株式1株を自ら実質保有するハイスカイ・インベストメント・ホールディング・カンパニー・リミテッドに譲渡し、また、当社は合計24,999,999株の新株を発行し、ワン・ジュンの実質保有するハイスカイ・インベストメント・ホールディング・カンパニー・リミテッドに12,219,999株、チャン・リーチェンとツォン・ジージュンが実質保有するイーストアジア・パワー・ホールディング・リミテッドに8,933,750株、及びラン・ウェイが実質保有するウェルスランド・インターナショナル・インクに3,846,250株をそれぞれ割り当てました。

2005年5月から11月にかけて、北京金源華創投資有限公司の所有する北京博奇株式の移動、並びに、北京納泉の全株式及びベスト・エンバイロメンタルの全株式の移動が行われ、当社は北京博奇の全株式を間接保有する持株会社となりました。

2006年6月、ハイスカイ・インベストメント・ホールディング・カンパニー・リミテッドは、その所有する当社株

式4,724,350株をイーストアジア・パワー・ホールディング・リミテッドに譲渡し、これにより上記創業者4名の持分比率に関する合意と一致した当社の資本関係が完成しました。

上記 時点の資本関係の概略図は以下の通りであります。



3【事業の内容】

(1) 概要

当社グループは、主として石炭を燃料とする火力発電所に関する排煙脱硫・脱硝事業（炉外脱硫、炉内脱硫及び排煙脱硝）、固体廃棄物処理事業（ボタ石発電、ゴミ処理発電、石炭の配合・販売）及びその他事業（排水処理、余熱発電）への投資、建設及び運営に従事する環境保護ソリューション企業であります。

事業内容と事業環境

<排煙脱硫・脱硝事業>

近年の中国の経済発展に伴い、中国における電力需要は相当な速さで増大しており、かかる需要に応えるべく、各地で発電所の建設・改築が進められております。このような背景のもと、中長期的には、中国の電力及び電力関連分野における環境ビジネスは有望視されています。

発電の方法は、主として、火力発電、水力発電、原子力発電及び風力発電の4種類に分類されます。火力発電の燃料には石炭や石油が使用されますが、中国における石炭調達の容易さ及びその経済性から、現在、中国国内では石炭を燃料とする火力発電が主要な発電方法であります。

中国電力企業連合会が2011年2月10日に発表した「2010・中国電力工業統計速報」によると、2010年の中国における発電・電気使用量は引き続き増加し、電力構造が改善し、また、省エネ及びエネルギーの排出削減において著しい効果が現われています。2010年末時点の中国国内の発電設備総容量は9.6億KWに達し、前年比で10.08%の増加となりました。中国の火力発電所の設備総発電容量は、1981年末時点では4万7200MW（中国国内の総発電量の68.28%）でしたが、2010年末時点では70万6630MW（中国国内の総発電量の73.44%）にまで拡大し、前年比で8.53%の成長率を記録しました。

当社グループは、かかる状況を背景に、主として、火力発電所の排煙から硫黄酸化物を除去するための排煙脱硫システム並びに窒素酸化物を除去するための排煙脱硝システムの設計、建設、設置及びアフターサービスに関する排煙脱硫・脱硝事業を行っております。排煙脱硫・脱硝事業の技術の詳細については、後記「(2) 環境保護技術の内容 排煙脱硫・脱硝事業」をご参照下さい。当社の連結子会社のうち、北京博奇環保、北京博奇、浙江博奇及び武漢博奇が排煙脱硫・脱硝事業を行っております。

< 固体廃棄物処理事業 >

ボタ石は、炭鉱採掘・洗鉱過程において石炭とともに産出される炭素含有量の低い岩石廃棄物であり、中国におけるボタ石の年間の産出量は、石炭生産高の10%に相当し、中国本土において排出量が最も大きい工業固体廃棄物の1つになっております。ボタ石が長期にわたり堆積されると、広範囲の用地を占有することに加え、大気・地下水の汚染の原因となり得るなど、環境への負担も大きくなります。しかし、ボタ石は再利用が可能な資源でもあり、その総合利用が資源全体の総合利用の重要な要素となっています。

中国国家経済貿易委員会、中国科学技術部が1999年10月に公表した「ボタ石総合利用技術政策ガイドライン」においては、ボタ石の総合利用技術について、炭素含有量、燃焼方式等に関する指針を示しています。近年、中国政府もこのボタ石の問題に注目しており、2005年10月28日に国家発展改革委員会、中国科学技術部と国家環境保護総局が「国家が奨励する資源節約総合利用と環境保護技術について」を共同公布し、さらに、国家発展改革委員会、建設部が2007年1月に「スチーム・発電一体生産及びボタ石総合利用発電プロジェクト建設に関する管理暫定規定」を公表し、ボタ石火力発電所の優先的認可や税制優遇等のボタ石処理・再利用の促進に対する政府による奨励策が講じられております。また、2009年1月1日より施行された「中華人民共和国循環経済促進法」においては、企業が生産過程において産出したボタ石の総合利用が義務付けられています。

当社グループは、ボタ石処理・再利用に着目し、2008年からボタ石の洗炭、ボタ石発電所への投資、建設及び運営に関するボタ石発電事業を開始しました。ボタ石発電事業の技術の詳細については、後記「(2) 環境保護技術の内容 固体廃棄物処理事業 (b) ボタ石発電」をご参照下さい。当社の連結子会社のうち、北京博奇環保、北京博奇及び山西寿陽がボタ石発電事業を行っております。

さらに、中国では、人口の増加、産業化及び都市化の進展により、近年、都市生活から発生する大量のゴミの処理も深刻な問題となっており、当社グループは、ゴミ処理発電所への投資、建設及び運営に関するゴミ処理発電事業も行っております。ゴミ処理発電事業の技術の詳細については、後記「(2) 環境保護技術の内容 固体廃棄物処理事業 (a) ゴミ処理発電」をご参照下さい。当社の連結子会社のうち、北京博奇及び包頭博奇がゴミ処理発電事業を行っております。

当連結会計年度において、北京博奇環保が2010年11月22日に安徽能達の持分を全て取得した後、当社グループは石炭の配合及び販売事業も行っております。

<その他事業>

中国では、近年の人口の増加、産業化及び都市化の進展により、増大するゴミの処理に関する問題のみならず、工業廃水や生活排水による河川等の水質汚染も深刻な問題となっております。2009年1月1日施行の「循環型経済法」によれば、中国政府は経済発展モデルを「大量生産 大量消費 大量廃棄」モデルから「効果的生産 効果的消費 ゼロ・エミッション」モデルへと変更することを目指しています。各企業が、経済活動において新しい経済発展モデルに対応することが要求されることから、環境ビジネスは、中国において有望視されております。かかる経済発展モデルの変更に伴い、当社グループの主要業務である電力分野及び火力発電所に関する環境ビジネスも成長が期待されます。また、循環型経済システムの構築に向け、新規エネルギーの開発を進める一方、中国政府はエネルギー節約を提唱し、エネルギーの有効利用も進めております。

上記の点を踏まえ、当社グループは、発電所廃水、工業廃水及び生活排水等の浄化処理システムの設計、建設、設置及びアフターサービス、並びに市政污水处理及び河川流域に対する浄化プロジェクトに関する排水処理事業を行っております。排水処理事業の技術の詳細については、後記「(2) 環境保護技術の内容 その他事業 (a) 排水処理」をご参照下さい。当社の連結子会社のうち、北京博奇環保、北京博奇及び鎮江博奇が排水処理事業を行っております。

また、当社グループは、火力発電所や製鉄所等の焼却施設から発生する余熱（余圧、燃焼可能排ガスを含みます。）を利用して企業の生産活動や市民の生活活動で利用可能な電力に変換する発電設備の設計、建設、設置及びアフターサービスに関する余熱発電事業にも業務分野を広げております。余熱発電事業の技術の詳細については、後述の「(2) 環境保護技術の内容 その他事業 (b) 余熱発電」をご参照下さい。当社の連結子会社のうち、北京博奇環保、北京博奇及び浙江博奇が余熱発電事業を行っております。

当社グループは、上記のような中国における環境問題についての対策を提供する環境保護システムの設置プロジェクトの受注・管理を行う総合的な環境保護ソリューション企業です。当社グループが提供する環境保護ソリューション業務の区分及びその概要は以下の通りです。

排煙脱硫・脱硝事業	炉外脱硫	石炭火力発電所の排煙から硫酸化物を除去するための排煙脱硫システムの設計、建設、設置及びアフターサービスを行うプロジェクトの元請負工事。
	炉内脱硫	ボタ石火力発電所のボイラーの内部の脱硫システムを設計、建設、設置及びアフターサービスを行うプロジェクトの元請負工事。
	排煙脱硝	石炭火力発電所の排煙からの窒素酸化物を除去するための排煙脱硝システムの設計、建設、設置及びアフターサービスを行うプロジェクトの元請負工事。
固体廃棄物処理事業	ゴミ処理発電	ゴミ処理発電所への投資、建設及び運営事業を行う元請負工事。
	ボタ石発電	ボタ石の洗炭、ボタ石発電所への投資、建設及び運営事業を行う元請負工事。
	石炭の配合・販売	質の異なる石炭の科学的な分析及び石炭の混合・マッチングを通して、石炭利用効率を向上させ、石炭の使用者の石炭のクリーン燃焼に対する要請に対応する石炭を提供する事業。

その他 事業	排水処理	発電所廃水、工業廃水及び生活排水等の浄化処理システムの設計、建設、設置及びアフターサービスを行うプロジェクトの元請負工事、並びに市政汚水処理及び河川流域水処理事業への投資、建設及び運営。
	余熱発電	火力発電所や製鉄所、化学工場等の焼却施設から発生する余熱（スチーム、高温排ガスを含みます。）を利用して、企業の生産活動や市民の生活活動で利用可能な電力に変換する発電設備の設計、建設、設置及びアフターサービスを行うプロジェクトの元請負工事。

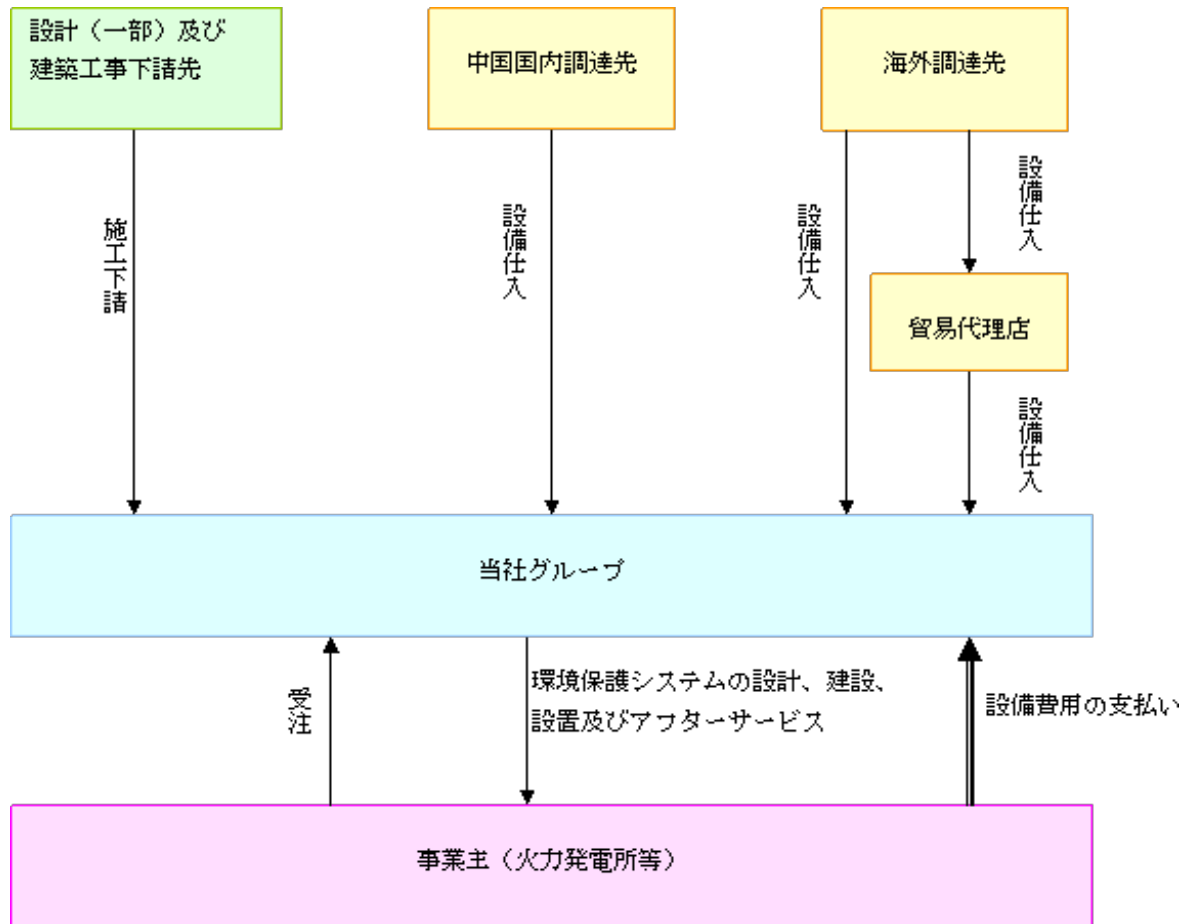
事業系統図

当社グループは、主要業務である排煙脱硫・脱硝事業において、事業主である火力発電所等（多くの場合は、電力会社ではなくその子会社が事業主になります。）との間で環境保護プロジェクトの受注契約を締結し、元請業者としての責任を負い、環境保護システムの設計、建設、設置及びアフターサービスに関するすべてのソリューションを提供します。当社グループは、業務の一部を入札により外部に委託しますが、環境保護ソリューション企業として、プロジェクトの工程管理及び環境保護システムの設計の中核部分を自ら行い、ノウハウの蓄積及び技術革新に努めております。

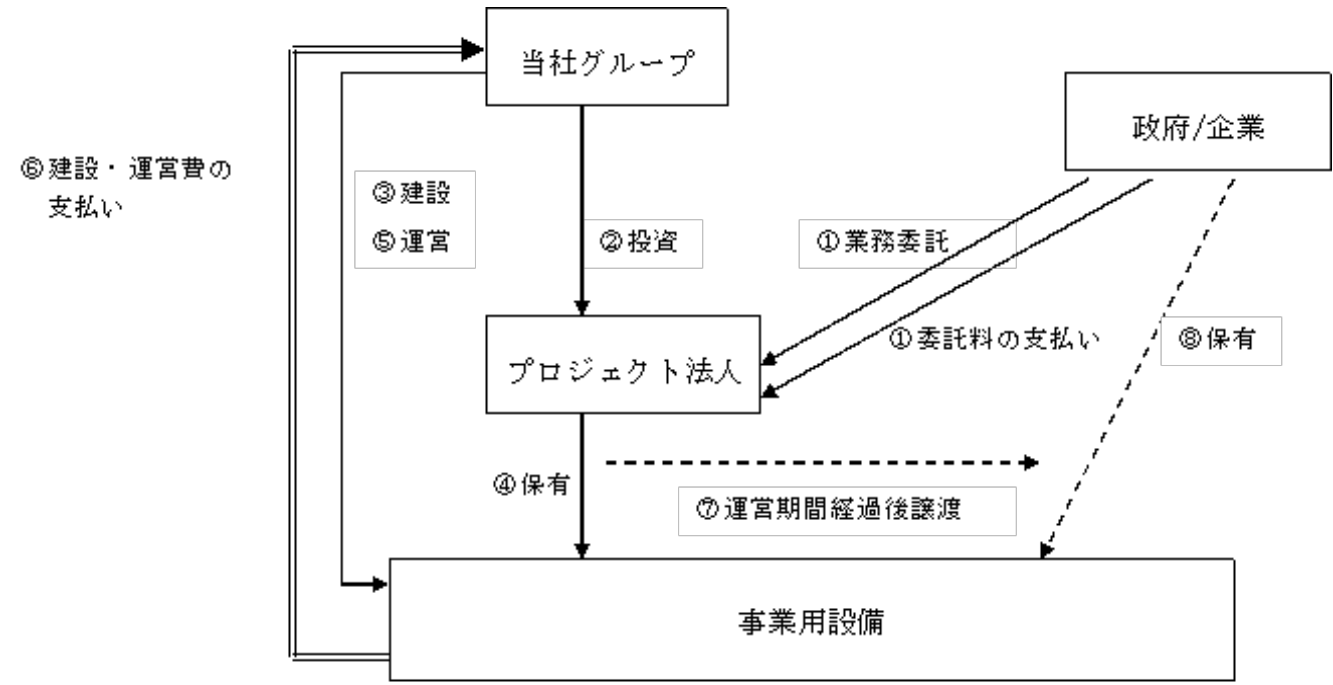
また、固体廃棄物処理事業及びその他事業に関しては、当社グループは、投資、建設及び運営を行っております。

当社グループは、排煙脱硫・脱硝事業、固体廃棄物処理事業及びその他事業のいずれについても、後記「(3) プロジェクトの受注モデル」で説明するEPC方式またはBOT方式により、事業を行っております。EPC方式またはBOT方式における事業系統図は、以下の通りです。

< E P C方式 >



< B O T方式 >



- ➡ 当社グループへの収入の流れ
- ➡ 業務等の流れ
- ➡ 将来の関係

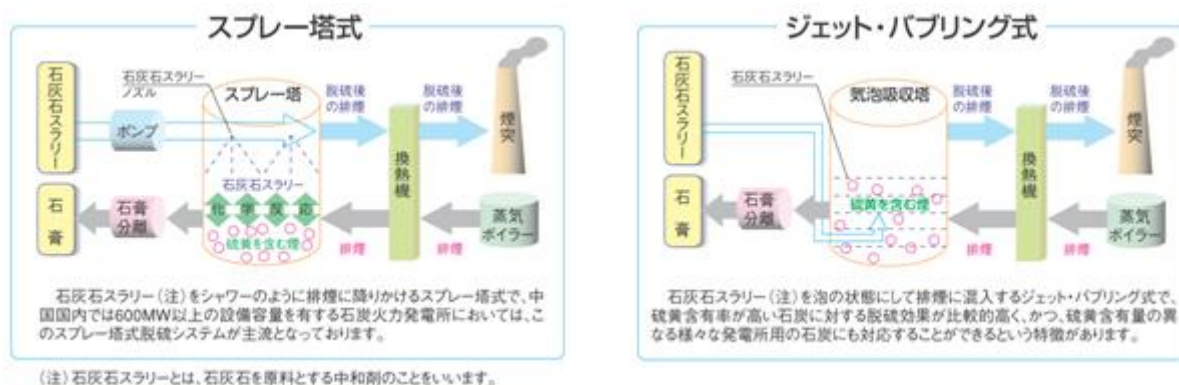
(2) 環境保護技術の内容

排煙脱硫・脱硝事業

(a) 炉外脱硫

脱硫システムがボイラーの外部に設置される炉外脱硫においては、排煙から硫酸化物を除去するために、排煙をアルカリ性の物質と混合させて硫酸化物を中和する必要があります。価格の安さから、石灰石を中和剤として利用するのが一般的で、当社グループも石灰石を利用した技術を利用しております。中和の方法は、中和剤が脱硫過程において乾燥しているかどうかによって乾式と湿式に分類されますが、湿式が主流です。当連結会計年度末現在、当社グループが受注した脱硫プロジェクトの多くも湿式であり、乾式の脱硫プロジェクトは一部にとどまります。

湿式脱硫には、中和剤をシャワーのように排煙に降りかけるスプレー塔式や中和剤を泡の状態にして排煙に混入するジェット・バブリング式等が存在します。中国国内では600MW以上の設備容量を有する石炭火力発電所においては、スプレー塔式脱硫システムが主流となっております。スプレー塔式脱硫とジェット・バブリング式脱硫の中和方法は、下図の通りです。



乾式脱硫は、固体の中和剤を使用し、湿式脱硫のように多くの水を必要としないため、水の供給の少ない地域における発電所の脱硫に適しておりますが、比較的小規模な発電所にのみ適用可能な脱硫方法であり、大規模な発電所への適用例は少数に留まっております。

(b) 炉内脱硫

脱硫システムがボイラーの内部に設置される炉内脱硫は、石炭を細かく粉砕し、炉内に脱硫システムを設置して炉内を高温にし、石炭粒子を浮遊させて燃焼効率を高め、石炭を燃焼すると同時に脱硫効果を生じさせる方法です。このため、炉内の脱硫システムの設計が非常に重要になる脱硫方法です。炉内脱硫は、通常石炭火力発電所では利用されず、特に高度の燃焼効率が求められるボタ石発電所において利用されております。

(c) 排煙脱硝

窒素酸化物を含む煙の排出による環境汚染を防ぐためには、排煙をアルカリ性の物質と混合して窒素酸化物を中和させる必要があります。通常、他の物質に還元を発生させる物質である還元剤としてアンモニアを利用することにより、窒素酸化物は水

と窒素に分解されます。

固体廃棄物処理事業

(a) ゴミ処理発電

ゴミの無害化処理方法には埋立法、焼却法、堆肥法及び資源化総合処理法等があります。従来の主流な処理方法である埋立法は、大量の土地を占有するだけでなく、毒性の強い有害ガスを排出するおそれがあります。ゴミの無害化、減量化及び資源化を図るために、世界各国はゴミ処理発電技術を開発しています。主要な処理方法としてはゴミ埋立メタンガス発電技術及びゴミ焼却発電技術がありますが、当社グループはゴミ焼却発電技術を利用しております。

(b) ポタ石発電

当社グループでは、現在、ポタ石の洗炭及びポタ石を利用した発電所への投資、建設及び運営事業を行っております。ポタ石発電所とは、炭鉱採掘及び選鉱・洗鉱過程において発生する石炭屑（ポタ石）を利用して発電を行う発電所のことです。ポタ石による発電には高度な技術が必要となります。当社グループは、ポタ石発電所への投資、建設及び運営を行い、ポタ石発電所への高度な環境保護ソリューションの提供を行っております。

(c) 石炭の配合及び販売

石炭の使用者の石炭のクリーン燃焼に対する要請に対応するため、質の異なる石炭の科学的な分析および石炭の混合・マッチングを通して、石炭利用効率を向上させます。

その他事業

(a) 排水処理

当社グループでは、現在、石炭火力発電所の廃水処理業務を行っております。廃水処理の技術としては、凝集・沈殿・中和という一連のプロセスをもって行われる方法が最も一般的ですが、他に微生物を用いて有機物を分解する方法等もあります。当社グループでは、各プロジェクトに最適と考えられる技術を利用しております。また、当社グループは市政污水处理、河川流域水処理事業の投資、建設及び運営もスタートしております。なお、今後は、工業廃水ではない一般的な消費者排水の処理や逆浸透膜技術を用いた海水淡水化業務の開発も目指しております。

(b) 余熱発電

当社グループでは、エネルギーの節約及び有効利用を図るため、火力発電所、製鉄所や冶金工場等に対して、発電所や製鉄所等の焼却施設から発生する余熱（スチーム、高温排ガスを含みます。）を利用して、企業の生産活動や一般の生活活動で利用可能な電力に変換する設備の設計、建設、設置及びアフターサービスを行っております。

(3) プロジェクトの受注モデル

当社グループの行っている排煙脱硫・脱硝事業、固体廃棄物処理事業及びその他事業のいずれにおいても、プロジェクトの受注に先立って、個別のプロジェクトごとに、入札手続が事業主によって行われます。入札手続には一定の要件を充たせばどの業者でも参加することができる公開入札制度のほか、事業主から招待された業者だけが参加することができる招待入札制度が存在します。但し、特に排煙脱硫プロジェクトにおいては、ほとんどの場合、公開入札が採用されており、当社グループが落札したプロジェクトもすべて公開入札によるものです。公開入札及び招待入札のいずれにおい

ても、落札業者の決定に際しては、入札価格の高低のみならず、施工能力、実績、事業主との系列関係の有無等も考慮されます。さらに、落札後に現実に事業主とプロジェクト受注契約を締結するまでには、プロジェクトの技術仕様及び受注金額を含めた交渉を経なければなりません。

当社グループのプロジェクトの受注方式としては、以下のEPC方式とBOT方式の二つがあります。

EPC方式

EPC（Engineering Procurement Construction）方式とは、3つの要素、つまりE（Engineering 工事設計）、P（Procurement 設備及び資材の調達、検査及び管理）、及びC（Construction 設備及び資材の建築及び据付工事）を総合的に請け負う方式をいいます。当社グループが行っている受注方式の大半はEPC方式によります。

EPC方式において、当社グループは、プロジェクトの工程管理及び環境保護システムの設計の中核部分を自ら行い、設計の一部及び建築・設置工事の全部を外注し、設備及び資材は中国内外から外部調達しております。プロジェクト工程の完了後、当社グループは、第三者及び政府環境保護部門による検査の合格を条件に、環境保護システムを事業主に対して引き渡しております。

EPC方式における一般的な資金の流れは以下の通りです。

まず、当社グループからの支払については、仕入先及び外注先に対して、工事の進捗状況に応じて行っております。工事の進捗状況の判定は、監理と呼ばれるエンジニアリングに関する国家資格を有する専門家が第三者の立場で行います。他方で、当社グループへの支払については、当社が標準的と考えるケースにおいては、事業主が、プロジェクト受注契約締結後、初期の段階で契約総額の約10%に相当する前払金を支払い、その後は、監理が毎月工事の進捗状況等に応じて、前払金も含めた累計支払額が契約総額の約90%に達するまで、毎月、事業主側による進捗状況について監理の承認を得た後1ヶ月以内に支払いをするという方法で行われております。当社グループのプロジェクトにおいては、概ね18ヶ月から24ヶ月程度で工事が完成しますが、その後も、事業主は残額の約10%相当については品質保証金として当社グループへの支払を留保し、工事完成後約1年程度の運転が行われて検査に合格した後、事業主は残額の約10%に相当する品質保証金相当額を当社グループに支払います。

なお、上記の金額、条件及び年限は当社グループが想定する標準的なモデルであり、現実のプロジェクトとは必ずしも一致しません。また、事業主側の承認手続に時間を要すること、当社グループへの支払が延滞することもあります。当社グループは、与信管理及び債権管理に努めておりますが、事業主との関係及び中国における商慣行も考慮し、概ね3ヶ月以内の延滞については正常な回収期間と考えております。さらに、試運転（テスト運行）の開始時期については、当社グループ（工事遅延等）又は事業主（事業主の設置する装置の故障や発電所の稼動を優先させる等）の事情により、遅延することがあります。

BOT方式

BOT（Building, Operating and Transferring Agreement）方式とは、企業間又は企業と政府の間の協議を通じてシステムの建設、運営及び移転を取り決めるものです。当社が現在行っているBOT方式によるプロジェクトのモデルは以下の通りです。

環境保護システムのプロジェクトには相当額の資金が必要となることから、資金面の手当が難しい事業主も少なからず存在します。BOT方式では、当社グループと事業主が共同で又は当社グループが単独でプロジェクトのための法人（以下「プロジェクト法人」といいます。）を設立し、プロジェクト法人が環境保護システムの保有主体となることが想定されております。当社グループは、プロジェクト遂行のためのプロジェクト法人への出資及び貸付先の確保のほか、プロジェクト法人の資金不足が生じた場合には、事実上、プロジェクト法人への追加的資金供与を求められることになることが考えられます。当社グループは、プロジェクトの完工及びプロジェクト法人の運営につき一切のリスクを負い、約2年程度で環境保護システムを完成させ、その後は契約で定めた運営年限（通常20年程度）に基づいてプロジェクト法人の運営を受託し、運営期間の満了時（環境保護システムはその後約10年程度使用可能）にプロジェクト法人の株式を事業主に譲渡するものと思われま。なお、上記の条件及び年限は当社グループが想定する標準的なモデルであり、現実のプロジェクトが必ずそのような方式で実行されることには限りません。

BOT方式の採用にあたっては、技術面・資金面を含めたプロジェクトの実現可能性、運営年限中に予想されるリスクの度合い、当社グループの収益性等を総合的に考慮した上で、その可否を判断します。

(4) 当社グループの強み

当連結会計年度の実績

当社グループの排煙脱硫・脱硝事業は、中国の市場において主導的な地位を占めております。

中国の石炭火力発電所は発電機の設備容量により、主として、100MW級、200MW級、300MW級、600MW級、1,000MW級の5種類に分類することができます。設備容量が大きいほど発電効率が高まることもあり、近年では各種類の火力発電所の構成の最適化を図った結果、火力発電所の大容量化、大パラメーター化が進むとともに、用水節約等の環境保護への意識も高まってきました。

なお、2010年12月31日現在までに当社グループが受注した排煙脱硫・脱硝事業、固体廃棄物処理事業及びその他事業に関するプロジェクトは、下表の通りです。

番号	プロジェクト名	容量等級	現状
----	---------	------	----

F01	山西寿陽ボタ石発電所炉内脱硫プロジェクト（注3）	300MW×2基	建設中 断
F02	トルコE発電会社 脱硫プロジェクト	600MW×1基	稼動中
F03	雲南?東発電所 第二期脱硫プロジェクト	600MW×4基	2基稼働 中
F04	江蘇国信靖江発電所 脱硫プロジェクト	600MW×2基	建設中
F05	内モンゴル興安スチーム発電所 脱硫プロジェクト	330MW×2基	建設中
F06	内モンゴル興安カルチン中旗スチーム発電所 脱硫プロジェクト	330MW×1基	稼動中
F07	江蘇国信射陽港発電所 脱硫プロジェクト	660MW×2基	建設中

番号	プロジェクト名	容量等級	現 状
F08	中国成達工程公司脱硫プロジェクト	330MW × 1基	建設中
F09	華能濟寧發電場第四期石炭熱電ユニットの脱硫プロジェクト	350MW × 2基	稼動中
F10	山東荷沢玉皇化工有限公司半乾式法脱硫プロジェクト		建設中
F11	神華海勃湾磨石發電所脱硫プロジェクト	200MW × 2基	稼動中
F12	寧夏六盤山發電所脱硫プロジェクト	330MW × 2基	稼動中
F13	瀋煤集団紅陽能源坑口ボタ石スチーム發電所脱硫プロジェクト	330MW × 2基	稼動中
F14	華能秦嶺發電所脱硫プロジェクト	600MW × 2基	建設中
F15	華能遼寧營口火力發電所脱硫プロジェクト	330MW × 2基	稼動中
F16	寧夏青銅峽發電所脱硫プロジェクト	330MW × 2基	稼動中
F17	茂名火力發電所7号ユニット脱硫プロジェクト	600MW × 1基	建設中
F18	江西?業有限公司聯?工事火力發電所アンモニア法排煙脱硫プロジェクト	260t/h × 3基	建設中
F19	国信淮陰發電所第二期脱硫プロジェクト	300MW × 1基	建設中
F20	広州發電所脱硫プロジェクト改造	220t/h × 5基	建設中
F21	蕭山三元熱電有限公司半乾式脱硫プロジェクト	75t/h × 3基	稼動中
F22	杭州翔盛熱電有限会社半乾式脱硫プロジェクト	75t/h × 3基	稼動中
F23	首鋼鈹業公司焼結所半乾式脱硫プロジェクト		建設中
F24	臨安恒康熱電有限公司半乾式脱硫プロジェクト	60t/h × 1基	稼動中
F25	平禹煤電許昌天健熱電有限公司半乾式脱硫プロジェクト	75t/h × 1基	稼動中
F26	山西金象煤化工有限責任公司半乾式脱硫プロジェクト	35t/h × 2基	建設中
F27	茂名火力發電工事第7号ユニット排煙脱硫エンジニアリング設計プロジェクト	600MW × 1基	建設中
F28	臨安恒康熱電有限公司2号プラント排煙脱硫集塵プロジェクト	50t/h × 1基	建設中
F29	南煤龍川電場 アフターサービス・メンテナンス・プロジェクト	135MW × 2基	建設中
F30	華潤賀州發電所脱硫プロジェクト	1000MW × 2基	建設中
F31	雲南?東發電所脱硫改造プロジェクト	600MW × 6基	稼動中
F32	華能山東嘉祥發電所脱硫改造プロジェクト	330MW × 2基	建設中
F33	西部鈹業股?有限公司唐湖電力分公司脱硫改造プロジェクト	135MW × 2基	建設中
F34	山東海化集団有限公司脱硫プロジェクト	600t/h × 4基	建設中
F35	横店集団浙江英洛華化工有限公司熱風炉半乾式排煙脱硫除塵プロジェクト	熱風炉（排出ガス量60000m ³ /h） × 2基	建設中
F36	河南龍宇煤化工有限公司二期脱硫プロジェクト	220t/h × 2基	建設中
F37	寧夏發電集団六盤山熱電發電所脱硫システム オペレーション・メンテナンスプロジェクト	330MW × 2基	実行中
F38	貴州中電電力有限責任公司FGDオペレーション・メンテナンスプロジェクト	300MW × 2基	実行中
F39	国投北疆發電所一期脱硫システム オペレーション・メンテナンスプロジェクト	1000MW × 2基	実行中
F40	淮陰脱硫システム オペレーション・メンテナンスプロジェクト	300MW × 1基	実行中
F41	六盤山石炭輸送システム オペレーション・メンテナンスプロジェクト	-	実行中
N01	雲南?東雨汪能源有限公司2号、4号ユニット脱硝プロジェクト	600MW × 2基	建設中
N02	海南東方發電有限公司脱硝プロジェクト	350MW × 2基	稼動中
N03	天津軍糧城發電場第5期脱硝プロジェクト	600MW × 2基	稼動中
N04	威信第一期脱硝プロジェクト	600MW × 1基	建設中
N05	山東華潤濟寧發電有限公司脱硝プロジェクト	600MW × 2基	建設中
N06	寧夏水洞溝一期脱硝プロジェクト	660MW × 2基	建設中
N07	河北任丘脱硝システム アンモニアシステム、電気ブロック及びコントロールシステムの設計・設備提供プロジェクト	350MW × 2基	建設中
N08	ベトナムVungAng脱硝システム アンモニアシステム、電気ブロック及びコントロールシステムの設計・設備提供プロジェクト	600MW × 2基	建設中

番号	プロジェクト名	容量等級	現 状
W01	雲南?東雨汪能源有限公司第二期（600MW4ユニット）補給水システムプロジェクト	-	稼働中
W02	雲南?東雨汪能源有限公司第二期（600MW4ユニット）循環自動薬注システムプロジェクト	-	稼働中
W03	北方電力フフホト火力発電所ボイラー給水の除塩システムプロジェクト	-	稼働中
W04	北方電力フフホト火力発電所ボイラー給水プレ処理システムプロジェクト	-	稼働中
R01	包頭博奇環保ゴミ処理発電プロジェクト	12MW×3	建設中
R02	曲靖市都市生活ゴミ焼却発電プロジェクト	-	稼働中

(注) 1. 上記プロジェクトの稼働/建設状況は、2010年12月31日時点のものです。

- 「F」は排煙脱硫事業（炉外脱硫及び炉内脱硫の両方を含みます。）、「N」は排煙脱硝事業、「W」は排水処理事業、「R」はゴミ処理発電事業のプロジェクトであることを示します。
- 山西寿陽ボタ石発電所炉内脱硫プロジェクトについては、当社グループは、当初、排煙脱硫事業を請負いましたが、その後、当社グループが当該発電所への投資を行ったことにより、ボタ石事業に分類されております。なお、当プロジェクトは、2010年1月に晋中市発展改革委員会の審査、2010年8月に山西省発展改革委員会の審査がそれぞれ終わり各委員会の許認可を取得しましたが、国家発展改革委員会能源局からの最終許認可がまだ得られておらず、現在、同局の審査の結果を待っている状態です。そのため、現在は、建設予定地の造成工事や設備資材の一部の発注等までを行った状態で、当該最終許認可を取得するまでの期間、当プロジェクトに係る建設工事を中断しております。国家発展改革委員会能源局による許認可は政府の行政行為であり、また、中国政府の政策や法規制の変更により許認可の取得に要する期間が変動するため、当該許認可が得られる時期を当社が予測することは困難です。当社は、最終許認可が得られ次第、速やかに建設を再開する予定です。
- 「稼働中」とは、排煙脱硫・脱硝事業に関する設備、ボタ石発電やゴミ処理発電に関する設備、排水処理、余熱発電に関する設備の建設が完了し、実際に事業の運営が行われている状態のことをいいます。
- 「建設中」とは、プロジェクトを受注したが、排煙脱硫・脱硝事業に関する設備、ボタ石発電やゴミ処理発電に関する設備、排水処理、余熱発電に関する設備の建設が完了していない状態をいいます。
- 「実行中」とは、オペレーティング及びアフターサービス・メンテナンス作業が行われている状態をいいます。

技術的優位性

当社グループは、優れたプロセッシング技術と研究開発力を有しております。当社グループは、排煙脱硫事業においては、二種類の湿式脱硫技術（スプレー塔式とジェット・パブリック式）及び一種類の乾式脱硫技術を有しているため、多様な脱硫環境に対応していくことができるという技術的優位性を有しております。また、当社グループは、600MWを超える大規模発電所の脱硫プロジェクトにも対応可能な技術を備えており、2010年12月31日現在、1,000MW発電所脱硫プロジェクト7件につき受注契約を締結し、そのうち、5基が稼働しています。当社グループは、独自の研究開発力を強化するとともに、「新技術の導入・消化・吸収・イノベーション」との方針のもと、新技術も積極的に採用することにより、様々な種類の石炭に対応する脱硫技術を中国国内の市場に適合させることと研究開発力の向上を図るほか、新規事業に備えた技術開発の強化及び研究開発活動の成果を事業に転じる能力を向上させます。

アフターサービス・メンテナンスプロジェクトにおける優位性

アフターサービス・メンテナンスプロジェクトにおいては、とりわけ「サービス」と「技術」が重要となります。当社は従来から、アフターサービスプロジェクトの充実を長期的経営目標とし、重要視してきました。そして、多数のプロジェクトの実施により、専門の人材陣が育成されたほか、専用の機器設備も充実し、システム試運転及びオペレーションにおいて、ノウハウ及び実力を有しております。アフターサービス・メンテナンスプロジェクトは、脱硫システム・オペレーション、システム点検、備品供給等、事業主に多種多様なサービスを提供するものです。当社は2009年5月に、初めて「脱硫ドクター」というブランドを打ち出し、中国初の専門的脱硫システム・メンテナンス・ソリューションとして、事業主に最も専門的なソリューションを提供してまいります。

人材優位性

当社グループの社員のうち、研究・開発・設計スタッフは社員全体の26%を占めており、そのうち多くは大手電力設計院、化学工業設計院等の研究・開発機関での勤務経験を有し、かつ日本において研修を行っており、日本の技術に匹敵する最先端の技術を有しております。また、当社グループは、請け負ったプロジェクト全ての設計を社内の設計者に担当させることで、ノウハウを蓄積してきました。さらに、当社の役員はいずれも大手環境保護企業、大手電力会社等の勤務経験を有し、環境保護業界における、市場開拓、技術開発力、工事建設、管理・資本運営等に関する豊富な経験と、業界内での知名度や、影響力、幅広い人脈等を有しております。

コスト優位性

当社グループは、ローコスト戦略を推進しており、価格における競争優位性の確立を目指しています。細部にわたるマネジメントの強化や業務の流れの最適化により効率性の向上を図ります。また、原価・予算の指標化を実施します。設備調達につきましては、優れたサプライヤーとの長期協力関係を構築し、仕入のルールを作成し、集中調達を行います。さらに、プロジェクト設計の標準化・最適化を徹底し、設計の最適化に利用するプラットフォームを構築するほか、プラント設計用3次元CADであるPDMS（Plant Design Management System）を広く採用します。これらに加え、プロ

ジェクト建設現場への管理も強化します。かかる原価削減方を講じるにより、ローコスト戦略を構築・推進します。

独立系企業

中国の排煙脱硫・脱硝に関する企業には、電力会社の系列企業が多く見られますが、当社グループは、現在は電力会社から独立した企業となっており、様々な事業主から受注を受けることが可能となっております。

また、環境保護プロジェクトの受注に際しては、入札手続を経なければなりません。ここ最近においては電力会社とその系列企業からの入札に応じることが入札法の規制により制限されつつあるという傾向も、独立系である当社グループに対して有利となる場合もあります。

(5) 当社グループに関連する中国の主な法規制

中国政府による主な環境規制

1998年1月に公布された「國務院による酸性雨抑制区及び二酸化硫黄汚染抑制区の問題に関する回答」は、燃料（石炭）の硫黄含有率が1%を超える火力発電所の新設又は増設に際し、脱硫システムの設置を義務付けており、既存発電所でも、燃料（石炭）の硫黄含有率が1%を超えるものについては、2010年までに、脱硫システムの設置等、二酸化硫黄の排出を削減する措置を完了させることを義務付けております。

また、2000年4月に公布された「中華人民共和国大気污染防治法」（中華人民共和国主席令第32号）は、法定の排出基準を上回る量の二酸化硫黄を排出する発電所の新設又は増設に際して脱硫システムの設置を義務付けており（同法第30条）、その具体的な排出基準については、2003年12月に公布された「火力発電所大気汚染物排出基準」に規定されております。また、2003年2月に公布された「汚染物排出費徴収標準管理方法」（国家経済貿易委員会令第31号）の付則「汚染物排出費徴収標準及び計算方法」第2章第1条によると、排出される汚染物質の種類と量に基づき排出費を中国政府に納めなければなりません。

以上は、当社グループの排煙脱硫・脱硝事業に関連する法規制です。

また、2008年2月には「中華人民共和国水質汚染対策法」が公布されております。同法によれば、県レベル以上の地方人民政府は財政支出及びその他のルートを通じて資金調達し、都市部・町の污水集中処理施設及び関連パイプラインを建設することが必要になりました。これは、当社グループの排水処理事業に関連する法規制です。

さらに、環境保護全体に関連する法規制としては、2008年8月には「中華人民共和国循環経済促進法」が公布されております。同法により、企業は生産過程において発生する焼却飛灰、ボタ石、選鉱クズ、廃棄物、排気ガス等の工業廃棄物を総合利用することが必要になりました。当該規定は、農業生産者及び関連企業に対して、適切な技術にて、農作物の糞、牧畜糞便、農産物加工副産物等の総合利用も奨励しています。また、同月に中国國務院により公布された「公共機関省エネルギー条例」では、公共機関に対し、エネルギーの有効活用を奨励しています。また、2006年9月より中国・国家発展改革委員会、財政部、中国税務総局が公布した「資源総合利用認定管理方法」によれば、中国政府は資源の有効利用を奨励し、資源節約型社会の構築を図っております。また、余熱発電事業も奨励される対象となっております。

当社グループによるプロジェクトの受注に関する主な規制

1999年8月に公布された「中華人民共和国入札募集及び入札法」（中華人民共和国主席令第21号）第3条によると、大型インフラ施設、公用事業等の工事建設プロジェクトを実施する場合必ず入札を行うこととされております。当社グループの事業のうち、石炭火力発電所における排煙脱硫・脱硝システムに関するプロジェクトは、かかる入札の対象になります。

入札の種類には、公開入札のほか、招待入札（事業主から招待された3社以上の業者だけが入札を行うことができる入札方法）があります。公開入札及び招待入札のいずれにおいても、落札業者の最終決定に際しては、入札価格の高低のみによらず、業者の施工能力、実績、事業主との系列関係の有無等も考慮されるほか、落札後に現実に事業主とプロジェクト受注契約を締結するまでには、プロジェクトの技術仕様及び受注金額を含めた交渉を経なければなりません。なお、入札法において談合は、刑事罰を含む厳重な処罰の対象となっております。

中国國務院が2008年7月に公布した「対外工事・労務請負契約管理条例」は、国家が対外工事・労務請負契約を奨励し、対外工事・労務請負契約の品質とレベルを向上させることを目的としており、当社グループの海外事業は当該条例による規制を受けます。海外プロジェクトを受託するには、政府より交付される所定の資格を取得し、政府の所轄部門に許可を申請しなければなりません。

当社グループの事業に関する主な規制

当社グループの事業である排煙脱硫・脱硝事業、固体廃棄物処理事業及びその他事業のいずれも、建築や設計に関わる事業です。

1997年11月に公布された「中華人民共和国建築法」（中華人民共和国主席令第91号）によると、建築活動に従事する建築施工企業、実地調査企業、設計企業及び工事監理企業は、その所有する登録資本、専門技術者、技術設備、完成した建築工事実績等の資格条件に従って、それぞれの資格等級に分類されることになっております。資格検査に合格した後に、相応する等級の資格証書を取得し、その資格等級が許可する範囲内の建築活動のみに従事することが認められています。

設計に関しては、当社グループは、建築法に基づく条例である建設プロジェクト実地調査設計管理条例に基づいて、既に工事設計電力、市政公用業界設計資格証書及び工事設計環境工事専門設計資格証書を取得し、その資格等級が許可する範囲の工事設計業務を請け負うことができます。当社グループが取得している設計資格証書に関しては、後記「第3 事業の状況 4 事業等のリスク (4) 主要事業の許認可及び法的規制について」をご参照下さい。また、当社グループは、設計以外に工事総請負業務に関しても、上記の設計資格等級が許可する工事プロジェクトの範囲内で工事総請負業務に従事することができるとされております。

建築活動に関しては、当社グループは、直接には建築活動を行わず、当社グループの業務に必要な範囲の建築業務は、建築施工会社に委託しております。当社グループは、入札法に基づき建築施工会社を決めておりますが、中国建築法に基づき、そのプロジェクト規模等に相応する資格証書をもっている建築施工会社のみが応札できる仕組みになっております。

さらに、コンサルティング業務に関しては、「プロジェクトコンサルティング単位資格認定規則」によれば、相応の等級の資格証書を取得しなければ、その資格等級が許可する範囲内のプロジェクトに関するコンサルティング活動に従事することはできないとされております。当社グループが取得している資格証書については、後記「第3 事業の状況 4 事業等のリスク (4) 主要事業の許認可及び法的規制について」をご参照下さい。

4【関係会社の状況】

(1) 親会社の状況

当社には、親会社はありません。

(2) 連結子会社の状況

名称	住所	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合	払込資本金	関係内容
(ベスト・エンバイロメンタル・ソリューションズ・テクノロジー・カンパニー・リミテッド) Best Environmental Solutions Technology Co., Ltd.	(パセア・エステート、ロードタウン、トートラ、英領バージン諸島) Pasea Estate, Road Town, Tortola, British Virgin Islands	設備の輸入	100%	45,819,992.94 米ドル	兼任なし 但し、当社が法人取締役に就任しています。 取引関係なし
北京聖邑天成環保科技有限公司	中華人民共和国 北京市朝陽区	持株会社	100%	371,500,000 人民元	取締役の兼任 1人 取引関係なし
北京博奇環保科技有限公司	中華人民共和国 北京市海淀区	排煙脱硫・脱硝、 固体廃棄物処理	100% (100%)	321,563,520 人民元	取締役の兼任 1人 取引関係なし
北京博奇電力科技有限公司	中華人民共和国 北京市豊台区	排煙脱硫・脱硝、 固体廃棄物処理、その他	100% (100%)	400,000,000 人民元	取締役の兼任 7人 取引関係なし
浙江博奇電力科技有限公司	中華人民共和国 浙江省杭州市	排煙脱硫・脱硝、 その他	100% (100%)	20,000,000 人民元	取締役の兼任 1人 取引関係なし
貴州博奇環保技術有限公司(注4)	中華人民共和国 貴州省貴陽市	排煙脱硫・脱硝	100% (100%)	1,000,000 人民元	取引関係なし
包頭市博奇環保新能源有限責任公司	中華人民共和国 内モンゴル自治区包頭市	固体廃棄物処理(ゴミ処理 発電)	96% (96%)	10,000,000 人民元	取引関係なし
鎮江博奇水務有限公司	中華人民共和国 江蘇省鎮江市	その他(排水 処理)	100% (100%)	16,600,000 人民元	取引関係なし
山西寿陽明泰国能發電有限公司	中華人民共和国 山西省晋中市寿陽県	固体廃棄物処理(ボタ石 発電)	97.35% (97.35%)	290,000,000 人民元	取締役の兼任 1人 取引関係なし

名称	住所	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合	払込資本金	関係内容
江西井冈山博奇環保科技有限公司	中華人民共和国 江西省吉安市	火力発電所の排煙脱硫施設の建設、運営及びメンテナンス	100% (100%)	81,000,000 人民元	取引関係なし
武漢博奇環保科技有限公司	中華人民共和国 湖北省武漢市	排煙脱硫・脱硝、資源再生及び総合利用の技術開発	80% (80%)	9,400,000 人民元	取締役の兼任 1人 取引関係なし
安徽能達燃料有限公司 (注5)	中華人民共和国 安徽省合肥市	石炭の配合・販売	100% (100%)	20,000,000 人民元	取引関係なし

- (注) 1. 上記以外に当社グループの子会社はありません。上記の子会社のすべてが特定子会社に該当します。
 2. 議決権に対する提出会社の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。
 3. 北京博奇電力科技有限公司については、第8期連結会計年度における売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

なお、以下の表示は日本の会計基準による金額です。

主要な損益情報等

売上高	1,175,060千人民元	(14,506,912千円)
経常利益	93,661千人民元	(1,156,313千円)
当期純利益	82,190千人民元	(1,014,693千円)
純資産額	735,137千人民元	(9,075,764千円)
総資産額	2,168,822千人民元	(26,775,580千円)

- 4 貴州博奇は2011年1月28日付で解散しました。なお、当社の2011年2月14日付臨時報告書において、貴州博奇の清算終了の予定日は3月末日としておりましたが、貴陽市工商行政管理局金陽高新区分局による企業登録の取消手続との関係で2011年5月末日となる予定です。
 5 2010年11月22日付で北京博奇環保が安徽能達を買収し、安徽能達は当社の子会社となりました。

(3) 持分法適用の関連会社の状況

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	決議権の所有割合又は被所有割合	関係内容
(持分法適用関連会社) 瀋陽匯豊生物能源發展有限公司(注1)	中国遼寧省 瀋陽市	3,850万人民元	バイオマス発電の研究開発と小型火力発電所のバイオマス発電への改造及び運行代行等	48% (48%)	取締役の兼任 2人 取引関係なし

(注) 1. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

2. 瀋陽匯豊生物能源發展有限公司は持株会社であり、その子会社として、阜新匯新生物能源有限公司及び阜新匯豊生物能源發展有限公司があります。当該子会社において、バイオマス原材料の調達及び成形、並びに成形設備の設計及び製造などを行っております。

(4) その他の関係会社の状況

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2011年2月28日現在

区分	従業員数(名)
排煙脱硫・脱硝事業	370
固体廃棄物処理事業	18
その他事業	10
全社	88
合計	486

(注) 1. 連結会社ごとの内訳は、当社0人、北京聖邑0人、北京博奇環保7人、ベスト・エンパイロメンタル0人、北京博奇271人、武漢博奇54人、浙江博奇57人、包頭博奇4人、貴州博奇2人、鎮江博奇0人、井岡山博奇91人、山西寿陽0人です。
2. 当連結会計年度における当社グループ従業員の平均年齢は37.3歳、平均勤続年数は3年6ヶ月、平均年間給与は128,895人民元であります。なお、平均給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 提出会社の状況

2011年2月28日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数	平均年間給与
-	-	-	-

(注) 提出会社は持株会社であるため、従業員はおりません。

(3) 労働組合の状況

当社グループのうち労働組合が組織されているのは北京博奇のみですが、中国の労働組合は組織上の特徴を持っております。すなわち、企業、事業単位又は行政機関には基層労働組合が設立されており、県（級）以上の地方には地方各級労働組合が設立されており、さらに、全国には統一の中華全国工会が設立されております。

中国法上、労働者の合法的權益を擁護することが労働組合の基本的職責であることが規定されると同時に、労働者を動員及び組織して経済建設に積極的に参加させ、生産目標及び任務の達成に努めさせることも労働組合の職責の一つとして定められております。

北京博奇においては、会社と労働契約を締結している従業員全員だけでなく役員も労働組合に加入しております。また、北京博奇を含む当社グループにおいては、従業員との労使協約又は団体交渉協約はなく、また雇用問題に関する重要な紛争、申立て、調査及び訴訟も存在しません。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

事業の経過及びその成果

当連結会計年度における中国経済は、複雑な国内外の経済環境に対して中国政府がマクロ・コントロール政策の強化・改善を実施し、市場メカニズムを十分に発揮させることにより、国際金融危機の影響を最小限に抑え、全体として良好な発展傾向を見せました。中国国家统计局が2011年1月20日に公表した概算データによると、2010年度における中国の国内総生産（GDP）は前年度比10.3%増の397,983億人民元（491兆3,370億円）となり、四半期ごとの前年同期比増減率は、第1四半期（1 - 3月）が11.9%、第2四半期（4 - 6月）が10.3%、第3四半期（7 - 9月）が9.6%、第4四半期（10 - 12月）が9.8%の増加となりました。なお、当連結会計年度における中国全土の電力使用量は伸びており、発電設備の規模は引き続き拡大し、電源構成も改善しつつあります。当連結会計年度において、中国全土で新たに増加した発電設備の発電総容量は9,127万キロワットに達し、そのうち、新規に増加した火力発電設備の発電総容量は5,872万キロワットになりました。2010年末時点では、中国全土における発電設備の発電総容量は96,219万キロワットであり、そのうち火力発電設備の発電総容量が70,663万キロワットであり、全体の73.4%を占めています。

中国環境保護部が2009年7月7日に公表した「火力発電所大気汚染物質排出基準」（草案）によると、二酸化硫黄及び窒素酸化物の排出基準がさらに厳しくなり、2015年までに火力発電所あたりの二酸化硫黄の排出上限値は現在の400mg/m³から200mg/m³に引き下げられ、現在規制されていない窒素酸化物の排出も規制の対象となります。なお、中国環境保護部が2010年6月17日に公表した「火力発電企業の脱硫施設側煙道風戸の封鎖に関する通知」（環境保護部2010・91号）は、各環境保護機関及び各電力集団企業に対して、火力発電所の既存の排煙脱硫施設の側煙道の撤去を要請しており、側煙道を撤去しない場合には、すべての側煙道の風戸を封鎖することにより側煙道を使用不能とすることを義務づけています。また、新たに建設される石炭火力発電施設については、側煙道の設置は禁止されています。

また、かかるマクロ経済環境のもとで、当連結会計年度において、当社グループは、以下に掲げる事業拡大への取り組みを強化しました。

排煙脱硫設備のEPC（設計・調達・建設）、O&M事業（既存の排煙脱硫・脱硝システムの運営及び保守・整備を行うオペレーション・メンテナンス事業）等を強化し、特に排煙脱硝設備のEPC及び排煙脱硫設備の改良業務に注力しています。技術の研究開発及び蓄積を目的として、北京博奇の各部署に散在していた研究開発に関する人材等を集め、当社内に新たに技術センターを設置しました。

当社グループの事業戦略ビジョンに基づき既存の投資案件の進行ペースを適宜に総括し、コントロールすることにより、投資案件の管理の強化を図りました。また、資本力を十分に活かして、2010年11月22日に、石炭の配合を主たる業務とする安徽能達燃料有限公司を買収し、同年12月23日に安徽能達燃料有限公司の増資を引き受けたことにより、当社グループの事業網が拡大し、グリーン・エネルギーへの業務拡大が図られ、その結果、経営外部環境の変化に対する適応力が高められました。

業務効率の向上及びさらなる利益創出を目的として、管理体制を最適化するための施策を展開しています。具体的には、今後も引き続き各プロジェクト毎にプロジェクトを管理するマネージャーを置くマネージャー制を採用し、大型プロジェクトを一括管理していきます。これにより、プロジェクト・フローをより円滑かつ効率的に管理することが可能となり、当社グループの経営資源を適切に配分することによって、業務効率の向上及びコスト・コントロールの強化が実現できると考えています。財務面につきましては、全面的な予算管理及びコスト・コントロールを実施するとともに、上記のとおりプロジェクト・フローの最適化及びプロジェクト管理の強化を実施することにより、コスト・ダウン及び採算性の向上に努めました。さらに、売掛金の回収に注力することにより、営業キャッシュ・フローの創出力を高めました。

当連結会計年度において、当社グループの経営は、安定的かつ健全な成長を継続しています。新規受注額が対前連結会計年度比489,136千人民元（2,335,000千円）の増加となっております。また、コスト・コントロールの強化による効果も見られました。他方、一部のEPC（設計・調達・建設）プロジェクトの進行ペースが事業主の要望に応じて緩められたことにより、EPCによる売上が予想を下回りました。これらの結果、当連結会計年度における当期純利益は当初予測値を上回りました。当連結会計年度における売上高は1,249,530千人民元（15,426,299千円）、当期純利益は63,448千人民元（783,314千円）となっております。

なお、事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

1)排煙脱硫・脱硝事業

当連結会計年度においては、中国全土の発電量、電力使用量は引き続き伸びており、電源構成も改善しつつあります。業界内の競争は依然として激しいものの、脱硫・脱硝事業の新規受注・売上高は前年比で増加しました。当社グループにおいては費用や原価の管理強化等の施策が奏功し、販売粗利益や純利益は前年比で増加しました。従来の排煙脱硫EPC（設計・調達・建設）事業をより強化し、完成した排煙脱硫システムの運営及び保守・整備を行うオペレーション・メンテナンス事業（O&M事業）にも注力し、脱硝EPC及び脱硫設備改造事業の市場に力を入れ、また、他の新事業の開発をすることにより、業容・収益源の拡大に成功しました。

これらの結果、当連結会計年度において、排煙脱硫・脱硝事業の新規受注は27件となり前連結会計年度に比べ3件の減少、契約総額は1,062,471千人民元（13,116,926千円）となり、前連結会計年度に比べ489,511千人民元（6,043,346千円）の増加、完成工事高及びその他の事業の売上高は1,118,112千人民元（13,803,856千円）となり、前連結会計年度に比べ107,290千人民元（1,324,569千円）の増加となりました。

2) 固体廃棄物処理事業

当連結会計年度において、固体廃棄物処理事業については、新規案件の受注はありませんでした。

当連結会計年度において、山西省寿陽ボタ石発電プロジェクトは、2010年1月に晋中市発展改革委員会の審査、2010年8月に山西省発展改革委員会の審査がそれぞれ終わり各委員会の許認可を取得しましたが、中国国家発展改革委員会国家能源局からの最終許認可がまだ得られておらず、現在、同局の審査の結果を待っている状態です。そのため、現在は、建設予定地の造成工事や設備資材の一部の発注等までを行った状態で、当該最終許認可を取得するまでの期間、当プロジェクトに係る建設工事を中断しております。国家発展改革委員会能源局による許認可は政府の行政行為であり、また、中国政府の政策や法規制の変更により許認可の取得に要する期間が変動するため、当該許認可が得られる時期を当社が予測することは困難です。当社は、最終許認可が得られ次第、速やかに建設を再開する予定です。内モンゴル自治区包頭ゴミ焼却発電プロジェクトは、政府機関の責任者交代により政府機関の窓口が未確定となっていることに加え、技術面についても政府と協議中であることにより、最終技術案は未確定です。また、雲南省曲靖ゴミ焼却発電プロジェクトの1号ユニットは2010年8月より、2号ユニットは2011年1月より、それぞれ正式稼動しています。そのほか、当社グループ全体の経営戦略に基づき、石炭配合を主な業務とする安徽能達を買収したことにより、中国電力市場における当社グループの事業網を拡大いたしました。

当連結会計年度において、固体廃棄物処理事業による完成工事高は128,886千人民元(1,591,191千円)となりました。前連結会計年度に比べ4,680千人民元（57,772千円）の増加となりました。

3) その他事業

中国政府は、資源節約型社会、環境にやさしい社会の構築に向け、資源の有効利用、使用効率の向上等を奨励しています。

かかる背景の下、当社グループは、中国の工業化・都市化の進展に伴って生じる水不足問題について注目しているほか、エネルギーの再利用・利用効率に関する業界の動向もフォローしております。

これらの結果、当連結会計期間において、その他事業の新規受注は3件となり前連結会計年度に比べ2件の減少、契約総額は12,198千人民元（150,589千円）となり前連結会計年度に比べ375千人民元（4,630千円）の減少となり、完成工事高が2,531千人民元(31,251千円)となり、前連結会計年度に比べ8,512千人民元（105,090千円）の減少となりました。

当社グループでは、事業分野を排煙処理業のみならず、気体・液体・固体廃棄物処理・新エネルギー開発等の分野へと拡大し、将来的には総合的な環境保護ソリューション企業へと成長していくという基本戦略を掲げてまいりました。一部の事業分野の拡大のペース及びプロジェクトの進捗度は事業分野及びプロジェクトの実情に基づき調整を余儀なくされることはありますが、基本戦略の方向性は変わっておりません。当社グループは、事業分野の拡大に伴い、EPC（設計・調達・建設）を中心としつつも、BOT（建設・運営・譲渡）、BOO（建設・所有・運営）又は運営メンテナンス等、多様化された最適な受注方式を活用して収益力の向上を図ることにより、ポテンシャルの大きい企業へと成長していく所存です。

今後当面は、チャンスとチャレンジ、困難と希望が並存する期間が続くものと認識しております。当社グループは、経営環境の変化への対応策として、運営・管理体制の強化、コスト・コントロール及びJ-SOXに基づくリスク・コントロールの強化等、社内体制上の方策を講じてまいります。さらに、これまで蓄積してきたエンジニアリング実績、プロジェクト・ノウハウ、優れたプロセス技術、豊富な資金力、優秀な管理チーム、信頼できる資質・資格、高い信用力及びブランド力を活かし、事業機会を掴み、優良事業主との確固たるパートナーシップの構築等により、コア事業における競争力の向上及び収益力の最大化に最善を尽くします。全社一丸となって、「持続可能・安定・高速・健全」な発展を目指し、総合的な環境ソリューションを提供することができるグローバルな企業への成長を目指して邁進してまいります。

キャッシュフローの状況

キャッシュフローの状況の詳細については「第3 事業の状況 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」をご参照ください。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入)

事業の種類別セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)	前年同期比(%)
排煙脱硫・脱硝事業	1,118,112 (13,803,856)	110.6
固体廃棄物処理事業	128,886 (1,591,191)	103.8

その他事業	2,531 (31,251)	22.9
合計	1,249,530 (15,426,299)	109.0

- (注) 1. 金額は販売価格によっており、セグメント間の内部振替後の数値によっております。
2. 上記の金額には、消費税（中国においては増徴税）等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当連結会計年度における受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次の通りであります。

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入)

事業の種類別セグメントの名称	受注高	前年同期比(%)	受注残高	前年同期比(%)
排煙脱硫・脱硝事業	1,062,471 (13,116,926) [27]	185.4	1,407,283 (17,373,864) [72]	85.1
固体廃棄物処理事業	- (-) [-]	-	3,112 (38,420) [1]	2.4
その他事業	12,198 (150,589) [3]	97.0	12,648 (156,148) [4]	99.1
合計	1,074,669 (13,267,513) [30]	183.5	1,423,043 (17,568,432) [77]	79.1

- (注) 1. []は、受注プロジェクト件数であります。
2. 上記の金額には、消費税（中国においては増徴税）等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入)

事業の種類別セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2010年 1月 1日 至 2010年12月31日)	前年同期比(%)
排煙脱硫・脱硝事業	1,118,112 (13,803,856)	110.6
固体廃棄物処理事業	128,886 (1,591,191)	103.8
その他事業	2,531 (31,251)	22.9
合計	1,249,530 (15,426,299)	109.0

(注) 1. 上記の金額には、消費税（中国においては増徴税）等は含まれておりません。

2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りであります。

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入)

相手先	前連結会計年度 (自2009年 1月 1日 至2009年12月31日)	
	完成工事高	割合(%)
曲靖雲電投新能源有限責任公司	124,207 (1,533,419)	10.8
雲南?東雨汪能源有限責任公司	80,542 (994,346)	7.0
陽城国際発電能源有限責任公司	60,308 (744,541)	5.3

相手先	当連結会計年度 (自2010年 1月 1日 至2010年12月31日)	
	完成工事高	割合(%)
雲南?東雨汪能源有限責任公司	139,976 (1,728,093)	11.2
雲南?東能源有限責任公司	235,872 (2,912,001)	18.9
曲靖雲電投新能源有限責任公司	128,886 (1,591,191)	10.3

(注) 上記の金額には、消費税（中国においては増徴税）等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

(1) マクロ経済環境の変動への対応

当社グループを取り巻く経営環境は常に変動しており、マクロ経済の影響による経営リスクが依然として存在するほか、市場競争も激化しており、当社グループの経営の厳しさは増えています。当社グループとしましては、経営基盤をより強固なものとするとともに、かかるマクロ経済環境の変動に対して各種の対応策を講じることにより、企業価値の向上に最善を尽くしていく所存であります。

具体的には、排煙脱硫・脱硝事業の分野においては、従来からの火力発電所向けの排煙脱硫・脱硝事業による売上の安定した伸びを保つと同時に、特に排煙脱硫設備の改造市場及び排煙脱硝市場に着目した事業構成を採用しつつ、冶金・化工分野における脱硫市場への進出を加速するほか、排煙脱硫アフターサービス・メンテナンス事業の規模を引き続き拡大すること、固体廃棄物処理事業・その他の事業の分野においては、ゴミ焼却による発電・余熱利用等新規事業も積極的に推進することにより、当社グループの事業網の範囲拡大につながる商機を掴み、外部環境の変化に対する適応力を高めてまいります。また、進行中のプロジェクトを精査し、投資案件へのスピード調整も確実に実行し、新規投資案件に対し厳格なフィージビリティ・スタディー（事業の実現可能性の検証）を行い、リスクを最小限に抑える方針であります。さら

に、運営管理体制を強化することにより、コスト・コントロールと社内管理の強化を図ります。マクロ的な経済情勢をフォローし、マクロ経済政策と産業政策の研究に力を入れることにより、金融危機による実体経済への影響を十分に把握した上、外部経営環境の変動による環境ビジネス・新エネルギー業界への影響に焦点を当て、関係する事業分野の動きをフォローし、当社グループの経営・管理方針を決定いたします。

(2) 事業拡大戦略への対応

当社グループは、火力発電所向けの排煙脱硫及び脱硝、並びに汚水の水処理などのフロー型事業をベースに、新たに冶金・化工分野への排煙脱硫、都市部ゴミ焼却による発電事業、及びボタ石発電事業、余熱発電などのストック型事業も開始いたしました。2010年11月22日には、石炭の配合を主たる業務とする安徽能達燃料有限公司を買収したことで、当社グループは石炭配合、燃料販売事業にも参入することができるようになりました。これらの新規事業を遂行するための手法は、今後、当社グループが事業分野をさらに広げ成長していく過程において重要な経営課題ともいえます。

まずは、新規環境ビジネス分野に進出する前に、該当分野の調査・分析・セグメンテーション（市場の細分化）を行った上、当社グループの強みを活かせる事業展開を企画し、適切な時期にその分野の市場に進出し、速やかな成長を図ります。

次に、進出した新規環境ビジネス分野において、当社グループは技術・人材・その他の経営資源を有効に配分し、かかる新規環境ビジネス分野における持続的な成長を確実なものとし、

また、適宜、M & Aを含む企業買収による、必要なマーケット・技術・人材の獲得も視野に入れてまいります。

(3) 市場競争への対応

当社グループの主な競合会社の中には、中国大手電力会社の環境保護事業を営む系列会社や、中国において環境保護事業について歴史を有する上場会社等、強い競争力を有する企業が存在します。

環境ビジネスと新エネルギー事業を展開している当社グループは、排煙処理業界におけるリーディング・カンパニーの地位を維持するとともに、その他の分野でのシェアを絶えず拡大していくため、常に激しい競争に直面しています。

かかる状況を背景として、当社グループは、マーケティング重視の考え方を全社員が共有する理念として貫徹し、戦略方向性を明確にし、常に業界の動向を把握していきます。また、技術面及び業績面における優位性を強化し、現在実施中のプロジェクトの品質管理を徹底することにより、さらに、当社グループのブランドを確立し、引き続きトップシェアを確保するよう努力していきます。また、管理効率を一層向上し、経営資源の集中と選択を図り、厳選された新規分野への進出を加速し、経営資源の適正な利用を実現することにより、進出した分野でのシェアを拡大し、リーディング・カンパニーの地位を確保します。

(4) 原材料価格変動への対応

当連結会計年度においては、排煙脱硫・脱硝システム等の環境保護設備の主な原材料である鉄鋼、銅、合成樹脂及びセメント等の価格変動は安定していました。原材料価格変動による当社グループ業績への影響を最小限に抑える目的で、当社グループは「長期間にわたるサプライメンバースhip」を構築します。つまり、過去の調達データの調査・分析に基づくサプライ・リストを作成し、優れたサプライヤーと長期協力関係を築いていく考えであります。原材料の調達・供給体系の分析や、サプライヤーからのフィードバックの精査を行った上で、調達・供給体系をさらに見直すとともに、サプライヤーとの間で事業主のデータや需要に関する情報を共有し、その需要に対応する供給の正確性を向上させる協力体制を形成することにより、原材料の調達における効率性の向上とコストの削減を図ります。

また、原材料価格が物価全体の変動に連動することを十分に考慮することにより、プロジェクト設備の調達及び下請け業者への発注時期を慎重に検討し、建設中プロジェクトの原価削減及び新規プロジェクトの採算性向上につなげてまいります。

(5) 研究開発への対応

当社グループは火力発電所向けの排煙脱硫・脱硝事業を主業務とし、環境保護・新エネルギー分野において蓄積してきたノウハウを武器に、業容を水処理、海水淡水化、余熱発電などの領域に拡大し、多数の事業に関してコア技術を保有する、国際的にも相当の競争力のある多角的経営を行う環境ビジネス・ハイテク・カンパニーを目指します。

当社グループは、独自のR & D（研究開発）を積極的に行う一方で、今後の業界動向を注視しながら、海外企業、大学及び研究機関等と提携・協働することにより、「新技術の導入・消化・吸収・イノベーション」を行い、積極的に採用することにより、R & Dによる研究成果を産業化していく方針です。

(6) 人材の確保と養成への対応

当社グループは、優れた人材の確保と養成が、当社グループの成功に不可欠と考えております。

当社グループは引き続き、組織機構と人員構成の最適化を図り、優秀な人材の招致に努めます。業績考査システムによる能力主義を実施しつつも、従業員のパフォーマンス及びキャリア・能力の考課システムを構築することにより、良好な報酬システム及び従業員福利システムを確立し、従業員数対利益の効率の向上に努めております。また、社内研修制度を充実させることで、従業員の質を高め、当社グループのさらなる発展に必要な人材の確保・育成を図ります。

4【事業等のリスク】

以下においては、当社グループの事業の状況及び経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及び投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる事項を記載しております。当社グループでは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、その発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、当社の有価証券に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があります。

なお、以下の事項のうち将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) 当社グループの事業に関するリスク

業界動向について

当社グループは、主に発電産業に依存します。当社グループの主力業務である脱硫システムの設計及び建設は主に石炭火力発電所において行われるため、当社グループの主たる顧客は、中国国内の電力会社により構成されております。従って、当社グループの収益は、中国国内の経済動向、石炭火力発電所の新規建設件数・増加設備容量、電力の需要・供給の変動、及び電力会社の業績・資金力の影響を受けます。中国における石炭火力発電所の新規建設件数・設備容量の変動、又は電力会社の業績・資金力の悪化は、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

競合について

中国における環境保護に対する近年の需要増加、脱硫システム・関連部品等の価格の下落、及び法規制を始めとする市場参入障壁が著しく高いものではない等の事情から、当社グループは、中国国内の環境保護業者との競争の激化に直面しております。さらに、貿易制限が徐々に緩和され、また輸入税が引き下げられた結果、海外の環境保護業者がその技術及びサービスを中国に輸出するか又は他の中国企業と提携することが容易になるため、当社グループとこれらの海外業者との間の競争が今後激化するものと予想します。

当社グループの主な競合会社の中には、中国大手電力会社の環境保護事業を営む系列会社や中国において環境保護事業について歴史を有する上場会社等、先進技術及び電力会社等の顧客が要求する高度な技術水準を充たした設計能力、優良な顧客サービスを提供する能力、並びに原材料の供給業者及び顧客との強力な関係を有する企業があります。また、当社グループの競合会社は、当社グループよりも優れた財務力、技術力、営業力及び供給源との関係を有している可能性があります。当社グループは、価格設定、技術的性能、仕様及び要件を満たす能力、納期、品質、信頼性並びに顧客サービスについて、これらの競合会社と競合関係に立つこととなります。さらに、当社グループの競争力は、業界の動向等当社グループの支配の及ばない要素にも依存します。当社グループが今後、当社グループの競合会社と競争に勝つことができるとの保証はありません。当社グループが、競合他社に対する十分な競争力を確立できない場合、又は競合による受注価格の下落若しくは利益率の低下が生じる場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な悪影響が及ぶ可能性があります。

入札制度について

中国において排煙脱硫プロジェクト等の受注先を決定する際には、個別のプロジェクトごとに、入札手続によって受注先を決定しなければなりません。入札手続には一定の要件を充たせばどの業者でも参加することができる公開入札制度のほか、事業主から招待された業者だけが参加することができる招待入札制度が存在します。従って、当社グループが十分な施工能力を有し、かつ受注を希望していても、招待入札に招かれなければ入札に参加することができず、受注することはできません。さらに、公開入札及び招待入札のいずれにおいても、落札業者の最終決定に際しては、入札価格の高低のみによらず、業者の施工能力、実績、事業主との関係等も考慮されるほか、落札後に現実に事業主とプロジェクト受注契約を締結するまでには、プロジェクトの技術仕様及び受注金額を含めた交渉を経なければなりません。特に、当社グループは、大手電力会社の系列会社ではない独立系の企業グループであることから、大手電力会社が発注するプロジェクトの招待入札に参加できない、又は落札業者の最終決定において不利益な取扱いを受ける可能性があります。また、プロジェクト受注契約の締結のための交渉の結果が当社グループの満足するものとならず、交渉が決裂する可能性もあります。その結果、当社グループが予測通りに入札においてプロジェクトを落札できない場合又は落札後の交渉が成功しない場合には、収益獲得の機会を失う可能性があります。

外注先について

当社グループによるプロジェクトの設計の一部及び建設工事の全部は、当社グループが入札手続によって選定する独立の第三者である下請企業により行われております。しかし、当社グループは能力の高い下請業者に当社グループにとって有利な金額で発注できるとは限りません。また、下請企業の設計又は建設工事に係る瑕疵については当社グループが発注者に責任を負うのみならず、当社グループのレピュテーションを害する可能性があります。これらの結果、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な悪影響が生じる可能性があります。

プロジェクトの管理及び完工について

当社グループの受注するプロジェクトの完成は長期かつ複雑な工程を経ます。このために、プロジェクト工程においては様々な不測の事態が生じる可能性があります。当社グループの収益は、プロジェクトごとに工事進行基準によって認識され、プロジェクト工程の進捗管理は当社グループの収益に影響を与えます。また、当社グループは、プロジェクト工程の間、コスト管理を動的に行うことで利益の最大化を目指しますが、それが成功する保証は無く、予定

する利益率を達成できず、また損失が発生する可能性もあります。更に、プロジェクトの遅延、瑕疵又は失敗は、当社グループに補修責任や損害賠償責任等をもたらすほか、当社グループのレピュテーションを害して将来の受注に重大な悪影響を与える可能性があります。これらの結果、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な悪影響が生じる可能性があります。

新規事業及び海外展開について

当社グループは、排煙脱硫・脱硝事業に関するシステムの設計及び建設をその業務の中核としており、これらの業務の売上高は、当連結会計年度における売上高全体の89.5%を占めております。当社グループは、排煙脱硫・脱硝事業に関するシステムの設計及び建設での経験を活かして、炉内脱硫事業、排煙脱硝事業、水処理事業、ゴミ処理発電事業を開始しているほか、今後、汚泥処理事業、海水淡水化事業及びCO₂排出権事業にも力を入れていく予定です。また、これらの事業を遂行するために、企業買収を含むM & Aの手法を排除しておりません。更に、海外展開について、当社グループは、将来的には、排煙脱硫・脱硝事業を東南アジア諸国で元請業者として展開することも検討しております。しかし、かかる事業展開には予想することのできない様々なリスクが伴い、必ずしも計画した通りに発展を遂げることができるとは限りません。当社グループの新たな事業展開が成功しなかった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な悪影響が生じる可能性があります。

ボタ石発電所における排煙炉内脱硫事業への取組みについて

中国政府がボタ石の処理を積極的に推進していること等を踏まえ、当社グループは、ボタ石を燃料とする発電所の建設が今後増加していくものと考えており、2005年11月以降、浙江大学とのボタ石を燃料とした発電所における炉内脱硫技術の共同研究を進めており、また、2006年9月には北京博奇が同社として最初のボタ石火力発電所における排煙脱硫プロジェクトである、山西寿陽ボタ石火力発電所炉内脱硫プロジェクトの受注契約を締結しました。

しかしながら、そもそも新規分野への進出であるために成功の保証はなく、同分野における中国政府の政策の変更や法規制の変化が生じた場合、同分野において十分な技術的優位性を確保することができず十分な受注が確保できない場合、現在当社グループが進めている共同研究の成果を今後の事業展開に生かすことができない場合、又は受注後にプロジェクトの管理及び完了又は関係当局の許可、認可若しくは登録の取得に問題が生じる場合には、当社グループの業績に悪影響が生じる可能性があります。

BOT方式について

当社グループが現在実施又は検討しているBOT方式においては、環境保護設備は当社グループが出資を行うプロジェクト法人によって保有され、当社グループが、当該環境保護設備の建設及び運営を行います。また、当社グループによるプロジェクト法人への出資は、回収期間が長期に渡る現金流出をもたらします。さらに、このプロジェクト法人は、当社グループによる出資の割合に応じて、当社グループの連結子会社又は持分法適用関連会社となることがあります。従って、BOT方式への参入及びプロジェクト法人の財務結果は、当社グループの財務結果に影響を与える可能性があります。また、プロジェクト法人に資金不足が生じた場合には、事実上、当社グループが追加出資を行う必要があることも想定されます。また、BOT事業は、政府による経済政策等の当社がコントロールすることが困難な要因の影響を受けやすい傾向があります。このように、BOT方式の成否は、当社グループの経営成績及び財政状態に対して重大な影響を与える可能性があります。

(2) 業績等に関するリスク

利益及び収益の持続性について

当社グループの利益は、市場の需要の鈍化等によりプロジェクト受注件数が減少した場合及び競争の激化等により各プロジェクトの利益率が減少した場合に影響を受ける可能性があります。従って、当社グループが現在と同水準の利益率を継続的に維持できるという保証はありません。当社グループの収益は、1件当たりのプロジェクト受注金額が小さくないために、特定の相手先に完成工事高の計上集中し易い傾向も見られます。また、当社グループの収益の大部分は、受注するプロジェクト毎に工事進行基準によって認識され、かかるプロジェクトの数及び進行状況に応じて当社グループの収益は変動する可能性があります。従って、当社グループの利益及び収益の将来の増加は、十分な数のプロジェクトの受注を確保し、利益率を維持する当社グループの能力に依拠します。当社グループが、市場環境の変化に応じて受注戦略や利益管理を適切に構築できない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

プロジェクトのキャッシュ・フローについて

当社グループの行うプロジェクトにおける資金の流れについては、当社グループによる設備購入等のためにプロジェクトの前半段階で多くの資金流出が発生しますが、当社グループへの資金流入はプロジェクトの進捗に応じて全工程に分かれて段階的に発生します。また、プロジェクトの具体的な支払条件、プロジェクトの進捗状況、品質保証金の金額、事業主側の事情を含む試運転の開始時期の遅延等によっても、当社グループへの資金流入の時期と金額は影響を受けます。

当社が想定する標準的なモデルにおいては、事業主が、プロジェクト契約締結後、初期の段階で、契約総額の約10%に相当する前払金を支払い、その後は、工事の進捗状況等に応じて、前払金も含めた累計支払額が契約総額の約90%に達するまで、毎月、事業主側による進捗状況について監理の承認を得た後1ヶ月以内に支払いをするという方法で行われております。当社グループのプロジェクトにおいては、概ね18ヶ月から24ヶ月程度で工事が完成しますが、その後も、事業主は残額の約10%相当については品質保証金として当社グループへの支払を留保し、工事完成後約1年程度の運転が行われて検査に合格した後、事業主は残額の約10%に相当する品質保証金相当額を当社グループに支払います。なお、上記の条件及び年限は当社グループが想定する標準的なモデルであり、現実のプロジェクトとは必ずしも一

致しません。

但し、事業主側の支払承認手続の遅延、事業主の資金状況等の様々な事情から、売上計上後1ヶ月以内に資金を回収することができない場合があります。当社グループは、主な事業主である電力会社の事業形態に照らすと、回収に3ヵ月程度の期間がかかることはやむを得ないと考えておりますが、特に発電所の完成時期等には資金の回収が長期化する傾向が見られます。

資金の回収が長期化した場合に、資金負担の増大や資金繰りの悪化を招く可能性があり、これらの債権が回収不能に至る可能性があることも否定できません。

このように、プロジェクトにおける資金の流入と流出の時期及び金額の不一致、並びに資金回収に要する期間の長期化や回収の不能は、当社グループのキャッシュ・フロー、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼします。

追加的資本の獲得について

当社グループは、現在の現金及び現金同等物、並びに営業活動からのキャッシュ・フローが、当社グループの将来における予見可能な現金需要を満たすのに十分であると考えております。しかし、自らが投資又は買収を決定した場合を含め、事業環境の変化又はその他の将来の発展により、追加資金を必要とする可能性があります。当社グループの現金需要が十分に満たされない場合、当社グループは、新たに株式若しくは債券を発行し又は信用枠を取得する可能性があります。追加的な株式の発行は、当社グループの株主にとって、さらなる希薄化をもたらすこととなります。債務を負うことにより、元利金支払義務が増大し、当社グループの事業活動を制約するような事業・財務制限条項を負う可能性があります。当社グループが受け入れられる金額又は条件による資金調達ができることの保証はありません。

受注と収益計上の時期について

中国政府の年初に行われる政策決定を受けて、電力会社は発電所建設の計画、入札手続の準備等を開始するため、当社グループが入札手続を経てプロジェクト受注契約を締結する時期は、下半期に集中する傾向が見られます。また、中国政府の計画又は電力会社の決定によりプロジェクトの建設が停止又は延期されるケースも想定されます。当社グループは、プロジェクトごとに工事進行基準によって収益を認識しておりますが、中国国内の雨期、寒冷期、台風等の自然状況によって工程の進捗が不順となることがあり、収益の認識時期には変動が生じやすい傾向にあります。

原材料の価格変動について

脱硫システム等の環境保護設備の主な原材料として、鉄鋼、銅、合成樹脂、セメント等が挙げられます。その結果、当社グループはこれらの原材料価格の変動による影響を受けます。また、原材料の供給が逼迫したり、停止する場合にも当社グループは影響を受けます。原材料価格が上昇しても当社グループが当該上昇の全部又は一部を当社グループの顧客への請負代金として転嫁することができない場合、又は原材料の十分な調達に支障が生じる場合には、当社グループの経営成績及び財政状態は重大な悪影響を受けます。

(3) 政策及び法的規制に関するリスク

中国政府による環境規制について

中国政府は、環境問題に対応するために、現在、硫酸化物等の排出量について規制強化を行っており、世界的な環境問題に対する動向に鑑みても、今後はさらに規制が強化することが見込まれます。このような規制強化は、環境保護事業を営む当社グループにとっては有利なものです。しかし、当社グループは、今後の規制動向を確実に予測することはできず、また、環境規制がどの程度の強制力をもって実行されるかについても確実に予測することはできません。中国政府による環境規制の動向は、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を与えます。

中国政府による火力発電の政策について

当社グループは、主に中国における石炭を燃料とする火力発電所に向けた排煙脱硫・脱硝事業、固体廃棄物処理事業及びその他事業に従事しているため、中国政府の石炭を燃料とした火力発電に対する政策によって、当社グループの業績が左右される傾向にあります。とりわけ、中国における発電所の建設計画にかかる基本的方針は、マクロ経済政策、電力政策、環境政策等の様々な要因を勘案した上で、中国政府により策定されます。

2010年末現在、石炭火力発電は、その経済性及び燃料となる石炭の調達の容易さから、総設備容量の約73.44%を占めております。当社グループは、当面の間この割合に大きな変化はないものと考えておりますが、中国政府が排出汚染物の多い石炭火力発電を制限し、石炭以外の燃料による火力発電や排煙のない原子力発電、水力発電、風力発電及び太陽光発電を奨励する政策をとる可能性は否定できません。また、中国政府のマクロ経済政策や電力政策によって、火力発電所の建設が抑制される可能性もあります。

中国政府が石炭火力発電を制限する場合、石炭火力発電所の新規建設が激減し、既存の火力発電所も閉鎖される可能性があります。この結果、当社グループは石炭火力発電所に向けた排煙脱硫・脱硝事業及びアフターサービス・メンテナンス事業の縮小を強いられ、当社グループの経営成績及び財政状態が重大な悪影響を受ける可能性があります。

(4) 主要事業の許認可及び法的規制について

当社グループは、その業務遂行のため、中国の政府当局又は部門から多様な許可、認可及び登録を取得しなければなりません。関係当局は、当社グループが所定の法律又は規則に従っていることを確認するために、随時、当社グループに対

して、事前の通告無く、検査を行うことができます。当社グループがかかる中国の法律及び規則に違反するか又はそれを遵守しない場合、関係当局は、当社グループの許可、認可、登録若しくは業務活動を終了、撤回若しくは停止させるか、又は当社グループに罰金を課することができます。当社グループの許可、認可、登録又は業務活動の終了、撤回又は停止は、当社グループが受注しているプロジェクトの全部又は一部の設計・施工を中止しなければならないことを意味します。また、中国の法律又は規則が変更されたり、関係当局による解釈の変更があった場合には、当社グループはそれらを遵守するために従来どおりの事業遂行の全部又は一部が制限されたり、追加的な費用を負担する可能性もあります。

また、中国では関係当局又は部門から最終的な許可、認可及び登録が未了であっても、それらの内諾を得た段階でプロジェクトに着工することが一般的です。そのため、当社グループが許可、認可及び登録の内諾を得てプロジェクト着工した後に、中国政府の政策の変更や法規制の変更が行われる等の理由により予定通りに最終的な許可、認可及び登録が得られない場合には、プロジェクトが遅延若しくは中断又は中止されることがあり、その結果、追加的な負担が発生し、または投下資本が回収できなくなる可能性があります。これらは、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループが得ている主な許認可は以下の通りであります。

許認可名称	保有者	交付機関	許認可番号	根拠法令	取得日又は最終更新日	有効期間
海外エンジニアリング経営資格証書（注1）	北京博奇	北京市商務委員会	1100200700400	対外エンジニアリング請負資格管理方法	2010年1月20日	無期限
環境汚染保護施設の運営、除塵脱硫甲級証書	北京博奇	中華人民共和国環境保護部	国環運営証1501	環境汚染保護施設運営資格許可管理条例	2008年8月26日	3年間
建築業企業環境エンジニアリング壹級資格証書	北京博奇	北京市建設委員会	B1214011010601	建築業企業資格管理条例	2008年10月30日	5年間
安全生産許可証	北京博奇	北京市建設委員会	(京)JZ安許証字〔2009〕213743-2	安全生産許可証条例	2009年11月10日	3年間
エンジニアリング設計環境プロジェクト（大気汚染防治エンジニアリング、水汚染防治エンジニアリング）専門設計甲級証書（注2）	北京博奇	中華人民共和国住房和城郷建設部	A111001553	建設プロジェクト実地調査設計管理条例	2009年9月2日	5年間
エンジニアリング設計電力分野（火力発電エンジニアリング、送電エンジニアリング、変電エンジニアリング）、市政公共事業（給水エンジニアリング、排水エンジニアリング）、市政公益事業設計乙級証書（注3）	北京博奇	北京市規?委員会	A211001550	建設プロジェクト実地調査設計管理条例	2010年12月20日	5年間
エンジニアリング・コンサルティング、環境プロジェクト・コンサルティング 甲級証書（注4）	北京博奇	中華人民共和国国家発展改革委員会	工諮甲10120060012	プロジェクトコンサルティング単位資格認定規則	2008年10月23日	5年間
エンジニアリング・コンサルティング電力プロジェクト火電乙級資格証書（注5）	北京博奇	中華人民共和国国家発展改革委員会	工諮乙10120060012	プロジェクトコンサルティング単位資格認定規則	2008年10月23日	5年間
対外貿易経営者登録表（注6）	北京博奇	北京市商務局	110074008510X	輸出入経営資格管理に関する規定	2003年8月23日	無し
工事入札募集代行機関暫定級資格証書（注7）	北京博奇	北京市建設委員会	F211001550	工事建設プロジェクト入札募集代行機関資格認定方法	2008年9月3日	3年間

(注)1. 海外エンジニアリング請負プロジェクト及びそれに関する労務派遣事業に関する許認可です。交付機関が北京市商務局から北京市商務委員会に名称を変更しました。北京博奇は、2007年11月20日に本証書を取得し、その有効期間の満了前に延長申請を行い、2010年1月20日付で、北京市商務委員会より期限の定めのない延長の承認を受けました。

2. 環境プロジェクトの設計及びその元請負業務に関する許認可です。「建設プロジェクト実地調査設計管理条例」第7条及び第8条によれば、国家は建設プロジェクトの設計活動に従事する企業に対し、資質管理制度を施行し、建設プロジェクトの設計企業は資質等級許可の範囲内において、建設プロジェクトの元請業務を行わなければならないとされており、北京博奇は、2004年12月16日に本証書を取得し、2009年9月2日に「エンジニアリング設計資質標準」（建市[2007]86号文）に基づき、本証書を更新しました。有効期間は5年です。

3. 市政プロジェクトの設計及びそれらの元請負業務に関する許認可です。

4. 環境保護プロジェクトのプロジェクト提案書の作成・編集、実行可能性調査レポートの作成・編集等の業務請負に関する許認可です。「建設プロジェクト実地調査設計管理条例」第6条の規定には、プロジェクトコンサルティング企業は、法に基づき国家発展改革委員会発布の「プロジェクトコンサルティング資格証書」を取得しなければならず、「プロジェクトコンサルティング資格証書」の資格等級に相応するプロジェクトコンサルティング業務が行えると規定されております。
5. 火力発電所プロジェクトの提案書の作成・編集、実行可能性調査レポートの作成・編集等の業務請負に関する許認可です。
6. 企業の製品直接輸入許可に関する許認可です。「輸出入経営資格管理に関する規定」第2条には、企業の輸出入経営資格に対し、審査登記制を実施しており、生産企業直接輸入資格を備えた場合に、自社製品の輸出業務と必要な機械設備、部品及び原材料の輸入業務を営むことができます。但し、中国政府の規制により一定の商品及び技術の輸出入を行うことは禁止されております。「対外貿易経営者登録方法」第2条の定めにより、貨物・技術輸出入業者は中華人民共和国商務部又は当部の委託される機関に登記手続を行わなければなりません。北京博奇は2003年8月23日に本証書を更新しました。
7. 工事入札募集代行業務を行うための資格です。当資格の取得により、工事の調査、設計、施行、監理及びエンジニアリング関連設備（機電輸入品を除く）、資材調達の入札募集代行業務を展開できます。

また、当社グループは、事業遂行にあたって、プロジェクトの入札の手続等について定める入札法等、許認可に係る法律又は規則以外の中国の法律又は規則の規制も受けております。当社グループでは、社員教育の徹底、コンプライアンス体制の整備等、法的規制を遵守する管理体制の整備に努めておりますが、当社グループの事業遂行に係る法的規制に抵触するような事態が生じた場合には、将来の入札への参加が制限される等、事業の遂行に支障をきたし、又は当社グループに対する社会的信用力が低下する可能性があります。

(5) 技術提携契約及びライセンス契約について

当社グループが、既存の技術提携相手との関係を適切に維持できなかった場合、当社グループの事業は損害を被る可能性があります。当社グループの使用する脱硫・脱硝システム等に関する技術は、当社グループが独自に開発して保有するもののみならず、北京バブコック・アンド・ウィルコックス社や浙江大学等との技術提携契約に基づく開発によるもの、株式会社荏原製作所（以下「荏原製作所」といいます。）や川崎重工工業株式会社（以下「川崎重工」といいます。）からのサブライセンス又はライセンスを受けた技術等があります。当社グループの事業の成功は、当社グループの保有技術に依存しているため、上記契約関係を維持すること、特に、サブライセンス又はライセンスを受けている日本人との契約関係の維持は、当社グループにとって非常に重要な課題であります。万一、上記契約関係が解除された場合には、当社グループはその業務の全部又は一部が継続できなくなり、その経営成績及び財政状態に重大な影響が出る可能性があります。

(6) 技術革新への対応について

当社グループは、既存の業務に関して技術革新を行うため又は新規業務に関して必要とされる技術を開発するために研究開発活動を随時行う必要があります。研究開発活動の成果は不確定であり、また、仮に十分な技術的成果が得られたとしても当社グループが当該技術を商業的に利用することができる保証はありません。さらに、当社グループは、将来、技術開発の遅れに直面する可能性があります。当社グループが現在開発する又は将来開発する可能性のある技術が成功を収めること及び当該技術を用いた業務が顧客に受け入れられる保証はありません。当社グループの新規業務が市場で受け入れられない場合、当社グループは、研究開発への投資に見合った収益を得ることができず当社グループの経営成績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) 経営陣について

当社グループの経営陣は、当社グループの業務に関する豊富な経験と知識を有しており、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において、極めて重要な役割を果たしております。何らかの理由により、経営陣の全部若しくは一部が退職し、又は経営陣の全部若しくは一部による事業遂行が困難になる事態が生じた場合には、当社グループの事業活動及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 大株主について

当社及び北京博奇の現取締役であるチャン・リーチェン、ツォン・ジージュン、ワン・ジュン及びラン・ウェイは、取締役としてのみならず、株主として当社グループの経営方針や事業戦略の決定において、極めて重要な役割を果たしております。本書提出日現在における実質的持株比率は、チャン・リーチェンが14.9%、ツォン・ジージュンが14.9%、ワン・ジュンが12.8%、ラン・ウェイが6.3%となっており、合計では49.0%となっております。何らかの理由により、これらの者の全部又は一部が実質的な持株の全部又は一部を売却した場合には、経営方針や事業戦略の変更を通じて、当社グループの事業活動及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 人材確保及び育成について

当社グループが営む業務は、専門的な知識と多くの経験を必要とし、それらのスキルを持つ人材の確保・育成・流出防止が、当社グループの経営上及び研究開発上の重要な課題と認識しております。熟練かつ経験豊富な労働者を有することは、当社グループのサービスの品質を維持し、かつ当社グループの競争力を確保する上で極めて重要です。当社グループでは、現在の業務の確実な遂行と今後の業務拡大に備えて、積極的に優秀な人材を採用し、育成していく方針です。しかし、人材の確保・育成・流出防止が当社グループの想定どおりに円滑に進まなかった場合には、当社グループの今後の業務の拡大に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 当社グループが独立系であることについて

中国の有力な脱炭素業者の多くは、電力会社の系列会社として運営されております。当社グループも、その沿革をたどれば、大手電力会社の一つである国華電力の系列会社として創業されましたが、現在では、国華電力との人的及び資本的関係はありません。大手電力会社の系列会社は、事業展開において必要な資金の調達や取引機会を迅速かつ有利な条件で得ること、低コストで技術援助、人的支援等を受けること、経営危機に際しては様々な資金援助を容易に受けること等が期待され、経営上の様々なメリットがあります。他方で、独立系である当社グループには、このような経営上のメリットは無く、系列に属する同業他社に比して業務展開に制約を受ける可能性があります。

(11) 配当政策について

当社の配当政策は後記「第5 提出会社の状況 2 配当政策」に記載の通りであります。しかしながら、配当実施の可能性及び時期並びに配当金額は様々な要因によって影響を受けます。とりわけ、当社グループの財政状態又は経営成績が悪化した場合には、配当が一切なされない可能性があるほか、継続的かつ安定的な配当が行われない可能性があります。また、当社グループの財政状態及び経営成績が良好な場合においても、当社グループが業容拡大等を行うために内部留保の充実を優先させる可能性もあります。従って、当社の配当政策は、株主への配当を確約又は保証するものではなく、将来において配当がなされない可能性があります。

(12) 新株予約権について

当社は、当社及び連結子会社の役員及び従業員に対してインセンティブを与える目的で2006年9月19日の株主総会及び取締役会においてストックオプションの発行を決議しております。かかる決議に基づき、本書提出日現在において、当社株式27,615株を対象とするストックオプションが発行済みとなっております。また、当社は、当社及び連結子会社の役員、顧問及び従業員に対してインセンティブを与える目的で2008年3月29日の株主総会においてストックオプションの発行を決議しております。かかる決議に基づき、本書提出日現在において、当社株式19,188株を対象とするストックオプションが2008年3月29日開催の株主総会において承認されていますが、内2,438株は2008年9月9日の取締役会において当社の取締役及び顧問を対象として発行済みであります。2011年3月26日開催の第8期定時株主総会において、当社グループの取締役及び従業員を対象として、36,099株を目的である株式の数の上限とするストックオプションとしての新株予約権を発行すること、並びに新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任すること等を決議しました。その他は未発行となっております。

当社は、今後も人材確保等の目的でストックオプション等の制度を活用していくことを検討しており、これらのストックオプションの行使が行われた場合には当社の1株あたりの株式価値は希薄化する可能性があります。なお、本書提出日現在の発行済株式数である360,988株に対するストックオプションに関する潜在的株式数の割合は約4.84%となっております。

ストックオプションの詳細については、「第5 提出会社の状況 1 株式等の状況」をご参照ください。

(13) 中国に関するリスク

当社グループの事業は、主に中国において設立された子会社である北京博奇を通じて行っております。従って、当社グループは中国に特有の一定のリスクの影響を受けます。このようなリスクのうち主なものは以下の通りであります。

中国の経済、政治及び社会情勢について

中国政府は、中国経済に影響を及ぼす経済措置を実施する権限を有しております。経済措置は、産業ごとに、又は中国の様々な地域において、一貫性なく調整、修正又は適用される可能性があります。また、中国政府は、一定の産業の成長率の抑制及びインフレの制限を目指して様々な政策を実施しております。こうした経済措置や経済政策の一部は、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

近年、中国はGDPベースで世界で最も急速に経済成長している国の一つとなっております。しかし、中国はかかる成長率を長期間持続できない可能性があります。また、自然災害、伝染病の発生、政情不安及び社会不安等が起こった場合には、経済活動の水準が低下し、中国、アジア及び世界各地の経済成長率に悪影響を及ぼす可能性があります。上記のいずれかの理由により中国経済の成長率が低下又は著しく停滞した場合、当社グループの経営成績及び財政状態は重大な悪影響を受けます。

中国政府による法令の解釈及び実施について

中国における当社グループの事業及び業務、並びに中国における当社グループの顧客及び供給業者の事業及び業務は、中国政府が公布する法律及び規則に従います。中国政府は現在、より自由な市場経済に移行するための総合的な法律及び規則を整備しているところです。中国の法律制度は変革期にあるため、法律及び規則又はその解釈は変更される可能性があります。さらに、中国政府の政治及び経済政策の変更は、法律及び規則又はその解釈に類似する変更をもたらす可能性もあります。かかる変更は中国における当社グループの経営及び事業に影響を及ぼす可能性があります。

法律及び規則又はその解釈の変更により、当社グループの業務を中国で行うために、中国当局が追加の承認及び認可の取得を当社グループに適宜要求することとなった場合には、当社グループは、中国において引き続き事業を行うために、当該要件に従うため、追加費用を負担する可能性があります。かかる追加費用の負担の結果、当社グループの財政状態及び経営成績に影響が及び可能性があります。さらに、当該承認又は認可が直ちに又は全て当社グループに付与されるという保証はありません。当社グループがかかる必要な承認又は認可の取得に遅れるか又は取得することができない場合、中国における当社グループの事業運営に支障が生じ、それに従い経営成績及び財政状態が、悪影響を受ける可能性があります。

中国の通貨換算に関する法律及び規則の変更について

主に市場の需要と供給に基づく現在の統一変動為替相場制に基づき、中国人民銀行の授権を受けた中国外貨取引センターは、銀行間外国為替市場における前日の取引に基づき、人民元の為替レートを毎日発表しております。かかる統一変動為替相場制に基づき、米ドル等他の通貨に対する人民元の為替レート変動は、ある程度は市場原理に従います。

また、中国政府による行政上又は立法上の介入によって人民元が値下がりしたり値上がりする可能性があるほか、人民元の切り下げが行われない保証はありません。人民元の切り下げは、当社において将来的に外貨建債務の返済をする場合、又は、切り下げが当社株式の配当額が決定した後実際の支払いまでの間に発生した場合の配当の支払の場合に、当社のキャッシュポジションに悪影響を及ぼす可能性があります。反対に、人民元の切り上げは、当社中国における当社の子会社の中国国外のプロジェクトの収益性に悪影響を及ぼします。

配当制限について

現行の中国の規則上、当社の子会社が当社に対して配当を支払うことができるのは、中国の会計準則及び会計規則に従い算定される累積利益（もしあれば）の範囲に限られております。また、中国における当社の子会社は、当年度の税引後利益を配当する場合、利益の10%を会社の法定積立金として積立てなければなりません（会社の法定積立金の累計額が会社登録資本の50%以上になった場合は、以後積立てる必要はありません）。そして、かかる積立金は現金配当として分配できません。中国における当社の子会社から配当を全額受け取れない場合は、当社グループ全体の財政状態及び当社の株主に対する配当支払能力に悪影響を与える可能性があります。

また、当社の中国における子会社が、将来、債務を負った場合、かかる債務の条項によって、子会社の当社に対する配当又はその他金員の支払が制限される可能性もあります。当社子会社が当社に支払う配当又はその他金員に対する制限は、当社の発展、当社業務に有益な投資若しくは買収の実施、配当の支払、その他の方式による資金調達又は当社の経営を著しく制限する可能性があります。

国外親会社への利益配当の送金について

中国子会社の利益配当を国外親会社へ送金するためには、中国子会社は、登録地の外貨管理局における外貨登記手続が完了し、かつ、外貨登記証の年度検査に合格する必要があります。これらの登記手続が適切に行われていない場合、中国子会社の利益配当を当社へ送金することができなくなる可能性があります。

中国の現行の外貨管理規定によると、経常項目にあたる外貨の支払（利益配当、利息支払及び商業取引と関連する取引費用を含みます。）については、一定の手続を履行すれば実行可能であり、外貨管理部門の事前認可を得る必要はありません。しかしながら、ほとんどの資本項目にあたる外貨については、人民元を外貨に交換して中国から送金し、資本費用（例えば、外貨銀行からの借入に対する支払）を支払う場合、関連の政府主管部門の認可が必要です。また、将来、中国政府が経常項目にあたる外貨の取引の規制を検討する可能性もあります。中国子会社が十分な外貨を獲得し、その貨幣需要を満たすことが外貨管理体制によって規制された場合、中国子会社は、当社に対して外貨による利益配当を行えなくなる恐れもあります。

また、中国国外への資金送金や人民元の為替レートは、厳しく規制されております。為替レート管理体制及び中国国外への資金送金に影響を与える規制の変更が、中国国外における当社グループの支出への充当又は当社の株主への配当支払能力に悪影響を与える可能性があります。さらに、人民元の為替レートの変化も当社グループが中国から受ける他の通貨建ての資金額、ひいては投資家の投資価値に影響する可能性があります。当社株式における投資家の投資価値は、日本円と他の通貨の間の外国為替レートにも影響されます。

事業保険について

中国の保険業界は、まだ発展の初期段階にあります。中国の保険会社は、限られた事業保険商品しか提供していません。その結果、当社グループは中国での経営に対し事業責任又は事業中断についての保険に入っていません。何らかの事業中断、訴訟、又は自然災害により、著しいコスト及び資源の分散という結果が生じる可能性があります。

(14) その他

ケイマン法について

当社は、当社の基本定款及び附属定款並びにケイマン会社法及びその他のケイマンの法体系に従うものとされております。ケイマン法に基づく株主の権利及び取締役の受託者責任は、日本の制定法又は判例ほど明確に確立されていません。特に、ケイマン法は、日本法に比べて投資家保護が極めて限定的であります。従って、かかる法制度上、当社の一般の株主は、経営陣、取締役、又は支配株主の関わる訴訟において自己の利益を保護することに關して、日本で設立された会社の株主よりも困難となる可能性があります。さらに、ケイマンにおいて設立された会社の株主は、日本の裁判所において株主代表訴訟を提起する資格を持たない可能性があります。

訴訟提起と判決執行の困難性について

当社はケイマンで設立され、当社グループの経営のほとんどは、中国における当社の子会社を通じて行っており、当社グループの取締役及び経営幹部のほとんどは日本国外に居住しており、それらの者のほとんど全部の資産は日本国外にあります。その結果、投資家は自己の権利が証券取引法等の下で侵害されていると考えた場合であっても、当社グループ又は当社グループの取締役及び経営幹部に対し訴訟を提起することは困難又は不可能である可能性があります。投資家がこのような訴訟を提起することができたとしても、関連する管轄地域の法律が当社グループの資産又は当社グループの取締役及び経営幹部の資産に対して判決を執行することができないと判断される可能性があります。

自然災害による被害について

プロジェクト施工期間において、暴雨、豪雪といった悪天候、地震等の自然災害のように予想外の自然現象が発生し、当社グループの施工過程に影響を及ぼした場合には、付保をしても付保範囲を超える損害の発生、工事をやり直したり、追加工事を要すること等によって、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な悪影響が生じる可能性があります。

新型インフルエンザ又はその他の伝染病について

当社グループの業務は主に中国国内で行われております。2009年上半期、メキシコ、アメリカなどの国で、新型インフルエンザが発生し、瞬く間に世界各国に流行し、注目を集めました。中国国内においても、感染が確認され死者の報告もなされています。プロジェクト施工業者として、当社グループの従業員が工事現場にアクセスすることがあります。できる限り万全の予防対策が施されていますが、万が一、当社グループの従業員が検疫を受けることになる場合等には、当社グループが事業及び業務の中断を余儀なくされる可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態は、悪影響を受けることがあります。また、中国における伝染病の管理や抑制が効を奏しない場合、中国における企業景況及び事業環境全体に悪影響を及ぼす可能性があり、同様に、国内消費及び場合により中国のGDP成長全体に悪影響を及ぼす可能性があります。当社グループの事業運営は主に中国市場を対象としているため、中国における国内総消費増加及びGDP成長の縮小又は鈍化は、当社グループの見通し、将来の成長、経営成績及び財政状態全体に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

持株会社である当社の配当可能資金について

当社は持株会社であり、子会社等の出資持分以外は、重要な資産を有しておりません。その結果、当社の株主に対する配当金の支払は、子会社から支払われる配当金、経営指導料その他のフィーに依存することとなります。本書提出日現在、子会社から当社への配当金支払実績はありますが、経営指導料その他のフィーの支払に係る約定又は実績はありません。仮に将来において子会社が負債を負った場合、関連する契約には当社に対する配当その他の支払を制限する条項が盛り込まれている可能性があります。また、子会社の設立準拠法に係る規制によっても、当社への支払が制限される可能性があります。中国国内の子会社に関する規制については、前記「(13) 中国に関するリスク 配当制限について」をご参照ください。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 技術導入契約

荏原製作所との技術ライセンス契約

北京博奇は、2002年12月31日、千代田化工建設株式会社（以下「千代田化工」といいます。）の保有する湿式脱硫技術のライセンスを受けている荏原製作所と湿式排煙脱硫技術についてのサブライセンス契約を締結しました。本契約において、北京博奇は荏原製作所から、当該技術（商標を含みます）の中国（台湾を除きます。）における使用許諾を受け、特に契約発効日から5年間は独占的な使用許諾を受けております。（但し、北京博奇が独占的使用権を有する期間においても、荏原製作所は、世界銀行、アジア開発銀行又は日本国際協力銀行が資金を拠出し、国際的な公開入札手続を経て入札されたプロジェクトその他一定のプロジェクトについては、中国における販売の権利等を留保しております。）当該5年間の満了した後も独占的かどうかについては、両当事者の協議により決定されるものと定められております。また、本契約上、北京博奇は、一定の要件のもとでライセンサーに対して当該技術提供する場合、又はライセンサーが事前に同意して行われる特別のプロジェクトの場合には、当該技術を輸出し、又は中国国外で提供することができます。

本契約は15年間有効で、本契約終了後は、北京博奇は、無料で当該技術を使用し続けることができます。

川崎重工との技術ライセンス契約

北京博奇は、2003年1月7日、川崎重工と湿式排煙脱硫技術についてのライセンス契約を締結しました。本契約において、北京博奇は、川崎重工から、同社が保有する湿式排煙脱硫技術（商標を含みます。）の中国（台湾を除きます。）における使用の許諾を受け、特に契約発効日から3年間については独占的な使用許諾を受けております（但し、かかる北京博奇の独占的使用期間においても、川崎重工は、世界銀行、アジア開発銀行又は日本の金融機関が資金を拠出し、国際競争入札手続を経て入札されたプロジェクトその他一定のプロジェクトについては、中国における販売の権利等を留保しております。）。本契約の有効期間は15年間であり、北京博奇は、本契約終了後は、商標を除く当該技術を無料で使用し続けることができます。また、本契約上、北京博奇は、一定の要件のもとでライセンサーに対して当該技術提供する場合、又はライセンサーが事前に同意して行われる特別のプロジェクトの場合には、当該技術を輸出し、又は中国国外で提供することができます。

川崎重工の分社化に伴い、本契約のライセンサーの地位は、川崎重工からカワサキプラントシステムズ株式会社に変更されましたが、北京博奇は、2007年2月26日に同社との間で本契約の変更契約を締結しました。本変更契約により、北京博奇による独占使用期間は、変更契約締結日から5年間延長され、当該5年間が満了した後も独占的かどうかについては、両当事者の協議により決定されるものとされております。

(2) 技術提携契約

北京バブコック・アンド・ウィルコックス（Babcock & Wilcox Beijing Company Ltd.）との脱硝プロジェクト提携契約

北京博奇は、2005年4月6日、北京バブコック・アンド・ウィルコックス（以下「北京バブコック」といいます。）と脱硝プロジェクトに関する提携契約を締結しました。本契約に基づき、北京博奇と北京バブコックはともに、相互を脱硝工事に関する提携パートナーとし、相互の優先協力交渉権を有します。

本契約が定める両社の概括的な業務分担として、北京博奇は主に市場開拓を行い北京バブコックは技術提供をします。入札に際しては、北京博奇が事業主を探し、入札文書の商業的条件にかかる部分を準備し、脱硝技術にかかる部分については北京バブコックが準備します。北京博奇が総請負人となりプロジェクトに関する全面的な管理を行います。

北京博奇と北京バブコックとは、具体的なプロジェクトごとに、相互の役割分担を確定し、報酬の配分を確定します。

本契約の期間は5年間で更新はなく、当事者双方は別途協議して改めて契約を締結すると規定されております。

浙江大学エネルギープロジェクト研究所と戦略的提携契約

北京博奇は、2008年1月30日、浙江大学エネルギープロジェクト研究所と戦略的提携契約を締結しました。本契約に基づき、北京博奇と浙江大学エネルギープロジェクト研究所は以下の業務を共同して行います。

- a. エネルギー利用効率の向上、クリーンエネルギーの利用、並びに省エネルギー及び汚染物排出削減等の分野において、共同で技術開発及び研究開発を行う。
- b. 省エネルギーと汚染物排出削減に関する共同研究開発センターを設立し、下記の研究開発を行う。
 - ・汚泥焼却及び乾燥汚染物の排出と制御に関する研究
 - ・排気ガス中のオゾン及び活性分子酸化を除去する研究
 - ・活性コークス脱硫及び硫黄回収技術に関する研究
- c. 各種の環境保護プロジェクトの実施に関して、互いに協力をする。

本契約の期間は5年間で更新はなく、当事者双方は別途協議して改めて契約を締結すると規定されております。

本契約の締結により、北京博奇と浙江大学の間の2005年11月30日付技術締結契約は終了しております。

6【研究開発活動】

当社グループの研究開発は、中国国外から導入した技術を、中国の国情及び実際のニーズに適應させるための改良・最適化を基本としつつ、海外企業、大学、研究機関等との提携により、事業のさらなる発展に向けた当社グループの知的財産権に関連する環境保護産業関連の技術を開発することを目標としております。

当連結会計年度は、研究開発、輸入設備の国産化、設計の最適化を中心に行い、研究開発費の総額は5,244千人民元（64,742千円）でした。

当連結会計年度において、北京博奇は特許権を6件出願し、うち1件が特許権を取得しました。

また、当連結会計年度における研究開発活動の状況の変更の内容は、次のとおりであります。

排煙脱硫・脱硝事業

北京博奇は高硫黄燃料油ボイラーの排煙脱硫技術を開発し、北京博奇の知的財産権の排煙脱硫技術設計基準を改善し、排煙脱硫関連特許を4件出願しました。

北京博奇は積極的に排煙脱硝の研究開発を行い、当連結会計年度において排煙脱硝特許を2件出願し、博奇脱硝技術設計基準を作成し、当社グループの脱硝事業の設計基準レベルを向上させています。

固体廃棄物処理事業

該当事項はありません。

その他事業

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、日本国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたりまして、必要と思われる見積りは合理的な基準に基づいて実施しております。詳細につきましては、後記「第6 経理の状況 1 財務書類 1 連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

当連結会計年度において、複雑な国内外の経済環境の中、中国経済は全体的に良好な発展傾向を見せました。中国の電力分野のインフラに対する投資規模は引き続き比較的速い伸び率で推移しており、発電方法に対するインフラ投資の割合のさらなる最適化が進み、原子力発電、風力発電及び太陽光発電への投資割合が急増しています。そのほか、環境保護基準がさらに厳格化され、省エネ・環境保護産業及び新エネルギー産業がそれぞれ戦略的新興産業として位置づけられました。

当連結会計年度において、当社グループにおいては、排煙脱硫EPC（設計・調達・建設）、O&M（オペレーション・メンテナンス）事業をより強化したほか、積極的に脱硝及び脱硝設備改造業務を開拓することにより、売上構成がさらに最適化されました。O&M事業の売上高が増加する一方、市場競争の激化により、コストが増加しました。当社グループは引き続き大型プロジェクトを一括管理するマネージャー制を実施し、全面的な予算管理を強化することにより、コスト削減を実施しています。当連結会計年度において、当社グループの売上高は当初予測値を下回った一方、当期純利益は当初予測値を上回りました。資産及び負債の状況並びにキャッシュフローによれば、当社グループの資産状況は良好です。当社グループは売掛金や保証金の回収に注力し、資金の合理的配分及び柔軟化を図っており、前連結会計年度に引き続き営業活動によるキャッシュ・フローはプラスです。

当連結会計年度において、当社グループが新規に受注したプロジェクトは30件、合計請負金額1,074,669千人民元（13,267,513千円）で、新規に受注したプロジェクトのうち、排煙脱硫・脱硝事業は27件で、合計請負金額は1,062,471千人民元（13,116,926千円）となっております。これに加え、その他の事業についての受注は3件、合計請負金額は12,198千人民元（150,589千円）となっております。

当連結会計年度において、売上高合計は1,249,530千人民元（15,426,299千円）で、対前連結会計年度比9.0%の増収、営業利益は73,515千人民元（907,593千円）で、対前連結会計年度比増益になり、経常利益は69,400千人民元（856,794千円）で、対前連結会計年度比増益になり、純利益は63,448千人民元（783,314千円）で、対前連結会計年度比増益であります。当連結会計年度末の受注契約残高は1,423,043千人民元（17,568,432千円）で、対前連結会計年度比20.9%の減少となりました。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

中国大手電力会社の環境保護事業を営む系列会社や、中国において環境保護事業について歴史を有する上場会社等、強い競争力を有する企業が存在します。2010年度の電力業界における脱硫マーケットは依然として厳しい競争が続くことが予想されますが、当社グループは、技術面及び業績面における優位性を強化し、現在実施中のプロジェクトの品質管理を徹底することにより、当社グループのブランドを確立し、引き続きシェア拡大に努めていきます。

2011年において、中国政府はエネルギー構造の調整を引き続き増強し、発電方法に対するインフラ投資の割合の更なる最適化を進めるほか、産業構成の調整にも注力していきます。当社グループは、事業構成の調整を図るとともに、業界動向を研究・分析し、技術のレベルアップに備えて、従来の火力発電所向けの脱硫・脱硝事業の売上高の安定した伸びを維持するよう努めます。さらに、事業構成を見直し、冶金・化工分野における脱硫事業の開拓や、アフターサービス・メンテナンス事業の拡大に力を入れ、ゴミ発電・汚水処理・中水リサイクル、余熱利用等ハイテク環境保護事業を安定的かつ積極的に推し進めます。

そして、2011年には、世界経済の完全な回復までの過程に弱含む展開が予想されるとともに、中国経済においても不確定要素が内在しております。なお、インフレ及び資産バブルの防止が中国経済の直視しなければならない問題の1つであると認識しております。当社グループの排煙脱硫システム等の環境保護設備の主な原材料である鉄鋼、銅、合成樹脂及びセメント等の価格変動は上記のとおり物価全体の動向による影響を受けるため、当社グループは原材料の価格変動によるリスクに対応しなければなりません。これを背景として、当社グループは柔軟な運営・管理体制をとり、コストコントロールを強化し、設計の最適化や長期間にわたるサプライメンバーシップの構築等、原価削減を目的とする方策を講じることにより、価格変動によるリスクを最小限に抑えることを目指します。また、原材料価格が下落するタイミングを見極め、プロジェクト設備の調達及び下請け業者への発注時期を慎重に検討し、建設中プロジェクトの原価削減及び新規プロジェクトの採算性向上につなげてまいります。

(4) 経営戦略の現状と見直し

2011年は世界経済の完全な回復までの過程にあり、潜在的なリスクが存在すると予想されています。当社グループは、中国政府が積極的な財政政策と穏健な金融政策を実行し、経済構造の調整を速めることにより、中国経済が回復し、安定した経済発展を保つことができると予想しております。その一方で、中国経済・社会の持続的発展のため、省エネルギー型及び環境配慮型社会の構築は依然として、中国政府が対処しなければならない中長期的な課題であります。中国国務院報道事務室が2010年10月18日に公表した「戦略的新興産業の育成と発展の促進に関する決定」では、省エネ・環境保護産業及び新エネルギー産業がそれぞれ戦略的な新興産業として位置づけられ、中国政府はこれらの産業に係る科学技術の革新を奨励することとし、財政政策及び金融政策による支援の強化及び関連支援政策の実施を行う方針であるとしています。従いまして、中国における環境保護事業は今後も引き続き、重要な成長産業の一つと位置づけられ、電力分野においても、特に火力発電所における環境ビジネスの成長傾向は変わっていないと認識しております。

当社グループの2011年の業績予想につきましては、売上高1,400,000千人民元（17,283,951千円）、営業利益98,000千人民元（1,209,877千円）、経常利益87,200千人民元（1,076,543千円）、当期純利益65,000千人民元（802,469千円）と、当連結会計年度比増収増益を計画しています。

当社グループの中長期経営戦略は以下の通りであります。

火力発電所向け排煙脱硫・脱硝や、排水処理事業のうちの工業廃水の浄化処理等のフロー型事業、並びに市政、河川の排水処理やゴミ処理発電事業及びボタ石発電事業等のストック型ビジネスを同時に推し進め、環境保護事業や新エネルギー事業を軸とする中期経営戦略を推進します。

業界でのリーダーシップを確保するため、コスト戦略及び研究開発戦略を強化し、競争力を向上します。

中国国内のみならず、海外にも積極的に展開し、競争力のあるグローバル環境保護、新エネルギー企業を目指します。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

資産、負債及び純資産の状況

a. 資産

当連結会計年度末における総資産は2,820,077千人民元（34,815,760千円）となり、前連結会計年度末に比べ17,845千人民元（220,309千円）の増加となりました。流動資産が13,340千人民元（164,692千円）減少し、固定資産が31,768千人民元（392,201千円）増加したことによるものであります。流動資産の減少は、現金及び預金が58,776千人民元（725,624千円）減少したことによるものであります。固定資産の増加は、主に機械装置が82,816千人民元（1,022,422千円）増加したことによるものであります。

b. 負債

当連結会計年度末の総負債は1,629,236千人民元（20,114,023千円）となり、前連結会計年度末に比べ41,378千人民元（510,833千円）の減少となりました。これは主に工事未払金が46,338千人民元（572,071千円）減少し、短期借入金35,000千人民元（432,099千円）減少し、未払増徴税が7,147千人民元（88,235千円）の減少となった一方で、未成工事受入金10,011千人民元（123,588千円）増加し、完成工事補償引当金が43,241千人民元（533,839千円）増加したことによるものであります。

c. 純資産

当連結会計年度末の純資産は1,190,841千人民元（14,701,737千円）となり、前連結会計年度末に比べ59,223千人民元（731,143千円）の増加となりました。これは、当期純利益の計上により利益剰余金が63,448千人民元（783,314千円）増加し、新株予約権が4,753千人民元（58,679千円）減少し、少数株主持分が527千人民元（6,507千円）増加したことによるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計期間末時点における現金及び現金同等物の残高は645,314千人民元（7,966,842千円）であり、前連結会計年度末に比べ17,969千人民元（221,834千円）の増加となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は52,779千人民元（651,589千円）であり、主な変動要因は税金等調整前純利益80,693千人民元（996,213千円）の計上、及び、プロジェクト件数が増減したことによる債権債務の増減であります。具体的には、仕入債務が36,851千人民元（454,955千円）減少し、売上債権が85,556千人民元（1,056,242千円）増加したことがキャッシュ・フローの減少した主な要因であります。一方で、未成工事受入金10,011千人民元（123,588千円）増加し、未成工事支出金が35,019千人民元（432,338千円）減少し、拘束性預金が76,744千人民元（947,458千円）減少したことが、キャッシュ・フローの増加した主な要因であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は23,378千人民元（288,618千円）であり、有形固定資産の取得により55,166千人民元（681,067千円）を支出するとともに、投資有価証券の取得による支出により50,064千人民元（618,077千円）を支出したことが主な要因であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の使用した資金は10,144千人民元（125,233千円）であり、主に短期借入金の返済によって35,000千人民元（432,099千円）減少したことが主な要因であります。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループは「鉱物燃料の排煙処理、責任を持って、ゼロ排出に」を目指しており、かかる目標に向けて、全社一丸となって競争力の向上に全力をあげていく所存であります。鉱物燃料の排煙処理については、脱硫EPCを強化するほか、オペレーション・メンテナンス事業及び脱硫改造業務に注力し、排煙脱硝業務の拡大に力をいれ、先進的な排煙除塵技術の開発及び応用にも着手します。また、上記の目標を達成するために、当社グループは

豊富な資金力に基づいて、積極的に脱硫システム運営の事業規模を拡大させ、資本効率を向上させるよう努力していきます。

また、発展を続けるためには、新事業の展開、新技術の開発等が必要であります。かかる新事業の展開または新技術の開発のためのノウハウの蓄積や研究開発は、当社グループが発展するための重要な要素となります。従って、当社グループは、今後の業界動向を注視しながら、海外企業、大学、研究機関等と提携・協働することにより、新たな技術の獲得を図るよう努力していきます。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループは経営規模の拡大を目的として、設備投資を行っております。主に、事業拡大による車輛運搬具に1,530千人民元（18,889千円）、器具備品に1,623千人民元（20,043千円）、機械装置に82,816千人民元（1,022,422千円）等の有形固定資産に159,756千人民元（1,972,293千円）、建設仮勘定に73,786千人民元（910,938千円）を投資しております。また、当連結会計年度におけるソフトウェアと特許権への投資金額は約183千人民元（2,264千円）でした。

上記等の結果、当連結会計年度における資産投資の金額は、159,939千人民元（1,974,557千円）でした。

固体廃棄物処理事業においては8,800千人民元（108,645千円）の設備投資を実施しました。

排煙脱硫・脱硝事業においては、151,139千人民元（1,865,912千円）の設備投資を実施しました。

上記設備投資の所要資金については、自己資金及び銀行借入等により賄っています。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下の通りであります。

(1) 提出会社

該当事項はありません。

(2) 国内子会社

該当事項はありません。

(3) 在外子会社

2010年12月31日現在

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入)

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類 別セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額						従業員数 (名)
				建物	工具器具 備品	車両 運搬具	機械 装置	建設 仮勘定	合計	
北京博奇電力 科技有限公司	事業本部 (北京市 東城区)	排煙脱 硫・脱硝 事業	オフィス	23,853 (294,476)	4,247 (52,431)	4,773 (58,926)	16 (199)	- (-)	32,889 (406,032)	303
山西寿陽明泰 国能發電有限 公司	中国山西省 寿陽市	排煙脱 硫・脱硝 事業	発電設備等	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	692,393 (8,548,056) (注)1	692,393 (8,548,056)	1
江西井冈山博 奇環保科技有 限公司	中国江西省 吉安市	排煙脱 硫・脱硝 事業	煙気脱硫 設備	20,426 (252,176)	144 (1,774)	666 (8,223)	158,501 (1,956,804)	25,108 (309,969)	204,845 (2,528,946)	85

(注)1. 当該子会社が行っている山西寿陽ボタ石発電所炉内脱硫プロジェクトは現在建設工事を一時中断しておりますが(上記「3. 事業の内容」「(4) 当社グループの強み」「当連結会計年度の実績」参照)、当該プロジェクトの初期費用、建設予定地の造成工事や設備資材の一部の購入等に要した費用につき建設工事の進行に応じた額を建設仮勘定として計上しております。

(注)2. 金額には消費税(中国においては増値税)等は含まれておりません。

(注)3. 上記のほか、連結会社以外からの主要な賃借設備の内容は、下記の通りであります。

2010年12月31日現在

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入)

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別セグ メントの名称	設備の内容	賃貸期間	年間賃貸料
北京博奇電力科技 有限公司	事業本部 (北京市東城区)	排煙脱硫・ 脱硝事業	事務所	2008年12月1日～ 2011年11月30日	16,428 (202,815)

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当連結会計年度中に購入した主要設備等

重要な設備の新設計画はありません。

なお、井冈山博奇につきまして、下記のとおり2010年12月31日に煙気脱硫設備の新設が完了しています。

会社名	所在地	事業の種類 別セグメントの 名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調 達 方法	着手及び完了予定年月		完了後の増加 能力
				総額 (千人民元)	既支払額 (千人民元)		着手	完了	
江西井冈山博 奇環保科技有 限公司	中国江 西省吉 安市	排煙脱 硫・脱硝 事業	煙気脱硫 設備	270,000	199,193	自己資 金及び 借入金	2008年9月	2010年12月	300MV2基と 660MV2基の発 電設備の脱硫 施設

(2) 当連結会計年度中に除却した主要設備等

当連結会計年度末現在における重要な設備の除却は次のとおりであります。

北京博奇は、2009年12月14日に下記の固定資産を売却する契約を締結いたしました。なお、2010年2月1日に、当該除却は完了しています。

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入)

会社名	事業所名 (所在地)	事業の 種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額		
				建物	着手	完了
北京博奇電力 科技有限公司	事業本部（中国北京市東城区朝陽門 北大街7号第五広場 C座11階）	排煙脱 硫・脱硝 事業	自社用オフィス (中国北京市朝陽区東三環中路 39号建外SOH016号ビル7階)	16,450 (203,086)	2009年 12月	2010年 2月末

北京博奇は2011年1月28日開催の取締役会において連結子会社である貴州博奇を解散することを決議しました。

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入)

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額		
				工具器具・ 備品	着手	完了
貴州博奇環 保技術有限 公司	中国・貴州省貴陽 市	排煙脱硫脱硝プロジェ クトのオペレーション・メ ンテナンス管理	工具器具・備 品	362 (4,470)	2011年 1月	2011年 5月末(注)

(注) 当社の2011年2月14日付臨時報告書において、貴州博奇の清算結了の予定日は3月末日としておりましたが、貴陽市工商行政管理局金陽高新区分局による企業登録の取消手続との関係で2011年5月末日となる予定です。

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

(2010年12月31日現在)

授権株数(株)	発行済株式総数(株)	未発行株式数(株)
1,500,000	360,988	1,139,012

注1. 2010年3月28日開催の第7期定時株主総会において、授権株式数を500,000株から1,500,000株とする定款変更案が承認可決されました。

2. 2011年3月26日開催の第8期定時株主総会において、2011年4月1日を効力発生日とする、1株につき2株の割合で行う株式分割案が承認可決されました。効力発生日をもって発行可能株式総数が3,000,000株に、発行済株式の総数が721,976株になります。

【発行済株式】

(2010年12月31日現在)

記名・無記名の別 及び額面・無額面の別	種類	発行数 (株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
額面価格0.1米ドルの 記名株式(注)	普通株式	360,988	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権付株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。
計	-	360,988	-	-

(注)2011年3月26日開催の第8期定時株主総会において、2011年4月1日を効力発生日とする、1株につき2株の割合で行う株式分割案が承認可決されました。効力発生日をもって額面価格は0.05米ドルとなります。

(注) 新株予約権等の状況

ストック・オプションの内容

	2007年A種 ストック・オプション	2007年B種 ストック・オプション	2007年C種 ストック・オプション	2007年D種 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社連結子会社の従業員57名	当社連結子会社の従業員74名	当社取締役2名	当社連結子会社の従業員1名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	普通株式 6,067株	普通株式 7,188株	普通株式 12,427株	普通株式 1,933株
付与日	2007年5月30日	2007年5月30日	2007年5月30日	2007年5月30日
権利確定条件	付与されたストックオプションのうち30%については2008年2月4日に、30%については2009年6月1日に、残りの40%については2010年6月1日に、権利が確定しました。(注3)	付与されたストック・オプションのうち30%については2008年6月1日に、30%については2009年6月1日に権利が確定しました。残りの40%については2011年6月1日に、権利が確定します。(注3)	上場日に権利が確定しました。	(注2,3)
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	権利確定日から2年間いつでも行使することができます。(注4)	権利確定日から2年間いつでも行使することができます。(注4)	権利確定日から5年間いつでも行使することができます。	権利確定日から2年間いつでも行使することができます。(注4)

	2008年A種 ストック・オプション	2008年B種 ストック・オプション	2008年C種 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名	当社取締役1名	顧問1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 959株	普通株式 1,279株	普通株式 200株
付与日	2008年9月9日	2008年9月9日	2008年9月9日
権利確定条件	ストックオプション付与契約書に署名した日に権利が確定します。	ストックオプション付与契約書に署名した日に権利が確定します。	ストックオプション付与契約書に署名した日に権利が確定します。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	権利確定日から5年間いつでも行使することができます。	権利確定日から5年間いつでも行使することができます。	権利確定日から5年間いつでも行使することができます。

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

- 1,381株を対象とするものについては上場日にすべて権利確定しました。276株を対象とするものについては2008年7月末日に権利が失効しました。276株を対象とするものについては2009年7月末日時点で権利が失効しました。なお、上記権利確定条件の変更権限がCEOに付与されている旨がストックオプション付与契約にて規定されております。
- 特定の従業員に関する権利確定条件の変更権限をCEOに付与している旨がストックオプション付与契約内にて規定されています。
- 権利行使期間の変更権限をCEOに付与している旨がストックオプション発行決議にて決議されています。

ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2007年A種 ストック・オプション	2007年B種 ストック・オプション	2007年C種 ストック・オプション	2007年D種 ストック・オプション	2008年A種 ストック・オプション	2008年B種 ストック・オプション	2008年C種 ストック・オプション
権利確定前 (株)							
前連結会計年度末	2,099	1,484	-	-	-	-	-
付与	-	-	-	-	-	-	-
失効	99	400	-	-	-	-	-
権利確定	2,000	-	-	-	-	-	-
未確定残	-	1,084	-	-	-	-	-
権利確定後 (株)							
前連結会計年度末	3,057	2,110	10,000	-	959	1,279	200
権利確定	2,000	-	-	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-	-	-	-
失効	1,927	1,301	-	-	-	-	-
未行使残	3,130	809	10,000	-	959	1,279	200

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数及び資本金の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額(人民 元)額面金額(米ド ル)	資本金残高(人民 元)額面金額(米ド ル)	備考
2005年4月7日	24,999,999	25,000,000	208,270.00 (24,999.999)	208,270.00 (25,000.000)	(注1)
2006年11月2日	2,615,192	27,615,192	21,399.58 (2,615.192)	229,669.58 (27,615.192)	(注2)
2007年3月16日	27,339,040.08	276,151.92	0 (0)	229,669.58 (27,615.192)	(注3)
2007年5月10日	3.92	276,148	0 (0)	229,669.58 (27,615.192)	(注4)
2007年8月7日	80,000	356,148	60,552.5 (8,000)	290,222.08 (35,615.192)	(注5)
2007年10月	4,840	360,988	3,637.37 (484)	293,859.45 (36,099.192)	(注6)

(注) 1. 1株当たり発行価格0.001ドルで当社普通株式24,999,999株を第三者割当により発行しました。

2. 当社とレッドサン・リミテッドの間の2005年10月7日付の7百万米ドル株式転換権付借入・ファシリティ契約に基づき、2005年11月16日に7百万米ドル(56,491千人民元)の貸付けが実行され、2006年11月2日付で転換権者であるレッドサン・リミテッドにより株式転換権が行使されたことから、当社による当該ローン株式転換権付借入金全額の返済に代えて、同社に対して当社普通株式2,615,192株が発行されております。

3. 当社は2007年3月16日付けで当社普通株式100株を1株とする株式併合を行いました。

4. 当社は株主より(注3)記載の株式併合により生じた端数株を買い取った上で消却しました。

5. 当社は2007年8月7日付けで公募の方法により普通株式80,000株を発行しました。

6. ストック・オプションの行使により当社普通株式4,840株が発行されております。

(4) 【所有者別状況】

(2010年12月31日現在)

区分	株式の状況								端株の 状況
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	5	1	6	213	27	0	18,854	19,106	-
所有株式数 (株)	79	3,166	820	13,612	193,732	0	149,579	360,988	-
所有株式数 の割合(%)	0.02	0.88	0.23	3.77	53.67	0.00	41.44	100.00	-

(5) 【大株主の状況】

(2010年12月31日現在)

	氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
1	クレディ・スイス・ホンコン・ トラスト・クライアント(注1) (CREDIT SUISSE HONGKONG TRUST CLIENT)	東京都港区浜松町二丁目11番3号 三菱東京UFJ銀行決済事業部カス トディ業務グループ	107,673	29.8
2	バークレーズ・バンク(スイス) エスエイ(注2) (BARCLAYS BANK (SUISSE) SA)	東京都千代田区永田町二丁目11番 1号 山王パークタワービル21階	65,241	18.1
3	レッドサン・リミテッド (Redsun Limited)	英領ケイマン諸島、グランド・ケ イマン、ジョージ・タウン、スコシ ア・センター4階、私書箱2804 (Scotia Centre, 4 th Floor, P.O. Box 2804, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands)	11,363	3.1
	計		184,277	51.0

- (注) 1.クレディ・スイス・ホンコン・トラスト・クライアント(CREDIT SUISSE HONGKONG TRUST CLIENT)の保有株式には、イーストアジア・パワー・ホールディング・リミテッドの実質保有分107,673株が含まれています。
- 2.バークレーズ・バンク(スイス)エスエイ(BARCLAYS BANK(SUISSE)SA)の保有株式には、ハイスカイ・インベストメント・ホールディング・カンパニー・リミテッドの実質保有分42,362株、ウェルスランド・インターナショナルの実質保有分22,879株が含まれております。
- 3.第7期定時株主総会において、授権株式数を500,000株から1,500,000株とする定款変更案が承認可決されました。
- 4.第8期定時株主総会において、2011年4月1日を効力発生日とする、1株につき2株の割合で行う株式分割議案が承認可決されました。効力発生日をもって発行可能株式総数が3,000,000株に、発行済株式の総数が721,976株になります。

2 【配当政策】

当社グループは現在成長過程にあると考えているため、内部留保の充実を図り、事業の発展及び研究開発活動の拡充の投資等に充当し、なお一層の業務拡大を目指すことが株主に対する最大の利益還元につながるという認識を持っております。他方で、当社は、継続的かつ安定的な配当の確保による株主への利益還元も重要な経営課題として認識しております。

2010年12月17日開催の取締役会において、2010年12月31日を配当基準日とする決議を行い、また、2011年3月26日開催の第8回定時株主総会において、下記のとおり剰余金の配当に関する議案が承認可決されました。

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金218円

なお、この場合の配当総額は78,331千円となります。

剰余金の配当が効力を生じる日

2011年4月28日

3 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	2006年12月	2007年12月	2008年12月	2009年12月	2010年12月
最高(円)	-	283,000	185,000	37,800	36,250
最低(円)	-	164,000	17,000	15,100	14,600

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

なお、2007年8月8日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

(2) 【当該事業年度中最近 6 月間の月別最高・最低株価】

月別	2010年 7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月
最高（円）	21,700	36,250	34,800	25,800	23,100	27,990
最低（円）	15,210	19,800	22,510	20,170	19,300	20,100

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

4【役員状況】

(1) 取締役及び経営幹部の経歴及び所有株式数等

当社の取締役の経歴及び所有株式数等

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)	任期
代表取締役	会長 総裁兼 CEO	チャン・リー チェン	1965年 8月31日	1988年7月 北京華券投資諮訊有限公司 1995年9月 北京中興貿易有限公司 副総経理 2000年3月 深?伯克利資訊技術有限公司 副総経理 2000年5月 比特科技控股股?有限公司 取締役 2001年3月 比特科技控股股?有限公司 会長 2002年6月 北京比特偉業科技有限公司 会長 2005年6月 北京博奇電力科技有限公司 取締役（現任） 2005年11月 当社 取締役 2007年9月 当社 代表取締役会長 2007年9月 北京博奇電力科技有限公司 代表取締役董事長（現任） 2007年9月 北京聖邑天成環保科技有限公司 代表取締役（現任） 2007年9月 北京博奇環保科技有限公司 代表取締役（現任） 2009年12月 当社 代表取締役会長、総裁兼CEO（現任） 2011年1月 浙江博奇電力科技有限公司 法人代表者（現任）	-	2013年 12月31 日以降 の最初 の年次 株主総 会終結 時まで
取締役	副会長	ツォン・ジー ジュン	1971年 3月26日	1992年3月 IBM中国有限公司 マーケティングマネージャー 1996年4月 インターナショナル・レクティファイアー・リミテッド プロジェクトマネージャー 2001年9月 メリルリンチ（アジアパシフィック）リミテッド アソシエイト 2003年1月 北京華亜和訊科技有限公司 取締役 2004年6月 北京博奇電力科技有限公司 取締役副総裁、財務最高責任者（CFO） 2005年11月 当社 取締役 2007年3月 北京博奇電力科技有限公司 取締役副董事長（現任） 2007年3月 当社 取締役副会長 2009年3月 北京博奇潤邦科技有限公司 法人代表者（現任） 2011年2月 当社 取締役副会長（現任）	-	2013年 12月31 日以降 の最初 の年次 株主総 会終結 時まで

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)	任期
取締役	名誉 会長	ワン・ ジュン	1955年 3月22日	1974年2月 清河発電所（現：遼寧清河発電有限責任公司） 1985年9月 同社 副所長 1988年11月 鉄?発電所（現：遼寧鉄?発電有限責任公司） 副技師兼副所長 1994年3月 綏中発電有限責任公司 副総経理 1999年11月 同社 総経理 2001年11月 北京国華電力有限責任公司 総経理補佐 2002年6月 北京博奇電力科技有限公司 董事兼総裁 2003年4月 同社 代表取締役董事長 2003年12月 当社 代表取締役会長 2005年4月 北京聖邑天成環保科技有限公司 代表取締役 北京博奇環保科技有限公司 代表取締役 2007年9月 当社 取締役名誉会長（現任） 2007年9月 北京博奇電力科技有限公司 董事（現任）	-	2012年 12月31 日以降 の最初 の年次 株主総 会終結 時まで
取締役	-	ラン・ ウェイ	1955年 7月8日	1982年7月 瀋陽飛機製造公司 1987年7月 国務院政策研究室 研究員 1993年3月 中国証券監督管理委員会 上場部副主任 1996年1月 香港中旅(集团)有限公司 取締役 2000年11月 ファースト・シティ・インベストメント・イン ク 総裁（現任） 2003年12月 北京博奇電力科技有限公司 取締役（現任） 2005年11月 当社 取締役（現任）	-	2013年 12月31 日以降 の最初 の年次 株主総 会終結 時まで
取締役	-	ワン・ ピン	1962年 12月21日	1983年1月 中国電力建設研究所 プロジェクトマネージャー 1994年1月 北京中聯動力化学公司 プロジェクトマネー ジャー 1999年11月 国華荏原環境工程公司 部門マネージャー 2002年9月 北京博奇電力科技有限公司 部門マネージャー 2005年6月 同社 副総裁 2006年3月 同社 常勤監査役 2006年8月 同社 取締役（現任） 当社 取締役（現任）	647	2011年 12月31 日以降 の最初 の年次 株主総 会終結 時まで
取締役	-	シエ・ グオ チョン	1960年 8月3日	1990年9月 世界銀行入行 経済アナリスト 1995年5月 マッコリー銀行シンガポール支店 企業財務部 コー・ディレクター 1997年7月 モルガン・スタンレー バイス・プレジデント 2000年12月 同社 マネージング・ディレクター、アジア太平 洋地区チーフ・エコノミスト 2006年11月 中国経済誌「財経」特約エコノミスト（現任） 2007年6月 北京博奇電力科技有限公司 取締役（現任） 当社 取締役（現任）	-	2012年 12月31 日以降 の最初 の年次 株主総 会終結 時まで
株式数合計					647	

- (注) 1. 2011年2月14日開催の取締役会において、取締役であるツォン・ジージュンが取締役副会長に選任されました。
2. 当社の委員会体制については次の通りであります。
監査委員会：ワン・ピン（委員長）、ラン・ウェイ、シエ・グオチョン
3. 代表取締役会長、総裁兼CEOであるチャン・リーチェンと取締役であるツォン・ジージュンがそれぞれ議決権の50%を有するイーストアジア・パワー・ホールディング・リミテッドが、当社普通株式107,673株を実質保有しております。
4. 取締役名誉会長であるワン・ジュンが議決権の100%を有するハイスカイ・インベストメント・ホールディング・カンパニー・リミテッドが、当社普通株式46,362株を保有しております。
5. 取締役であるラン・ウェイが議決権の100%を有するウェルスランド・インターナショナル・インクが、当社普通株式22,879株を保有しております。
6. 取締役であるワン・ピンが当社普通株式647株を保有しております。
7. 取締役のうち、ラン・ウェイ及びシエ・グオチョンが社外取締役です。社外取締役とは、当社の監査委員会規程により、当社又はその子会社の執行役若しくは業務執行取締役又は他の使用人でなく、かつ、過去に当社又はその子会社の執行役若しくは業務執行取締役又は他の使用人であったことがない取締役と定義されております。
8. パイ・ユンフンは、2011年1月20日付で取締役を辞任しました。

北京博奇の経営陣の経歴及び所有株式数等

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)	任期
代表取締役	会長 総裁兼CEO (注)	チャン・リー チェン		前記「 当社の取締役の経歴及び所有株式数等」をご参照下さい。		3年
取締役	副会長	ツォン・ジー ジュン		前記「 当社の取締役の経歴及び所有株式数等」をご参照下さい。		3年
取締役	名誉会長	ワン・ジュン		前記「 当社の取締役の経歴及び所有株式数等」をご参照下さい。		3年
取締役	-	ラン・ウェイ		前記「 当社の取締役の経歴及び所有株式数等」をご参照下さい。		3年
取締役	-	ワン・ピン		前記「 当社の取締役の経歴及び所有株式数等」をご参照下さい。		3年
取締役	-	シエ・グオ チョン		前記「 当社の取締役の経歴及び所有株式数等」をご参照下さい。		3年
監査役 (従業員 代表 監査役)	-	チョウ・ コンユ	1961年 8月18日	1983年7月 上海石油化工総所 技術者 1989年1月 上海冶金鉱山機械所 設計エンジニア 1995年1月 上海未来環境工程有限公司 設計マネージャー 2000年1月 上海石川島脱硫工程公司 技術マネージャー 2004年1月 上海納泉電力科技有限公司 総エンジニア 2010年3月 北京博奇電力科技有限公司 2010年8月 同社 副総エンジニア 2010年9月 同社 副総エンジニア兼監査役(現任)	-	3年
監査役 (社外 監査役)	-	ガオ・ シャン	1968年 10月25日	1995年9月 浙江大学機械エネルギー学院 助教授 1999年10月 東京大学工学部 上席客員研究員 2000年12月 浙江大学熱エネルギープロジェクト研究所 教授 (現任) 2003年11月 米国ユダヤ大学化学工学燃料学部 客員教授 2006年10月 北京博奇電力科技有限公司 監査役(現任)	-	3年

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数(株)	任期
監査役 (社外監査役)	-	ガオ・ユ	1968年 10月20日	1990年7月 太極計算機股?有限公司 1992年10月 IBM中国有限公司 販売部門 マネージャー 2000年3月 電商(中国)有限公司 副総裁 2001年7月 中聯電腦(国際)有限公司 副総裁 2003年9月 北京オラクルソフトウェアシステム有限公司 取締役(現任) 2006年10月 北京博奇電力科技有限公司 監査役(現任)	-	3年

- (注) 1. 董事長とは、中国の会社において、日本の取締役会に相当する董事会会議を招集及び主催する者をいい、その選出方法は定款に定められます(中国会社法第45条、48条等)。また、総裁(総経理)とは董事会により選任又は解任され、董事会に対して責任を負い会社の経営管理等をし、董事会決議を執行する者をいいます(中国会社法第50条)。
2. 2010年9月に、リン・ショーチェンが定年退職となり、同日付でチョウ・コンユが監査役に就任しました。

(2) 取締役及びその他の役員の報酬

2010年度において当社の取締役に支払われた報酬は3,082千人民元(38,049千円)でした。2010年度において北京博奇の取締役に対して支払われた報酬の総額は915千人民元(11,296千円)、監査役に対して支払われた報酬の総額は180千人民元(2,222千円)でした。

5【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) 基本方針

当社グループは、株主に対する利益の還元を最大目標として、法律及び企業道徳理念の重要性を尊重し、かつ絶えず変化する社会及び経営環境に対応するために、迅速・的確な経営に関する決定、高度な企業統治の健全性、及び株主・顧客・取引先等との良好な関係を確保できるコーポレート・ガバナンス体制を下記のとおり構築します。また、迅速かつ適切な情報開示を行い、当社グループの透明性を高めます。

(2) 経営体制

当社グループは提出会社を持株会社とする構造になっております。提出会社の株主の利益を確保するためには、提出会社が当社グループ傘下の子会社、中でも当社グループの中核である北京博奇に対するコントロールを有していることが重要です。この点、提出会社は、北京博奇の株式を直接又は間接にすべて保有しております。また、提出会社は、包頭博奇、山西寿陽及び武漢博奇を除くその他の子会社の株式を直接又は間接にすべて保有しており、包頭博奇、山西寿陽及び武漢博奇の株式を直接又は間接に80%以上保有しております(当社グループの持株構造の詳細については、「第2 企業の概況 2 沿革」をご参照ください。)。さらに、本書提出日現在、包頭博奇、鎮江博奇及び井岡山博奇を除くその他の子会社の取締役は提出会社自身又は提出会社の取締役が兼務しており、提出会社は北京博奇をはじめとするグループ傘下のすべての子会社の経営を支配しております。

当社の経営体制

提出会社及び当社グループの経営方針は、提出会社の取締役会が決定し、かかる取締役会は毎月招集され、当社グループの経営面における重要事項について検討及び決定を行います。提出会社の取締役会は、提出会社の株主総会によって選任され、現在6名の取締役(うち2名は社外取締役)が就任しております。社外取締役とは、当社の監査委員会規程により、当社又はその子会社の執行役若しくは業務執行取締役又は他の使用人でなく、かつ、過去に当社又はその子会社の執行役若しくは業務執行取締役又は他の使用人であったことがない取締役とされております。

提出会社の定款の定めによれば、取締役は、株主総会において選任されます。取締役の任期は、選任後3回目の事業年度の末日の直後に開催される定時株主総会の終結時に満了しますが、任期が満了した取締役は直ちに再任される資格を有します。このような任期の定めにより、株主が提出会社の意思決定プロセスに参加することが確保されます。

取締役会は、提出会社の業務執行を行う権限を総裁兼CEOに委任します。提出会社の定款は、取締役会に対し、その権限、権能及び裁量権を、提出会社が適当と考える取締役及びその他の者によって構成される委員会に委任することを認めております。取締役会は、いつでも、委任事項の全部又は一部を取り消し又は変更することができます。委員会は、その委任された権限、権能及び裁量権を行使する際、取締役会が設定する規則を遵守するものとします。

また、提出会社は、本書提出日現在、ワン・ピン、ラン・ウェイ、シエ・グオチョンという3名の取締役（うちラン・ウェイ及びシエ・グオチョンは社外取締役）によって構成される監査委員会を設置しております。

当社の社外取締役であるラン・ウェイについては、同人が議決権の100%を有するウェルスランド・インターナショナル・インクが、当社普通株式を保有しております。

なお、現在の社外取締役と提出会社との間には上記以外に特別の利害関係（人的関係、資本関係及び取引関係を含みます。）はありません。

当連結会計年度に提出会社の取締役に対して支払われた報酬は3,082千人民元(38,049千円)でした。提出会社の取締役に対する報酬については、当社の株主総会で当社取締役全員に対する報酬の総額を決定し、当社の取締役会で個々の当社取締役への配分額が確定されます。

北京博奇の経営体制

北京博奇は、コーポレート・ガバナンスを強化し、経営の有効性及び効率性を高めるため、以下の経営体制となっております。

北京博奇の定款の定めによれば、北京博奇においては株主総会が会社の最高意思決定機関です。定時株主総会は毎年1回開催され、北京博奇の経営方針及び投資計画の決定、取締役及び監査役の選任、取締役及び監査役の報酬の決定、予算案及び決算案の承認、合併及び分割等、北京博奇の経営にとって重要な事項を決定します。

また、北京博奇の定款の定めによれば、取締役の任期は3年ですが、任期満了時の株主総会において、再任される資格を有しております。現在、北京博奇では、6名の取締役（うち代表取締役1名、社外取締役2名）（社外取締役とは、同社の業務執行にあらず、過去に当社及びその子会社の業務執行取締役、支配人その他の使用人になったことがなく、現在も当社及びその子会社の業務執行取締役、支配人その他の使用人でない取締役と中国会社法で定義されております。）、3名の監査役（うち社外監査役2名）を選任しております。現在の社外取締役と北京博奇の間には提出会社に関して記載したものを除き特別の利害関係（人的関係、資本関係及び取引関係を含みます。）はありません。

北京博奇の取締役会は毎月招集され、経営計画、予算等の経営上の重要な議案の策定、内部管理体制の決定、合併・増減資等会社の基本事項の議案の策定その他の重要事項の決定等、北京博奇の定款上及び中国会社法上、取締役会に認められた権限を行使し、責任を負います。

当連結会計年度において北京博奇の取締役に対して支払われた報酬の総額は915千人民元（11,296千円）でした。かかる取締役に対する報酬については、北京博奇の株主総会で取締役全員に対する報酬の総額を決定し、取締役会で個々の取締役への配分額が確定されます。

(3) 監査体制

内部監査

(イ) 提出会社

提出会社はコーポレート・ガバナンスを強化するために、3名以上の取締役によって構成される監査委員会を設置しております。提出会社の監査委員会規程の定めによると、監査委員会の委員は、提出会社又はその子会社の業務執行取締役、執行役又は使用人を兼務することができず、また、委員の過半数は社外取締役から選任されることとされております。監査委員会は取締役（子会社の取締役を含みます。）の職務の執行の監査及び監査報告の作成を行い、当社株主総会に提出する香港及び日本の外部監査人の選任及び解任に関する議案の内容を決定する権限を有し、当社グループ全体を監督します。なお、当社は、株式会社東京証券取引所に上場した後に、ガバナンス体制をより強化するために、監査委員たる取締役として、当社グループと一切の利害関係を有しない適切な人物を外部から招聘することを積極的に検討・実践します。なお、監査委員のシエ・グオチョンは、世界銀行及びモルガン・スタンレー等の会社で20年以上の実務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

従って、業務執行に携わる取締役の影響力を排除した形での監査体制が当社グループには存在していると考えております。

(ロ) 北京博奇

監査役監査

中国の会社法は3名以上の監査役による監査役会の設置を要求しております。北京博奇は3名の監査役により構成される監査役会を設置しております。そのうち2名は株主総会により選出された監査役であり、1名は従業員により選出される従業員代表監査役です。北京博奇は、北京博奇の株主総会において3名の監査役を選任しております。監査役は、毎回の同社取締役会に出席し、同社取締役による経営判断及び業務執行の適法性及び合理性（同社子会社にかかるものを含みます。）を監督します。監査役と北京博奇の間には、特別の利害関係（人的関係、資本関係及び取引関係を含みます。）はありません。また、北京博奇は、中国会社法の定めに従って、全監査役から構成される監査役会を設置しております。監査役会は、会社の財務及び取締役等の職務執行等に対する監督を行い、取締役等の行為が会社の利益に反する場合には、その行為の是正を要求します。

当連結会計年度において北京博奇の監査役3名に対して支払われた報酬の総額は180千人民元(2,222千円)でした。

内部監査部

北京博奇は、同社の業務執行の最高責任者である総裁兼CEOに対して直接責任を負う内部監査部を設けております。内部監査部は、部門マネージャー1名及び長期的に会計監査業務に従事する監査人員1名により構成されております。内部監査部は、同社及び子会社の業務及び財務面に対して全面的かつ定期的な検査を行う責任を負っており、業務の計画性、合理性及び実施状況について検査を行い、これによりリスク管理、内部統制の制度確立及び遵守状況の評価を行います。内部監査部はさらに、検査の結果に基づいて、経営上有効かつ効率的な改善案を提案し、改善状況について追跡調査を行います。なお、内部監査部の楊建東は中国電能成套設備有限公司の財務部門において3年以上の実務経験があり、また、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

外部監査

(イ) 提出会社

会計監査の状況

提出会社及び提出会社の子会社は有限責任監査法人トーマツとの間で監査契約を締結して、会計監査を受けております。当年度において提出会社及び提出会社の会計監査業務を執行した有限責任監査法人トーマツの公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりです。

会計監査業務を執行した公認会計士の氏名

（有限責任監査法人トーマツ）

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 浅枝芳隆

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 丸山友康

（注）継続監査年数は、7年を超えていないため記載を省略しております。

会計監査業務に係る補助者の構成 会計士補等1名 その他4名

また、当連結会計年度において、香港デロイト トウシュ トーマツ会計事務所からの国際会計基準の監査を受けて、そのサービスに係る監査報酬を支払っております。

日本の会計基準に基づく財務諸表の監査・証明業務にかかる外部監査人の選任及び解任については提出会社の株主総会の承認を要し（但し、外部監査人の選任及び解任に関する株主総会の議案の内容の決定には、監査委員会の決議を要します。）、かかる会計事務所に対する業務の委託や報酬の支払は、提出会社の取締役会で決定されます。

(ロ) 北京博奇

北京博奇は、中国中瑞華会計士事務所、中国の会計基準に基づく財務書類の監査・証明業務を委託しております。業務を執行した公認会計士は、ホアン・ジェン氏及びロウジュン氏です。2010年度において中国中瑞華会計士事務所に対して支払われた報酬の総額は120千人民元であり、その全額が財務書類の監査・証明業務に対する報酬でした。

かかる会計事務所に対する業務の委託や報酬の支払は、北京博奇の取締役会で決定されます。

内部監査、監査委員会・監査役監査と外部監査の相互連携

(イ) 提出会社の監査委員会と外部監査人の連携状況

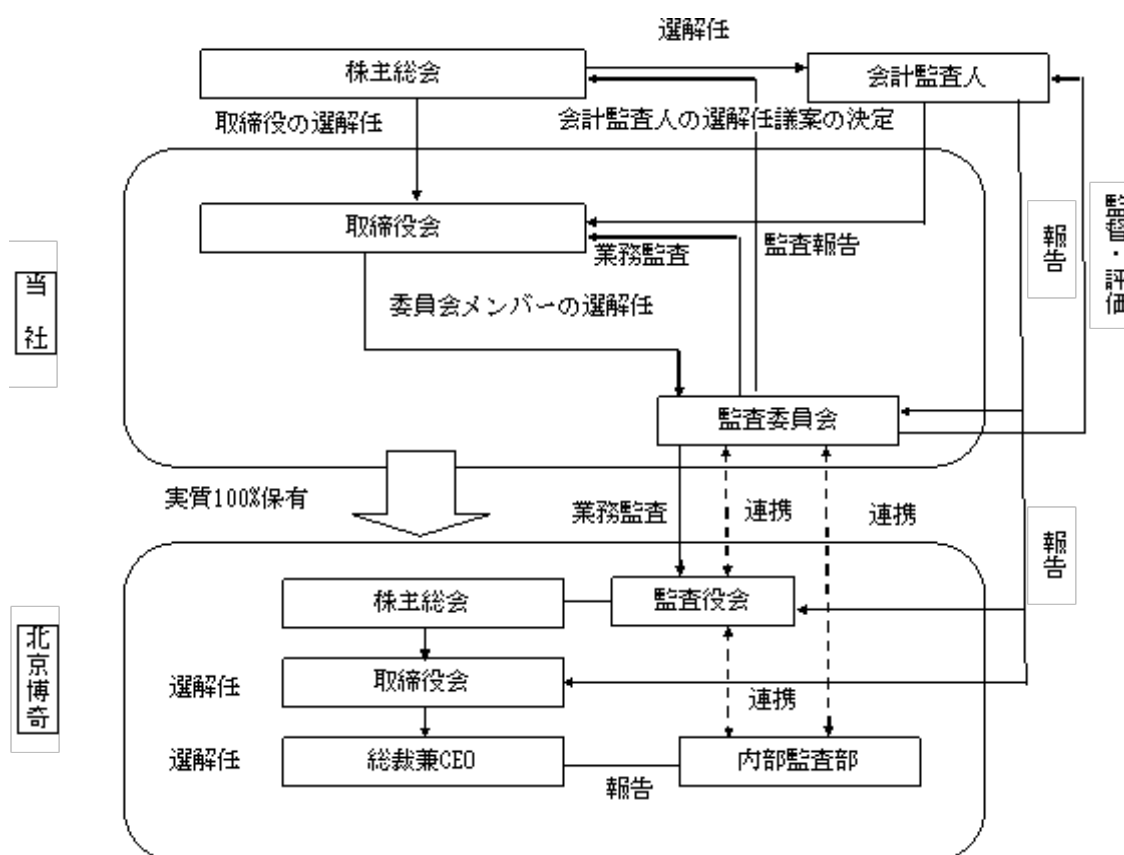
提出会社の監査委員会は、外部監査人と少なくとも3か月に1回の会合を持ち、外部監査人の監査方針や監査計画について詳細な説明や、外部監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための説明等を聞くとともに監査委員会からも重点監査項目について要望を伝えるなど積極的に意見及び情報交換を行い、監査方針及び監査計画について検討することにより適正で厳格な監査が実施できるように努めております。また、外部監査人と

(ロ) 北京博奇の監査役と外部監査人との連携状況

北京博奇の監査役は、外部監査人と少なくとも3か月に1回の会合を持ち、外部監査人の監査方針や監査計画について詳細な説明や、外部監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための説明等を聞くとともに監査役からも重点監査項目について要望を伝えるなど積極的に意見及び情報交換を行い、適正で厳格な監査が実施できるように努めております。また、外部監査人としての審査体制や内部統制の状況についてもヒアリングを行い確認をしております。

(ハ) 提出会社の監査委員会と北京博奇の監査役及び内部監査部の連携

提出会社の監査委員会は、北京博奇の監査役及び内部監査部と各々監査主体としての独立性を維持しつつも、相互に連携・協力し、監査の効率性、実効性を高める努力を行っております。また、北京博奇の内部監査計画の基本方針や実施した内部監査結果などの重要事項は、内部監査部から監査役に直接報告されます。北京博奇の監査役と内部監査部は、1か月に1回会合を持ち、報告並びに意見及び情報交換を行っております。また、提出会社の監査委員会と北京博奇の監査役及び内部監査部は1か月に1回会合を持ち、情報伝達・交換、各々の知識・経験の共有化、監査精度の向上を図っております。



(4) 社外取締役及び社外監査役

(イ) 提出会社

提出会社の社外取締役兼社外監査委員は2名です。

提出会社は、本書提出日現在、ワン・ピン、ラン・ウェイ、シエ・グオチョンという3名の取締役（うちラン・ウェイ及びシエ・グオチョンは社外取締役）によって構成される監査委員会を設置しております。

当社の社外取締役であるラン・ウェイについては、同人が議決権の100%を有するウェルスランド・インターナショナル・インクが、当社普通株式を保有しております。

なお、現在の社外取締役兼社外監査役と提出会社との間には上記以外に特別の利害関係（人的関係、資本関係及び取引関係を含みます。）はありません。

(ロ) 北京博奇

北京博奇の社外取締役は2名、社外監査役は2名です。

現在の社外取締役と北京博奇との間には提出会社に関して記載したものを除き特別の利害関係（人的関係、資本関係及び取引関係を含みます。）はありません。なお、現在の社外監査役と北京博奇との間には上記以外に特別の利害関係（人的関係、資本関係及び取引関係を含みます。）はありません。

(5) 役員報酬等

(イ) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 人民元 (千円)	報酬等の種類別の総額 人民元(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役 を除く。)	2,282,000 (28,173)	2,282,000 (28,173)	-	-	-	5
監査委員 (社外監査委 員を除く。)	-	-	-	-	-	1
社外役員	800,000 (9,877)	800,000 (9,877)	-	-	-	2

(注) 1. 2010年3月29日開催の定時株主総会決議により、取締役の報酬限度額は年額3,150千人民元以内と改定されています。

2. 提出会社の監査委員はすべて取締役であり、上記の取締役に対する報酬以外の報酬はありません。

3. パイ・ユンフンは、2011年1月20日付で取締役を辞任しました。

(ロ) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

提出会社の取締役に対する報酬については、当社の株主総会で当社取締役全員に対する報酬の総額を決定し、当社の取締役会で個々の当社取締役への配分額が確定されます。

なお、提出会社の監査委員はすべて取締役であり、上記の取締役に対する報酬以外の報酬はありません。

(6) 株式の保有状況

(イ) 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
該当事項はありません。

(ロ) 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに
当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額
該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬	非監査証明業務に基づく報酬	監査証明業務に基づく報酬	非監査証明業務に基づく報酬
提出会社	4,804 (58,319)	- (-)	4,870 (60,122)	— (—)
連結子会社	120 (1,481)	- (-)	120 (1,481)	— (—)
計	4,924 (59,800)	- (-)	4,990 (61,603)	— (—)

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度の第1四半期及び第3四半期の財務情報開示に係る相談業務

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第6【経理の状況】

1 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。）に準拠して作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載しております。
- 前連結会計年度（2009年1月1日から2009年12月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（2010年1月1日から2010年12月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）に準拠して作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載しております。
- 前事業年度（2009年1月1日から2009年12月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（2010年1月1日から2010年12月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に準拠して作成しております。
- (3) 当社の財務書類は、財務諸表等規則第129条第4項の規定の適用を受けております。
- (4) 当社の財務書類は、人民元で表示されております。円で表示されている金額は、財務諸表等規則第132条の規定に基づき、2010年12月30日現在の上海外貨取引センターの対円の相場終値、100円＝8.1000人民元で換算された金額であります。なお、当該円換算額は、単に便宜上の表示を目的としており、人民元で表示された金額が上記の相場で実際に円に換算されることを意味するものではありません。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（2009年1月1日から2009年12月31日まで）の連結財務諸表及び前事業年度（2009年1月1日から2009年12月31日まで）の財務諸表並びに当連結会計年度（2010年1月1日から2010年12月31日まで）の連結財務諸表及び当事業年度（2010年1月1日から2010年12月31日まで）の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

1【財務書類】

(1)【連結財務諸表等】

【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

	前連結会計年度 2009年12月31日 (単位：千人民元)	前連結会計年度 2009年12月31日 (単位：千円)	当連結会計年度 2010年12月31日 (単位：千人民元)	当連結会計年度 2010年12月31日 (単位：千円)
資産の部				
流動資産				
現金及び預金	1 734,730	1 9,070,736	1 675,954	1 8,345,112
受取手形・完成工事未収入金等	731,798	9,034,539	815,796	10,071,554
未成工事支出金等	257,074	3,173,755	219,490	2,709,752
繰延税金資産	1,112	13,729	9,746	120,320
その他	93,729	1,157,143	84,116	1,038,472
貸倒引当金	4,930	60,862	4,930	60,862
流動資産合計	1,813,512	22,389,040	1,800,172	22,224,348
固定資産				
有形固定資産				
建物及び構築物	77,820	960,745	58,216	718,720
減価償却累計額	9,006	111,182	13,666	168,712
建物及び構築物（純額）	68,815	849,563	44,551	550,008
機械装置	86,095	1,062,902	168,911	2,085,325
減価償却累計額	1,626	20,072	10,394	128,322
機械装置（純額）	84,469	1,042,830	158,517	1,957,003
工具器具・備品	15,463	190,896	15,935	196,732
減価償却累計額	8,868	109,477	10,753	132,758
工具器具・備品（純額）	6,595	81,418	5,182	63,974
車輛運搬具	18,457	227,858	18,341	226,429
減価償却累計額	10,582	130,637	12,284	151,651
車輛運搬具（純額）	7,875	97,222	6,057	74,779
建設仮勘定	751,230	9,274,439	742,171	9,162,603
有形固定資産合計	918,983	11,345,472	956,478	11,808,366
無形固定資産	19,462	240,271	14,687	181,325
投資その他の資産				
投資有価証券	7,000	86,420	7,000	86,420
関係会社株式	37,263	460,038	36,125	445,986
その他	5,428	67,011	5,615	69,316
投資その他の資産合計	49,691	613,469	48,739	601,721
固定資産合計	988,136	12,199,211	1,019,904	12,591,412
繰延資産				
株式交付費	583	7,200	-	-
繰延資産合計	583	7,200	-	-
資産合計	2,802,231	34,595,450	2,820,077	34,815,760

	前連結会計年度 2009年12月31日 (単位：千人民元)	前連結会計年度 2009年12月31日 (単位：千円)	当連結会計年度 2010年12月31日 (単位：千人民元)	当連結会計年度 2010年12月31日 (単位：千円)
負債の部				
流動負債				
支払手形・工事未払金等	1,196,755	14,774,757	1,150,418	14,202,686
短期借入金	135,000	1,666,667	100,000	1,234,568
1年内返済予定の長期借入金	1,875	23,148	8,000	98,765
未払法人税等	1,893	23,372	7,085	87,467
繰延税金負債	492	6,075	-	-
賞与引当金	6,455	79,693	5,081	62,725
工事損失引当金	12,152	150,020	16,210	200,121
未払増値税	13,382	165,212	6,235	76,978
未成工事受入金	61,042	753,601	71,052	877,189
訴訟損失引当金	5,414	66,840	5,000	61,728
完成工事補償引当金	-	-	43,241	533,839
その他	78,028	963,311	59,914	739,685
流動負債合計	1,512,488	18,672,696	1,472,236	18,175,751
固定負債				
長期借入金	158,125	1,952,160	157,000	1,938,272
固定負債合計	158,125	1,952,160	157,000	1,938,272
負債合計	1,670,613	20,624,856	1,629,236	20,114,023
純資産の部				
株主資本				
資本金	294	3,628	294	3,628
資本剰余金	880,928	10,875,648	880,928	10,875,648
利益剰余金	215,496	2,660,442	278,944	3,443,756
自己株式	5,382	66,439	5,382	66,439
株主資本合計	1,091,336	13,473,280	1,154,784	14,256,594
新株予約権	30,127	371,937	25,374	313,258
少数株主持分	10,156	125,378	10,683	131,885
純資産合計	1,131,618	13,970,594	1,190,841	14,701,737
負債純資産合計	2,802,231	34,595,450	2,820,077	34,815,760

【連結損益計算書】

	前連結会計年度 自 2009年1月1日 至 2009年12月31日 (単位：千人民元)	前連結会計年度 自 2009年1月1日 至 2009年12月31日 (単位：千円)	当連結会計年度 自 2010年1月1日 至 2010年12月31日 (単位：千人民元)	当連結会計年度 自 2010年1月1日 至 2010年12月31日 (単位：千円)
売上高				
完成工事高	994,622	12,279,282	935,577	11,550,337
その他の事業売上高	151,451	1,869,766	313,953	3,875,962
売上高合計	1,146,073	14,149,048	1,249,530	15,426,299
売上原価				
完成工事原価	873,360	10,782,221	839,368	10,362,564
その他の事業売上原価	87,009	1,074,189	216,051	2,667,293
売上原価合計	960,369	11,856,410	1,055,418	13,029,857
完成工事総利益	121,262	1,497,061	96,210	1,187,772
その他の事業総利益	64,442	795,577	97,902	1,208,669
売上総利益合計	185,704	2,292,638	194,112	2,396,442
販売費及び一般管理費	2, 3 141,645	2, 3 1,748,704	2, 3 120,597	2, 3 1,488,849
営業利益	44,059	543,934	73,515	907,593
営業外収益				
受取利息	5,179	63,941	4,734	58,443
デリバティブ評価益	-	-	70	860
デリバティブ利益	-	-	513	6,339
受取地代家賃	800	9,877	1,000	12,346
補助金収入	-	-	5,246	64,761
その他	2,594	32,026	1,484	18,317
営業外収益合計	8,573	105,844	13,046	161,067
営業外費用				
支払利息	10,102	124,718	11,500	141,976
支払保証料	2,847	35,145	865	10,674
持分法による投資損失	737	9,098	1,138	14,052
デリバティブ評価損	1,301	16,065	-	-
為替差損	140	1,732	1,802	22,245
その他	1,718	21,212	1,856	22,919
営業外費用合計	16,846	207,969	17,161	211,865
経常利益	35,787	441,809	69,400	856,794
特別利益				
固定資産売却益	4 243	4 2,996	4 8,446	4 104,269
貸倒引当金戻入額	2,005	24,753	-	-
訴訟損失引当金戻入額	-	-	2,677	33,051
新株予約権戻入益	1,086	13,413	5,321	65,685
特別利益合計	3,334	41,161	16,443	203,006
特別損失				
固定資産除売却損	5 985	5 12,162	5 151	5 1,859
訴訟損失引当金繰入額	5,414	66,840	5,000	61,728
特別損失合計	6,399	79,002	5,151	63,587
税金等調整前当期純利益	32,721	403,968	80,693	996,213
法人税、住民税及び事業税	6,726	83,043	26,934	332,514
法人税等調整額	2,294	28,320	9,126	112,665
少数株主損失()	65	796	563	6,950
当期純利益	28,353	350,041	63,448	783,314

【連結株主資本等変動計算書】

	前連結会計年度 自 2009年1月1日 至 2009年12月31日 (単位：千人民元)	前連結会計年度 自 2009年1月1日 至 2009年12月31日 (単位：千円)	当連結会計年度 自 2010年1月1日 至 2010年12月31日 (単位：千人民元)	当連結会計年度 自 2010年1月1日 至 2010年12月31日 (単位：千円)
株主資本				
資本金				
前期末残高	294	3,628	294	3,628
当期変動額				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	294	3,628	294	3,628
資本剰余金				
前期末残高	880,928	10,875,648	880,928	10,875,648
当期変動額				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	880,928	10,875,648	880,928	10,875,648
利益剰余金				
前期末残高	187,142	2,310,400	215,496	2,660,442
当期変動額				
当期純利益	28,353	350,041	63,448	783,314
当期変動額合計	28,353	350,041	63,448	783,314
当期末残高	215,496	2,660,442	278,944	3,443,756
自己株式				
前期末残高	5,382	66,439	5,382	66,439
当期変動額				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	5,382	66,439	5,382	66,439
株主資本合計				
前期末残高	1,062,982	13,123,238	1,091,336	13,473,280
当期変動額				
当期純利益	28,353	350,041	63,448	783,314
当期変動額合計	28,353	350,041	63,448	783,314
当期末残高	1,091,336	13,473,280	1,154,784	14,256,594
新株予約権				
前期末残高	31,213	385,350	30,127	371,937
当期変動額				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,086	13,413	4,753	58,679
当期変動額合計	1,086	13,413	4,753	58,679
当期末残高	30,127	371,937	25,374	313,258
少数株主持分				
前期末残高	9,310	114,940	10,156	125,378
当期変動額				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	845	10,438	527	6,507
当期変動額合計	845	10,438	527	6,507
当期末残高	10,156	125,378	10,683	131,885
純資産合計				
前期末残高	1,103,506	13,623,527	1,131,618	13,970,594
当期変動額				
当期純利益	28,353	350,041	63,448	783,314
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	241	2,975	4,226	52,172
当期変動額合計	28,112	347,067	59,223	731,143
当期末残高	1,131,618	13,970,594	1,190,841	14,701,737

【連結キャッシュ・フロー計算書】

	前連結会計年度 自 2009年1月1日 至 2009年12月31日 (単位：千人民元)	前連結会計年度 自 2009年1月1日 至 2009年12月31日 (単位：千円)	当連結会計年度 自 2010年1月1日 至 2010年12月31日 (単位：千人民元)	当連結会計年度 自 2010年1月1日 至 2010年12月31日 (単位：千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前当期純利益	32,721	403,968	80,693	996,213
減価償却費	11,846	146,247	21,720	268,151
償却費	5,078	62,689	5,941	73,345
貸倒引当金の増減額（は減少）	1,425	17,591	-	-
賞与引当金の増減額（は減少）	3,545	43,763	1,374	16,968
工事損失引当金の増減額（は減少）	187	2,315	4,058	50,102
完成工事補償引当金の増減額（は減少）	-	-	43,241	533,839
株式報酬費用	-	-	568	7,007
新株予約権戻入益	1,086	13,413	5,321	65,685
受取利息	5,179	63,941	4,734	58,443
支払利息	10,102	124,718	11,500	141,976
為替差損益（は益）	140	1,732	1,802	22,245
デリバティブ評価損益（は益）	1,301	16,065	70	860
デリバティブ利益	-	-	513	6,339
訴訟損失引当金の増減額（は減少）	5,414	66,840	414	5,111
固定資産売却損益（は益）	243	2,996	8,446	104,269
固定資産除売却損益（は益）	985	12,162	151	1,859
持分法による投資損益（は益）	737	9,098	1,138	14,052
売上債権の増減額（は増加）	56,595	698,699	85,556	1,056,242
未成工事支出金の増減額（は増加）	51,872	640,396	35,019	432,338
拘束性預金の増減額（は増加）	2,553	31,521	76,744	947,458
仕入債務の増減額（は減少）	30,553	377,193	36,851	454,955
未成工事受入金の増減額（は減少）	16,351	201,867	10,011	123,588
その他	8,141	100,508	67,104	828,442
小計	80,057	988,363	82,203	1,014,854
利息の受取額	5,223	64,486	3,879	47,894
利息の支払額	10,300	127,164	11,562	142,739
法人税等の支払額	5,461	67,420	21,742	268,419
営業活動によるキャッシュ・フロー	69,520	858,266	52,779	651,589
投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得による支出	185,068	2,284,788	55,166	681,067
有形固定資産の売却による収入	1,130	13,950	25,992	320,884
無形固定資産の取得による支出	1,779	21,961	4,217	52,062
投資有価証券の取得による支出	4,000	49,383	50,064	618,077
投資有価証券の売却による収入	-	-	50,254	620,417
新規連結子会社の取得による支出	-	-	1,080	13,333
貸付金の回収による収入	1,820	22,463	8,180	100,994
関係会社株式の取得による支出	38,490	475,185	-	-
リース債権の回収による収入	5,097	62,920	2,866	35,377
敷金及び保証金の差入による支出	-	-	142	1,751
投資活動によるキャッシュ・フロー	221,291	2,731,983	23,378	288,618

	前連結会計年度 自 2009年1月1日 至 2009年12月31日 (単位：千人民元)	前連結会計年度 自 2009年1月1日 至 2009年12月31日 (単位：千円)	当連結会計年度 自 2010年1月1日 至 2010年12月31日 (単位：千人民元)	当連結会計年度 自 2010年1月1日 至 2010年12月31日 (単位：千円)
財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入金の純増減額（は減少）	55,000	679,012	35,000	432,099
長期借入れによる収入	160,000	1,975,309	10,000	123,457
長期借入金の返済による支出	-	-	5,000	61,728
保証金の返戻による収入	16,268	200,837	19,256	237,730
保証金の差入による支出	6,283	77,562	-	-
少数株主からの払込による収入	1,400	17,284	600	7,407
財務活動によるキャッシュ・フロー	116,385	1,436,856	10,144	125,233
現金及び現金同等物に係る換算差額	140	1,732	1,288	15,905
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	35,526	438,594	17,969	221,834
現金及び現金同等物の期首残高	662,872	8,183,602	627,346	7,745,008
現金及び現金同等物の期末残高	1 627,346	1 7,745,008	1 645,314	1 7,966,842

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自 2009年1月1日 至 2009年12月31日)	当連結会計年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)
1．連結の範囲に関する事項	<p>連結子会社の数 11社 連結子会社の名称 北京博奇電力科技有限公司 ベスト・エンバイロメンタル・ソ リューションズ・テクノロジー・カ ンパニー・リミテッド 北京聖邑天成環保科技有限公司 北京博奇環保科技有限公司 浙江博奇電力科技有限公司 貴州博奇環保技術有限公司 包頭市博奇環保新能源有限責任公司 鎮江博奇水務有限公司 山西寿陽明泰国能發電有限公司 江西井岡山博奇環保科技有限公司 武漢博奇環保科技有限公司</p> <p>当連結会計年度において、江西井 岡山博奇環保科技有限公司及び武漢 博奇環保科技有限公司を新たに設立 したことにより連結子会社の範囲に 含めることにいたしました。</p>	<p>連結子会社の数 12社 連結子会社の名称 北京博奇電力科技有限公司 ベスト・エンバイロメンタル・ソ リューションズ・テクノロジー・カ ンパニー・リミテッド 北京聖邑天成環保科技有限公司 北京博奇環保科技有限公司 浙江博奇電力科技有限公司 貴州博奇環保技術有限公司 包頭市博奇環保新能源有限責任公司 鎮江博奇水務有限公司 山西寿陽明泰国能發電有限公司 江西井岡山博奇環保科技有限公司 武漢博奇環保科技有限公司 安徽能達燃料有限公司</p> <p>当連結会計年度において安徽能達 燃料有限公司の持分を全て取得を したため、連結子会社の範囲に含め ております。</p>
2．持分法の適用に関する事項	<p>持分法適用関連会社数 3社 持分法適用関連会社の名称 瀋陽匯豊生物能源發展有限公司及びそ の子会社、阜新匯新生物能源有限公司、 阜新匯豊生物能源發展有限公司は、当連 結会計年度において新たに株式を取得 したことから、当連結会計年度より持分 法適用の範囲に含めております。</p>	<p>持分法適用関連会社数 3社 持分法適用関連会社の名称 瀋陽匯豊生物能源發展有限公司 阜新匯新生物能源有限公司 阜新匯豊生物能源發展有限公司</p>
3．連結子会社の事業年度等に 関する事項	すべての連結子会社の事業年度の末 日は、連結決算日と一致しております。	同左

項目	前連結会計年度 (自 2009年 1月 1日 至 2009年12月31日)	当連結会計年度 (自 2010年 1月 1日 至 2010年12月31日)																				
4. 会計処理基準に関する事項																						
(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	<p>イ 有価証券（その他有価証券）時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>ロ 未成工事支出金 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。</p> <p>ハ デリバティブ取引により生ずる債権及び債務 時価法を採用しております。</p>	<p>イ 有価証券（その他有価証券） 同左</p> <p>ロ 未成工事支出金 同左</p> <p>ハ デリバティブ取引により生ずる債権及び債務 同左</p>																				
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>イ 有形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>15～21年</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>15～21年</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>車輛運搬具</td> <td>5年</td> </tr> </table> <p>ロ 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>特許権</td> <td>5～15年</td> </tr> </table> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用期間に基づいております。</p>	建物及び構築物	15～21年	機械装置	15～21年	工具器具備品	5年	車輛運搬具	5年	ソフトウェア	5年	特許権	5～15年	<p>イ 有形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>15～30年</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>15～21年</td> </tr> <tr> <td>工具器 備品</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>車輛運搬具</td> <td>5年</td> </tr> </table> <p>ロ 無形固定資産 同左</p>	建物及び構築物	15～30年	機械装置	15～21年	工具器 備品	5年	車輛運搬具	5年
建物及び構築物	15～21年																					
機械装置	15～21年																					
工具器具備品	5年																					
車輛運搬具	5年																					
ソフトウェア	5年																					
特許権	5～15年																					
建物及び構築物	15～30年																					
機械装置	15～21年																					
工具器 備品	5年																					
車輛運搬具	5年																					
(3) 重要な繰延資産の処理方法	<p>株式交付費 株式交付のときから3年間にわたり定額法により償却しております。</p>	<p>株式交付費 同左</p>																				
(4) 重要な引当金の計上基準	<p>イ 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、債権の回収可能性を個別に勘案し、回収不能と見込まれる額を計上することとしております。</p> <p>ロ 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。</p> <p>ハ 工事損失引当金 受注工事に係る将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、かつ、その損失見込額を合理的に見積ることができる工事について、当該損失見込額を計上しております。</p>	<p>イ 貸倒引当金 同左</p> <p>ロ 賞与引当金 同左</p> <p>ハ 工事損失引当金 同左</p>																				

項目	前連結会計年度 (自 2009年1月1日 至 2009年12月31日)	当連結会計年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)
(5) 重要な収益及び費用の計上 基準	<p>ニ 完成工事補償引当金</p> <p>ホ 訴訟損失引当金 訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる金額を計上しております。</p>	<p>ニ 完成工事補償引当金 完成工事に係る責任補修費用に備えるため、工事別に個別に勘案し必要額を計上しています。</p> <p>(追加情報) 完成工事に係る補償に要する費用は、従来支出時に費用処理しておりましたが、金額的重要性が増したことから当連結会計年度より費用の合理的見積額を完成工事補償引当金として計上しております。これにより完成工事原価が43,241千人民元(533,839千円)増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ同額減少しております。</p> <p>ホ 訴訟損失引当金 同左</p> <p>完成工事高及び完成工事原価の計上基準 完成工事高の計上は、工事進行基準によっております。なお、当連結会計年度末における工事進捗度の見積りは、主に第三者評価機関の見積りによっております。</p> <p>(追加情報) 請負工事に係る収益の計上基準について、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を当連結会計年度から適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>

項目	前連結会計年度 (自 2009年1月1日 至 2009年12月31日)	当連結会計年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)
(6) 重要な外貨建の資産又は負債の機能通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により人民元に換算し、収益及び費用は期中平均相場により人民元に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左
(7) 重要なリース取引の処理方法	リース取引の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
(8) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項	イ 連結財務諸表の円換算 「円」で表示されている金額は、財務諸表等規則第132条の規定に準じて、2010年12月30日現在の上海外貨取引センターの対円の相場終値、100円 = 8.1000人民元で換算された金額であります。なお、当該円換算額は、単に便宜上の表示を目的としており、人民元で表示された金額が上記の相場で実際に円に換算されることを意味するものではありません。 ロ 完成工事高の計上基準 完成工事高の計上は、工事進行基準によっております。 ハ 増値税の会計処理 税抜方式によっております	イ 連結財務諸表の円換算 同左 ロ ハ 増値税の会計処理 同左
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価について、全面時価評価法を採用しております。	同左
6. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左

【連結財務諸表のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度 (自 2009年1月1日 至 2009年12月31日)	当連結会計年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)
(棚卸資産の評価に関する会計基準の適用) 当連結会計年度から平成18年7月5日公表の「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会企業会計基準第9号)を適用し、評価基準については個別法による原価法から個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。 これによる当連結会計年度に係る損益及びセグメント情報に与える影響はありません。	

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 2009年1月1日 至 2009年12月31日)	当連結会計年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)																		
<p>(連結貸借対照表)</p> <p>前連結会計年度まで建物及び建物附属設備は「建物」と表示しておりましたが、連結子会社である江西井冈山博奇環保科技有限公司にて排煙脱硫施設の新設に伴い構築物が発生したため、当連結会計年度より「建物及び構築物」として表示しております。</p> <p>(連結損益計算書)</p> <p>前連結会計年度まで「完成工事高」に含めて表示しておりましたメンテナンス事業等に関する売上高は、金額的及び質的な重要性が増したため、当連結会計年度より「その他の事業売上高」として区分掲記することといたしました。それに伴い、「その他の事業売上原価」及び「その他の事業総利益」を区分掲記しております。</p> <p>なお、前連結会計年度の完成工事高、完成工事原価、完成工事総利益に含まれているメンテナンス事業等に関する金額は以下のとおりです。</p> <table data-bbox="159 1008 718 1232"><tr><td>その他の事業売上高</td><td>70,656</td><td>千人民元</td></tr><tr><td></td><td>(872,297)</td><td>千円)</td></tr><tr><td>その他の事業売上原価</td><td>34,139</td><td>千人民元</td></tr><tr><td></td><td>(421,465)</td><td>千円)</td></tr><tr><td>その他の事業総利益</td><td>36,517</td><td>千人民元</td></tr><tr><td></td><td>(450,832)</td><td>千円)</td></tr></table>	その他の事業売上高	70,656	千人民元		(872,297)	千円)	その他の事業売上原価	34,139	千人民元		(421,465)	千円)	その他の事業総利益	36,517	千人民元		(450,832)	千円)	<p>(連結貸借対照表)</p> <p>前連結会計年度まで、「受取手形・完成工事未収入金」及び「未成工事支出金」並びに「支払手形・工事未払金」には、メンテナンス事業等に関する売上債権及びたな卸資産並びに買掛金が含まれていましたが、メンテナンス事業等に関して金額的及び質的な重要性が増したため、当連結会計年度より、それぞれ、「受取手形・完成工事未収入金等」及び「未成工事支出金等」並びに「支払手形・工事未払金等」として表示することといたしました。</p>
その他の事業売上高	70,656	千人民元																	
	(872,297)	千円)																	
その他の事業売上原価	34,139	千人民元																	
	(421,465)	千円)																	
その他の事業総利益	36,517	千人民元																	
	(450,832)	千円)																	

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入)

前連結会計年度 (2009年12月31日)	当連結会計年度 (2010年12月31日)																																
<p>1 担保資産及び担保付債務</p> <p>現金及び預金68,978千人民元(851,581千円)を信用状の開設及び工事履行保証状の発行による支払承諾の担保に供しております。</p> <p>現金及び預金17,769千人民元(219,371千円)を支払手形・工事未払金の担保として質権設定しております。</p> <p>現金及び預金4,223千人民元(52,133千円)を為替予約取引の担保に供しております。</p> <p>2 未払増値税について</p> <p>増値税とは中国における付加価値税であり、物品の販売、加工、修理、組立役務の提供及び物品の輸入を課税対象とするものであります。</p> <p>4 借入コミットメント</p> <p>連結子会社である北京博奇電力科技有限公司においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と借入コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>借入コミットメント総額</td> <td>922,012</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(11,382,862)</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>295,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3,641,975)</td> </tr> <tr> <td>信用状の開設及び工事履行保証状の発行額</td> <td>369,334</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(4,559,675)</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>257,678</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3,181,212)</td> </tr> </table>	借入コミットメント総額	922,012		(11,382,862)	借入実行残高	295,000		(3,641,975)	信用状の開設及び工事履行保証状の発行額	369,334		(4,559,675)	差引額	257,678		(3,181,212)	<p>1 担保資産及び担保付債務</p> <p>現金及び預金25,386千人民元(313,406千円)を信用状の開設及び工事履行保証状の発行による支払承諾の担保に供しております。</p> <p>現金及び預金3,908千人民元(48,252千円)を支払手形・工事未払金の担保として質権設定しております。</p> <p>現金及び預金1,346千人民元(16,612千円)を訴訟の担保に供しております。</p> <p>2 未払増値税について</p> <p>同左</p> <p>3 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は7,722千人民元(95,328千円)であります。</p> <p>4 借入コミットメント</p> <p>連結子会社である北京博奇電力科技有限公司においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と借入コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>借入コミットメント総額</td> <td>1,170,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(14,444,444)</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(1,234,568)</td> </tr> <tr> <td>信用状の開設及び工事履行保証状の発行額</td> <td>146,716</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(1,811,303)</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>923,284</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(11,398,573)</td> </tr> </table>	借入コミットメント総額	1,170,000		(14,444,444)	借入実行残高	100,000		(1,234,568)	信用状の開設及び工事履行保証状の発行額	146,716		(1,811,303)	差引額	923,284		(11,398,573)
借入コミットメント総額	922,012																																
	(11,382,862)																																
借入実行残高	295,000																																
	(3,641,975)																																
信用状の開設及び工事履行保証状の発行額	369,334																																
	(4,559,675)																																
差引額	257,678																																
	(3,181,212)																																
借入コミットメント総額	1,170,000																																
	(14,444,444)																																
借入実行残高	100,000																																
	(1,234,568)																																
信用状の開設及び工事履行保証状の発行額	146,716																																
	(1,811,303)																																
差引額	923,284																																
	(11,398,573)																																

(連結損益計算書関係)

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入)

前連結会計年度 (自 2009年1月1日 至 2009年12月31日)	当連結会計年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)
	1 完成工事原価に含まれる工事損失引当金繰入額 7,218 (89,113)
2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給与手当 18,819 (232,335)	給与手当 19,152 (236,440)
賃借料 16,128 (199,116)	賃借料 13,423 (165,718)
業務委託費 14,290 (176,424)	賞与引当金繰入額 642 (7,928)
貸倒引当金繰入額 4,930 (60,862)	
賞与引当金繰入額 1,937 (23,908)	
3 一般管理費に含まれる研究開発費は、5,516千人民元(68,095千円)であります。	3 一般管理費に含まれる研究開発費は、5,244千人民元(64,742千円)であります。
4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。	4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。
工具器具備品 44 (549)	建物及び構築物 8,434 (104,129)
車両運搬具 198 (2,447)	工具器具備品 8 (104)
	車両運搬具 3 (36)
5 固定資産除売却損の内訳は次のとおりであります。	5 固定資産除売却損の内訳は次のとおりであります。
建物及び構築物 977 (12,061)	建物及び構築物 27 (335)
工具器具備品 8 (102)	工具器具備品 122 (1,505)
	車両運搬具 2 (19)

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2009 年1月1日 至 2009 年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式	360,988	-	-	360,988
合計	360,988	-	-	360,988
自己株式				
普通株式(注)	2,483	-	-	2,483
合計	2,483	-	-	2,483

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

(単位:千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入)

区分	新株予約権の内訳	新株予 約権の 目的と なる株 式の種 類	新株予約権の目的となる株式数(株)				当連結会計 年度末残高
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションと しての2007年新株予約権	-	-	-	-	-	29,238 (360,967)
	ストック・オプションと しての2008年新株予約権	-	-	-	-	-	889 (10,970)
合計		-	-	-	-	-	30,127 (371,937)

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2010 年1月1日 至 2010 年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式	360,988	-	-	360,988
合計	360,988	-	-	360,988
自己株式				
普通株式(注)	2,483	-	-	2,483
合計	2,483	-	-	2,483

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

(単位:千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入)

区分	新株予約権の内訳	新株予 約権の 目的と なる株 式の種 類	新株予約権の目的となる株式数(株)				当連結会計 年度末残高
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションと しての2007年新株予約権	-	-	-	-	-	24,485 (302,288)
	ストック・オプションと しての2008年新株予約権	-	-	-	-	-	889 (10,970)
合計		-	-	-	-	-	25,374 (313,258)

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
株主総会 2011年3月26日	普通株式	78,331	利益剰余金	218.00	2010年12月31日	2011年4月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入)

前連結会計年度 (自 2009年1月1日 至 2009年12月31日)	当連結会計年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)
1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲載されている科目の金額との関係	1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に 掲載されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 734,730	現金及び預金勘定 675,954
(9,070,736)	(8,345,112)
拘束性預金 107,384	拘束性預金 30,640
(1,325,728)	(378,270)
現金及び現金同等物 627,346	現金及び現金同等物 645,314
(7,745,008)	(7,966,842)
	2 持分の取得により新たに連結子会社となった会社の資産 および負債の主な内訳
	持分の取得により新たに安徽能達燃料有限公司を連結 したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに 安徽能達燃料有限公司持分の取得価額と安徽能達燃料有 限公司持分取得のための支出（純額）との会計は次の通 りです。
	流動資産 1,000
	(12,346)
	のれん 180
	(2,222)
	同社株式の取得価額 1,180
	(14,568)
	上記のうち未払金 100
	(1,234)
	同社の現金及び現金同等物 -
	(-)
	差引：同社株式の取得 1,080
	のための支出 (13,333)

(リース取引関係)

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び未満四捨五入)

前連結会計年度 (自 2009年1月1日 至 2009年12月31日)		当連結会計年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)	
オペレーティング・リース取引未経過リース料		オペレーティング・リース取引未経過リース料	
1年内	17,495 (215,992)	1年内	16,036 (197,974)
1年超	15,499 (191,350)	1年超	196 (2,419)
合計	32,995 (407,342)	合計	16,232 (200,393)

(有価証券関係)

前連結会計年度(2009年12月31日)

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はありません。

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

5. 時価評価されていない主な有価証券の内容

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び未満四捨五入)

区分	連結貸借対照表計上額
(1) その他有価証券 非上場株式	7,000 (86,420)
関係会社株式	37,263 (460,038)
合計	44,263 (546,457)

6．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

該当事項はありません。

当連結会計年度（2010年12月31日）

1．売買目的有価証券

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3．その他有価証券

該当事項はありません。

（注）非上場株式(貸借対照表計上額 投資有価証券7,000千人民元（86,420千円）、関係会社株式36,125千人民元（445,986千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

4．当連結会計年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

（金融商品関係）

当連結会計年度（自2010年1月1日至2010年12月31日）

（追加情報）

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しています。

1．金融商品に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当グループは、建設工事請負及び新規投資を行うための事業計画に照らして、必要資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は、安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、特定の資産及び負債に係る価格変動又は金利変動のリスクをヘッジする目的で利用し、短期的な売買差益を獲得する目的や投機目的のための取引は行っていません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形・工事未払金等は、ほとんど1年以内の支払期日でありますが、流動性リスク（支払い期日に支

払いを実行できなくなるリスク)に晒されております。

(3) 金融商品に係る信用リスク管理体制

信用リスクの管理

受取手形・完成工事未収入金等、短期貸付金及び長期貸付金は、取引相手ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等を把握し、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

流動性リスクの管理

当グループでは、適時に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価額に基づく価額のほか、市場価額がない場合には、合理的に算出された価額が含まれております。該当価額の算出においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、該当価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも、デリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、該当金額自体が、デリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

3. 金融商品の時価等に関する事項

2010年12月期における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び未満四捨五入)

	当連結会計期間末 (2010年12月31日)		
	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	675,954 (8,345,112)	675,954 (8,345,112)	- (-)
(2)受取手形・完成工事未収入金等	815,796 (10,071,554)	801,284 (9,892,394)	14,512 (179,159)
資産計	1,491,750 (18,416,665)	1,477,238 (18,237,506)	14,512 (179,159)
(1)支払手形・工事未払金等	1,150,418 (14,202,686)	1,150,418 (14,202,686)	- (-)
(2)短期借入金	100,000 (1,234,568)	100,000 (1,234,568)	- (-)
(3)未払増値税	6,235 (76,978)	6,235 (76,978)	- (-)
(4)未払法人税	7,085 (87,467)	7,085 (87,467)	- (-)
(5)未成工事受入金	71,052 (877,189)	71,052 (877,189)	- (-)
(6)長期借入金 (*1)	165,000 (2,037,037)	160,291 (1,978,896)	4,709 (58,141)
負債計	1,499,790 (18,515,924)	1,495,081 (18,457,785)	4,709 (58,141)

(*1) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

注1. 金融商品の時価の算定方法並に有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金

現金及び預金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形・完成工事未収入金等

短期間で決済されるものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。回収期間が1年を超えるものについては、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

負債

(1) 支払手形・未成工事支出金等、(2) 短期借入金、(3) 未払増値税、(4) 未払法人税、(5) 未成工事受入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

注2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び未満四捨五入)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	7,000 (86,420)
関係会社株式	36,125 (445,986)

これらについては、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、3. 金融商品の時価等に関する事項の表には含めておりません。

注3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び未満四捨五入)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	675,954 (8,345,112)	- (-)	- (-)	- (-)
受取手形・完成工事未収入金等	620,318 (7,658,252)	195,477 (2,413,302)	- (-)	- (-)
合計	1,296,272 (16,003,364)	195,477 (2,413,302)	- (-)	- (-)

注4. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び未満四捨五入)

	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金	10,000 (123,457)	10,000 (123,457)	15,000 (185,185)	15,000 (185,185)

（デリバティブ取引関係）

前連結会計年度(自 2009年 1月 1日 至 2009年12月31日)

1.取引の状況に関する事項

(1)取引の内容

当社は将来の為替リスクを回避する目的で、特定の外貨預金を対象とした為替予約を利用しております。

(2)取引に対する取組方針

当社は為替相場の変動リスク回避の目的にのみデリバティブ取引を利用し、投機的目的のために単独でデリバティブ取引を利用することは行わない方針であります。したがって、リスク回避の目的以外のデリバティブ取引は現在行っておりません。

(3)取引に係るリスクの内容

当社のデリバティブ取引の契約先は信用度の高い金融機関であるため、相手先の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。

(4)取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引については、取締役会で決定する方針に基づいて契約されます。為替予約取引の実行及び管理は実需の範囲内で財務管理部の資金管理チームが行っております。デリバティブ取引の経過については取締役会で定期的に報告されております。

(5)その他

「取引の時価等に関する事項」における契約額又は想定元本額は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は想定元本額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2.取引の時価等に関する事項

通貨関連

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元未満四捨五入)

区分	種類	前連結会計年度末(2009年12月31日)			
		契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	109,083 (1,346,709)	- (-)	103,313 (1,275,475)	5,770 (71,234)
	合計	109,083 (1,346,709)	- (-)	103,313 (1,275,475)	5,770 (71,234)

(注)時価の算定方法

取引金融機関に提示された価格によっております。

当連結会計年度(自2010年1月1日 至 2010年12月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自2009年1月1日 至 2009年12月31日)及び当連結会計年度(自2010年1月1日 至 2010年12月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度（自2009年1月1日 至 2009年12月31日）

1．当連結会計年度における失効による利益計上額

新株予約権戻入益 1,086千人民元（13,413千円）

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	2007年A種 ストック・オプション	2007年B種 ストック・オプション	2007年C種 ストック・オプション	2007年D種 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社連結子会社の従業員57名	当社連結子会社の従業員74名	当社取締役2名	当社連結子会社の従業員1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 6,067株	普通株式 7,188株	普通株式 12,427株	普通株式 1,933株
付与日	2007年5月30日	2007年5月30日	2007年5月30日	2007年5月30日
権利確定条件	付与されたストックオプションのうち30%については上場後180日経過した日に、30%については2009年6月1日に、残りの40%については2010年6月1日に、権利が確定しました。(注3)	付与されたストックオプションのうち30%については2008年6月1日に、30%については2009年6月1日に、残りの40%については2011年6月1日に、権利が確定します。(注3)	上場日に権利が確定します。	(注2, 3)
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	権利確定日から2年間いつでも行使することができます。(注4)	権利確定日から2年間いつでも行使することができます。(注4)	権利確定日から5年間いつでも行使することができます。	権利確定日から2年間いつでも行使することができます。(注4)

	2008年A種 ストック・オプション	2008年B種 ストック・オプション	2008年C種 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名	当社取締役1名	顧問 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 959株	普通株式 1,279株	普通株式 200株
付与日	2008年9月9日	2008年9月9日	2008年9月9日
権利確定条件	ストック・オプション付与契約書に署名した日に権利が確定します。	ストック・オプション付与契約書に署名した日に権利が確定します。	ストック・オプション付与契約書に署名した日に権利が確定します。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	権利確定日から5年間いつでも行使することができます。	権利確定日から5年間いつでも行使することができます。	権利確定日から5年間いつでも行使することができます。

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 1,381株を対象とするものについては2007年10月末までに上場した場合には、上場日にすべて権利確定し、2007年11月から2007年12月までに上場した場合には上場日に1,105株を対象として権利確定し、276株を対象とするものは自動的に失効します。276株を対象とするものについては上場日の属する月から数えて12ヵ月目にあたる月の月平均時価総額(終値ベース)が40億人民元に達した場合には同月末日にすべて権利確定し、40億人民元に達しない場合には、すべて自動的に失効します。276株を対象とするものについては上場日の属する月から数えて12ヵ月目にあたる月又は24ヵ月目にあたる月の月平均時価総額(終値ベース)が50億人民元に達した場合には、達した月の末日にすべて権利が確定し、いずれの月においても達しない場合にはすべて自動的に失効します。

尚、上記権利確定条件の変更権限がCEOに付与している旨がストックオプション付与契約にて規定されています。

3. 特定の従業員に関する権利確定条件の変更権限をCEOに付与している旨がストックオプション付与契約内にて規定されています。
4. 権利行使期間の変更権限をCEOに付与している旨がストックオプション発行決議にて決議されています。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2007年A種 ストック・ オプション	2007年B種 ストック・ オプション	2007年C種 ストック・ オプション	2007年D種 ストック・ オプション	2008年A種 ストック・ オプション	2008年B種 ストック・ オプション	2008年C種 ストック・ オプション
権利確定前 (株)							
前連結会計年度末	4,247	5,032	-	276	-	-	-
付与	-	-	-	-	-	-	-
失効	440	2,247	-	276	-	-	-
権利確定	1,708	1,301	-	-	-	-	-
未確定残	2,099	1,484	-	-	-	-	-
権利確定後 (株)							
前連結会計年度末	1,729	1,215	10,000	-	959	1,279	200
権利確定	1,708	1,301	-	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-	-	-	-
失効	380	406	-	-	-	-	-
未行使残	3,057	2,110	10,000	-	959	1,279	200

単価情報

	2007年A種 ストック・オ プション	2007年B種 ストック・オ プション	2007年C種 ストック・オ プション	2007年D種 ストック・オ プション	2008年A種 ストック・オ プション	2008年B種 ストック・オ プション	2008年C種 ストック・オ プション
権利行使価格 人民元(円)	4,000 (49,383)	4,000 (49,383)	4,000 (49,383)	4,000 (49,383)	2,874 (35,481)	2,874 (35,481)	2,874 (35,481)
行使時平均株価 円	-	-	-	-	-	-	-
付与日における公正な 評価単価 人民元(円)	1,618 (19,975)	1,630 (20,123)	1,636 (20,198)	1,194 (14,741)	406 (5,012)	406 (5,012)	408 (5,037)

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当連結会計年度（自2010年1月1日 至 2010年12月31日）

1. 当連結会計年度における費用計上額及び科目名

株式報酬費用 568千人民元（7,007千円）

2. 当連結会計年度における失効による利益計上額

新株予約権戻入益 5,321千人民元（65,685千円）

3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	2007年A種 ストック・オプション	2007年B種 ストック・オプション	2007年C種 ストック・オプション	2007年D種 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社連結子会社の従業員57名	当社連結子会社の従業員74名	当社取締役2名	当社連結子会社の従業員1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注1）	普通株式 6,067株	普通株式 7,188株	普通株式 12,427株	普通株式 1,933株
付与日	2007年5月30日	2007年5月30日	2007年5月30日	2007年5月30日
権利確定条件	付与されたストックオプションのうち30%については2008年2月4日に、30%については2009年6月1日に、残りの40%については2010年6月1日に、権利が確定しました。（注3）	付与されたストックオプションのうち30%については2008年6月1日に、30%については2009年6月1日に、残りの40%については2011年6月1日に、権利が確定します。（注3）	上場日に権利が確定します。	（注2, 3）
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	権利確定日から2年間いつでも行使することができます。（注4）	権利確定日から2年間いつでも行使することができます。（注4）	権利確定日から5年間いつでも行使することができます。	権利確定日から2年間いつでも行使することができます。（注4）

	2008年A種 ストック・オプション	2008年B種 ストック・オプション	2008年C種 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名	当社取締役1名	顧問 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注1）	普通株式 959株	普通株式 1,279株	普通株式 200株
付与日	2008年9月9日	2008年9月9日	2008年9月9日
権利確定条件	ストック・オプション付与契約書に署名した日に権利が確定します。	ストック・オプション付与契約書に署名した日に権利が確定します。	ストック・オプション付与契約書に署名した日に権利が確定します。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。

権利行使期間	権利確定日から5年間いつでも行使することができません。	権利確定日から5年間いつでも行使することができません。	権利確定日から5年間いつでも行使することができません。
--------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 1,381株を対象とするものについては2007年10月末までに上場した場合には、上場日にすべて権利確定し、2007年11月から2007年12月までに上場した場合には上場日に1,105株を対象として権利確定し、276株を対象とするものは自動的に失効します。276株を対象とするものについては上場日の属する月から数えて12ヵ月目にあたる月の月平均時価総額（終値ベース）が40億人民元に達した場合には同月末日にすべて権利確定し、40億人民元に達しない場合には、すべて自動的に失効します。276株を対象とするものについては2010年7月末時点で権利が失効しました。
尚、上記権利確定条件の変更権限がCEOに付与している旨がストックオプション付与契約にて規定されています。
3. 特定の従業員に関する権利確定条件の変更権限をCEOに付与している旨がストックオプション付与契約内にて規定されています。
4. 権利行使期間の変更権限をCEOに付与している旨がストックオプション発行決議にて決議されています。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2007年A種 ストック・ オプション	2007年B種 ストック・ オプション	2007年C種 ストック・ オプション	2007年D種 ストック・オ プション	2008年A種 ストック・ オプション	2008年B種 ストック・ オプション	2008年C種 ストック・ オプション
権利確定前 (株)							
前連結会計年度末	2,099	1,484	-	-	-	-	-
付与	-	-	-	-	-	-	-
失効	99	400	-	-	-	-	-
権利確定	2,000	-	-	-	-	-	-
未確定残	-	1,084	-	-	-	-	-
権利確定後 (株)							
前連結会計年度末	3,057	2,110	10,000	-	959	1,279	200
権利確定	2,000	-	-	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-	-	-	-
失効	1,927	1,301	-	-	-	-	-
未行使残	3,130	809	10,000	-	959	1,279	200

単価情報

	2007年A種 ストック・オ プション	2007年B種 ストック・オ プション	2007年C種 ストック・オ プション	2007年D種 ストック・オ プション	2008年A種 ストック・オ プション	2008年B種 ストック・オ プション	2008年C種 ストック・オ プション
権利行使価格 人民元(円)	4,000 (49,383)	4,000 (49,383)	4,000 (49,383)	4,000 (49,383)	2,874 (35,481)	2,874 (35,481)	2,874 (35,481)
行使時平均株価 円	-	-	-	-	-	-	-
付与日における公正な 評価単価 人民元(円)	1,618 (19,975)	1,630 (20,123)	1,636 (20,198)	1,194 (14,741)	406 (5,012)	406 (5,012)	408 (5,037)

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入)

前連結会計年度 (2009年12月31日)	当連結会計年度 (2010年12月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産（流動）	繰延税金資産（流動）
税務上の繰越欠損金	工事損失引当金
450	2,431
(5,561)	(30,018)
工事損失引当金	完成工事補償引当金
1,823	6,486
(22,503)	(80,076)
プロジェクト中止損失	訴訟損失引当金
4,081	750
(50,389)	(9,259)
訴訟損失引当金	その他
812	2,837
(10,026)	(35,030)
その他	繰延税金資産小計
500	12,505
(6,173)	(154,383)
繰延税金資産小計	評価性引当額
7,667	2,759
(94,651)	(34,063)
評価性引当額	繰延税金資産合計
5,604	9,746
(69,189)	(120,320)
同一納税主体による相殺	
950	
(11,734)	
繰延税金資産合計	
1,112	
(13,729)	
繰延税金負債（流動）	
デリバティブ評価益	
1,442	
(17,808)	
繰延税金負債小計	
1,442	
(17,808)	
同一納税主体による相殺	
950	
(11,734)	
繰延税金負債合計	
492	
(6,075)	
中華人民共和国企業所得税法により中国の連結子会社の基本税率は25%となっております。	中華人民共和国企業所得税法により中国の連結子会社の基本税率は25%となっております。
なお、北京博奇電力科技有限公司は先端技術企業であるため優遇税制が適用されます。2008年から3年間は10%が減免され15%の税率が適用されます。	なお、北京博奇電力科技有限公司は先端技術企業であるため優遇税制が適用されます。2008年から3年間は10%が減免され15%の税率が適用されます。
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
(%)	(%)
法定実効税率	法定実効税率
25.0	25.0
(調整)	(調整)
連結子会社との実効税率差異	連結子会社との実効税率差異
9.1	3.0
連結子会社の優遇税制措置による影響	連結子会社の優遇税制措置による影響
16.9	12.3
永久に損金に算入されない項目	永久に損金に算入されない項目
8.6	4.2
永久に益金に算入されない項目	税務上の繰越欠損金の利用
0.3	0.5
税務上の繰越欠損金の利用	評価性引当額
22.6	6.7
評価性引当額	その他
9.0	3.9
その他	税効果会計適用後の法人税率等の負担率
1.6	22.1
税効果会計適用後の法人税率等の負担率	
13.5	

（セグメント情報）

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度（自2009年1月1日至2009年12月31日）

（単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入）

	排煙脱硫・ 脱硝事業	固体廃棄物処 理事業	その他事業	計	消去又は 全社	連結
売上高及び営業損益						
(1)外部顧客に対する売 上高	1,010,822 (12,479,288)	124,207 (1,533,419)	11,044 (136,341)	1,146,073 (14,149,048)	- (-)	1,146,073 (14,149,048)
(2)セグメント間の内部売 上高又は振替高	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
計	1,010,822 (12,479,288)	124,207 (1,533,419)	11,044 (136,341)	1,146,073 (14,149,048)	- (-)	1,146,073 (14,149,048)
営業費用	939,382 (11,597,305)	116,973 (1,444,106)	11,743 (144,972)	1,068,097 (13,186,382)	33,917 (418,731)	1,102,014 (13,605,114)
営業利益又は 営業損失()	71,441 (881,983)	7,234 (89,314)	699 (8,631)	77,976 (962,665)	33,917 (418,731)	44,059 (543,934)
資産、減価償却及び資 本的支出						
資産	1,834,875 (22,652,772)	720,840 (8,899,261)	11,853 (146,339)	2,567,568 (31,698,372)	234,663 (2,897,078)	2,802,231 (34,595,450)
減価償却費	14,894 (183,874)	- (-)	2 (24)	14,896 (183,899)	1,031 (12,724)	15,926 (196,623)
資本的支出	408,571 (5,044,090)	5,318 (65,650)	- (-)	413,889 (5,109,740)	- (-)	413,889 (5,109,740)

（注）1．事業区分の方法

事業の区分は、売上集計区分をベースに、事業の種類・性質の類似性を勘案して区分しております。

2．事業の内容

(1) 排煙脱硫・脱硝事業：炉外脱硫、炉内脱硫、排煙脱硝

(2) 固体廃棄物処理事業：ボタ石発電、ゴミ処理発電

(3) その他事業：排水処理、余熱発電

3．営業費用のうち、消去又は全社に含めた配賦不能営業費用33,917千円（418,731千円）の主なものは当社グループの管理部門に係る費用であります。

4．資産のうち、消去又は全社に含めた全社資産234,663千円（2,897,078千円）の主なものは当社グループでの余資運用資金（現金預金）であります。

当連結会計年度（自2010年1月1日至2010年12月31日）

（単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入）

	排煙脱硫・ 脱硝事業	固体廃棄物処 理事業	その他事業	計	消去又は 全社	連結
売上高及び営業損益						
(1)外部顧客に対する売 上高	1,118,112 (13,803,856)	128,886 (1,591,191)	2,531 (31,251)	1,249,530 (15,426,299)	- (-)	1,249,530 (15,426,299)
(2)セグメント間の内部売 上高又は振替高	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
計	1,118,112 (13,803,856)	128,886 (1,591,191)	2,531 (31,251)	1,249,530 (15,426,299)	- (-)	1,249,530 (15,426,299)
営業費用	1,039,629 (12,834,931)	104,461 (1,289,642)	1,208 (14,913)	1,145,298 (14,139,486)	30,717 (379,220)	1,176,015 (14,518,706)
営業利益	78,483 (968,925)	24,426 (301,550)	1,323 (16,338)	104,232 (1,286,813)	30,717 (379,220)	73,515 (907,593)
資産、減価償却及び資 本的支出						
資産	1,911,318 (23,596,519)	768,780 (9,491,106)	8,977 (110,827)	2,689,075 (33,198,451)	131,002 (1,617,309)	2,820,077 (34,815,760)
減価償却費	26,339 (325,168)	- (-)	- (-)	26,339 (325,168)	1,889 (23,326)	28,228 (348,494)
資本的支出	60,483 (746,699)	16,037 (197,981)	- (-)	76,519 (944,680)	957 (11,819)	77,476 (956,500)

（注）1．事業区分の方法

事業の区分は、売上集計区分をベースに、事業の種類・性質の類似性を勘案して区分しております。

2．事業の内容

(1) 排煙脱硫・脱硝事業：炉外脱硫、炉内脱硫、排煙脱硝

(2) 固体廃棄物処理事業：ボタ石発電、ゴミ処理発電、石炭配合・燃料販売

（３）その他事業：排水処理、余熱発電

- ３．営業費用のうち、消去又は全社に含めた配賦不能営業費用30,717千円（379,220千円）の主なものは当社グループの管理部門に係る費用であります。
- ４．資産のうち、消去又は全社に含めた全社資産131,002千円（1,617,309千円）の主なものは当社グループでの余資運用資金（現金預金）であります。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 2009年1月1日 至 2009年12月31日)

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入)

	アジア	中米	計	消去又は全社	連結
売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する	1,146,073	-	1,146,073	-	1,146,073
売上高	(14,149,048)	(-)	(14,149,048)	(-)	(14,149,048)
(2) セグメント間の内部売	-	-	-	-	-
上高又は振替高	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
計	1,146,073	-	1,146,073	-	1,146,073
	(14,149,048)	(-)	(14,149,048)	(-)	(14,149,048)
営業費用	1,089,122	12,892	1,102,014	-	1,102,014
	(13,445,948)	(159,166)	(13,605,114)	(-)	(13,605,114)
営業利益又は	56,951	12,892	44,059	-	44,059
営業損失()	(703,100)	(159,166)	(543,934)	(-)	(543,934)
資産	2,648,993	873,691	3,522,684	720,453	2,802,231
	(32,703,617)	(10,786,309)	(43,489,926)	(8,894,476)	(34,595,450)

(注) １．国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

２．本邦以外の区分に属する地域の内訳は次のとおりであります。

(1) アジア 中国

(2) 中米 Cayman Islands, British Virgin Islands

３．営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用は該当ありません。

４．資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産は該当ありません。

当連結会計年度(自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入)

	アジア	中米	計	消去又は全社	連結
売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する	1,249,530	-	1,249,530	-	1,249,530
売上高	(15,426,299)	(-)	(15,426,299)	(-)	(15,426,299)
(2) セグメント間の内部売	-	-	-	-	-
上高又は振替高	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
計	1,249,530	-	1,249,530	-	1,249,530
	(15,426,299)	(-)	(15,426,299)	(-)	(15,426,299)
営業費用	1,162,939	13,076	1,176,015	-	1,176,015
	(14,357,275)	(161,431)	(14,518,706)	(-)	(14,518,706)
営業利益又は	86,591	13,076	73,515	-	73,515
営業損失()	(1,069,024)	(161,431)	(907,593)	(-)	(907,593)
資産	2,760,355	858,258	3,618,612	798,536	2,820,077
	(34,078,451)	(10,595,772)	(44,674,223)	(9,858,463)	(34,815,760)

(注) １．国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

２．本邦以外の区分に属する地域の内訳は次のとおりであります。

(1) アジア 中国

(2) 中米 Cayman Islands, British Virgin Islands

３．営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用は該当ありません。

４．資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産は該当ありません。

【海外売上高】

前連結会計年度(自2009年1月1日至2009年12月31日)及び当連結会計年度(自2010年1月1日至2010年12月31日)
本邦の売上高はゼロであり、全セグメントの売上高の合計額に占めるアジア(中国)の割合が100%であるため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2009年 1月 1日 至 2009年12月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

当連結会計年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第11号)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第13号)を適用しております。

当連結会計年度(自 2010年 1月 1日 至 2010年12月31日)

該当事項はありません。

(貸借等不動産関係)

当連結会計年度(自2010年1月1日 至2010年12月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

当連結会計年度から「貸借等不動産の時価の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号 平成20年11月28日)及び「貸借等不動産の時価の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日)を適用しております。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 2009年 1月 1日 至 2009年12月31日)		当連結会計年度 (自 2010年 1月 1日 至 2010年12月31日)	
1株当たり純資産額	3,044.13人民元 (37,581.85円)	1株当たり純資産額	3,221.11人民元 (39,766.79円)
1株当たり当期純利益	79.09人民元 (976.39円)	1株当たり当期純利益	176.98人民元 (2,184.95円)
なお、潜在株式調整後1株当たり純利益については、希薄化効果を有している潜在株式は存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり純利益については、希薄化効果を有している潜在株式は存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たりの当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入)

	前連結会計年度 (自 2009年1月1日 至 2009年12月31日)	当連結会計年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益	28,353 (350,041)	63,448 (783,314)
普通株主に帰属しない利益	- (-)	- (-)
普通株主に係る当期純利益	28,353 (350,041)	63,448 (783,314)
普通株式の期中平均株式数(株)	358,505	358,505
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額	- (-)	- (-)
普通株式増加数(株)	-	-
(うち新株予約権)	(-)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式及び条件付発行可能潜在株式の概要	新株予約権 (目的となる株式の数 21,188株)(注1)	新株予約権 (目的となる株式の数 17,461株)(注1)

(注) 1. 2007年及び2008年ストック・オプションであります。

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 2009年1月1日 至 2009年12月31日)	当連結会計年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)
<p>当社の連結子会社である北京博奇電力科技有限公司は2009年12月14日に下記の固定資産を売却する契約を締結いたしました。なお、物件の引渡は移転登記手続が済んでから行う約定になっているため、当連結会計年度末の連結貸借対照表に有形固定資産として計上しております。</p> <p>譲渡する相手：唐伶俐、牛静、劉江？</p> <p>譲渡する相手の所在地：中国北京</p> <p>当社との関係：特筆すべき関係はありません</p> <p>物件の所在地：中国北京市朝陽区東三環中路39号 建外SOHO16号ビル7階</p> <p>物件の種類：建物1,277.34㎡</p> <p>帳簿価額：1,645万元人民元(約203百万円)</p> <p>譲渡価額：2,577万元人民元(約318百万円)</p> <p>譲渡前の用途：自社用オフィスビルディング</p> <p>なお、2010年2月下旬において、物件の引渡手続がすべて完了いたしました。</p>	<p>1.北京博奇電力科技有限公司（以下、北京博奇）は2011年1月28日開催の取締役会において連結子会社である貴州博奇環保技術有限公司（以下、貴州博奇）を解散することを決議しました。</p> <p>(1)理由 貴州省における潜在市場規模が小さく、かつ、貴州博奇はまだ単独で現地市場を開拓する能力を備えていません。また、事業を北京博奇に吸収することで、業務の集中管理ができると同時に管理効率が向上し、コスト削減につながるためであります。</p> <p>(2)当該子会社の事業内容、持分比率 排煙脱硫脱硝プロジェクトのオペレーション・メンテナンス管理 北京博奇電力科技有限公司の100%の子会社であります。</p> <p>(3)解散時期 2011年3月中に清算手続を完了する予定です。</p> <p>(4)子会社の状況 名称 貴州博奇環保技術有限公司 所在地 中国・貴州省貴陽市 代表者の役職・氏名 代表取締役 顔炳利 業務内容 排煙脱硫脱硝プロジェクトのオペレーション・メンテナンス管理 資本金 100万人民元 設立年月日 2007年10月30日 大株主及び持株比率 北京博奇100% その他、子会社の詳細 資本関係：北京博奇の100%子会社であります。 人的関係：北京博奇は、従業員1名を取締役として派遣しています。 取引関係：北京博奇との間に安順プロジェクトの契約を締結しました。契約期間は2008年9月より2010年12月となっていました。</p> <p>(5)当該解散による損失見込額 同社の解散による損失見込額は軽微です。</p> <p>(6)当該解散が営業活動等へ及ぼす影響 同社の解散が当社の業績に与える影響は軽微です。</p>

前連結会計年度 (自 2009年1月1日 至 2009年12月31日)	当連結会計年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)						
	<p>2. 2011年3月26日開催の定時株主総会において、次のように株式分割を行っております。</p> <p>(1) 株式分割の目的 当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げることにより、流動性の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的といたします。</p> <p>(2) 株式分割の概要 分割の方法 2011年3月31日最終の株主名簿に記録された株主の所有普通株式1株につき、2株の割合をもって分割いたしました。</p> <p>分割により増加する株式数 株式分割前の発行済株式総数：360,988株 今回の分割により増加する株式数：360,988株 株式分割後の発行済株式総数：721,976株 株式分割後の発行可能株式総数：3,000,000株</p> <p>(3) 株式分割の日程 基準日公告日：2011年2月14日 基準日：2011年3月31日 効力発生日：2011年4月1日</p> <p>当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前連結会計年度における1株当たり情報及び当期首に行われたと仮定した場合の当連結会計年度における1株当たり情報は、それぞれ以下の通りとなります。</p> <table border="1" data-bbox="786 1368 1406 1682"> <thead> <tr> <th>前連結会計年度</th> <th>当連結会計年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額 1,522.07人民元 (18,790.93円)</td> <td>1株当たり純資産額 1,610.56人民元 (19,883.40円)</td> </tr> <tr> <td>1株当たり当期純利益金額 39.55人民元 (488.20円)</td> <td>1株当たり当期純利益金額 88.49人民元 (1,092.48円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、潜在株式調整後1株当たり純利益については、希薄化効果を有している潜在株式は存在しないため記載しておりません。</p>	前連結会計年度	当連結会計年度	1株当たり純資産額 1,522.07人民元 (18,790.93円)	1株当たり純資産額 1,610.56人民元 (19,883.40円)	1株当たり当期純利益金額 39.55人民元 (488.20円)	1株当たり当期純利益金額 88.49人民元 (1,092.48円)
前連結会計年度	当連結会計年度						
1株当たり純資産額 1,522.07人民元 (18,790.93円)	1株当たり純資産額 1,610.56人民元 (19,883.40円)						
1株当たり当期純利益金額 39.55人民元 (488.20円)	1株当たり当期純利益金額 88.49人民元 (1,092.48円)						

前連結会計年度 (自 2009年1月1日 至 2009年12月31日)	当連結会計年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)
	<p>3 . 2011年3月26日開催の定時株主総会において、当社グループ取締役、従業員及び顧問に対してストックオプションとして新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を取締役に委任することにつき、決議しております。</p> <p>なお、新株予約権の内容については以下のとおりであります。</p> <p>(1) 新株予約権を発行する理由 優秀な人材を確保し、業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的に、当社及び当社連結子会社の取締役及び従業員に対し、新株予約権を発行することとし、もって当社グループ全体の企業価値向上を図るものであります。</p> <p>(2) 新株予約権の割当日 第8期定時株主総会の開催日から2013年12月31日までの間で当社取締役会が定める日</p> <p>(3) 新株予約権の割当対象者 当社及び当社連結子会社の取締役及び従業員</p> <p>(4) 新株予約権の目的である株式の種類及び数 種類 当社普通株式 数 36,099 株を上限とする なお、当社が、株式併合、株式分割、株式交換、資本再構成、組織再構成、合併、清算、会社分割を行う場合及びその他の資本における同様の变化がある場合には、それに相応して新株予約権の目的となる株式の種類及び数を調整するものとする。</p> <p>(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格又はその算定方法 新株予約権を付与する日の東京証券取引所における当社普通株式の終値以上の額で、当社取締役会が定める額</p> <p>(6) その他新株予約権の募集事項 今後、取締役会において詳細条件を決議した場合には速やかに開示いたします。</p>

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入)

区 分	前期末残高	当期末残高	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	135,000 (1,666,667)	100,000 (1,234,568)	5.36	-
1年以内に返済予定の 長期借入金	1,875 (23,148)	8,000 (98,765)	-	-
1年以内に返済予定の リース債務	- (-)	- (-)	-	-
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	158,125 (1,952,160)	157,000 (1,938,272)	5.35	2011年～2021年
リース債務（1年以内に 返済予定のものを除く）	- (-)	- (-)	-	-
その他の有利子負債	- (-)	- (-)	-	-
計	295,000 (3,641,975)	265,000 (3,271,605)	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入)

	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金	10,000 (123,457)	10,000 (123,457)	15,000 (185,185)	15,000 (185,185)

【その他】

当連結会計年度における四半期情報

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入)

	第1四半期 自2010年1月1日 至2010年3月31日	第2四半期 自2010年4月1日 至2010年6月30日	第3四半期 自2010年7月1日 至2010年9月30日	第4四半期 自2010年10月1日 至2010年12月31日
売上高	249,726 (3,083,034)	327,759 (4,046,408)	238,656 (2,946,373)	433,389 (5,350,484)
税金等調整前四半期純利益金額	35,631 (439,889)	25,155 (310,559)	9,671 (119,393)	10,236 (126,371)
四半期純利益金額	27,951 (345,079)	19,071 (235,448)	7,231 (89,271)	9,195 (113,517)
1株当たり四半期純利益金額 元 (円)	77.97 (962.55)	53.20 (656.75)	20.17 (249.01)	25.65 (316.64)

決算日後の状況

特記事項はありません。

訴訟

連結子会社である北京博奇電力科技有限公司（以下「北京博奇」といいます）は、2010年7月において山西陽城県熱電有限責任公司（以下「陽城熱電」といいます）より、違約金の支払いについて訴えられ、北京博奇は2010年8月13日に上中国国際貿易仲裁委員会へ審決取消しを求める訴訟を提起しました。上記の事実を踏まえ、5,000千人民元(61,728千円)の訴訟損失引当金を計上しました。2010年2月17日の裁決結果により、北京博奇は陽城熱電に違約金4,000千人民元(49,383千円)、出張費43千人民元(534千円)、仲裁費59千人民元(723千円)、弁護士費100千人民元(1,235千円)を支払いました。

(2)【財務諸表等】

【財務諸表】

【貸借対照表】

	前事業年度 2009年12月31日 (単位：千人民元)	前事業年度 2009年12月31日 (単位：千円)	当事業年度 2010年12月31日 (単位：千人民元)	当事業年度 2010年12月31日 (単位：千円)
資産の部				
流動資産				
現金及び預金	150,875	1,862,650	57,694	712,278
未収配当金	1 25,500	1 314,815	-	-
その他	216	2,672	221	2,723
流動資産合計	176,591	2,180,137	57,915	715,001
固定資産				
有形固定資産				
工具器具・備品	31	384	36	444
減価償却累計額	11	140	17	215
工具器具・備品（純額）	20	243	18	228
有形固定資産合計	20	243	18	228
投資その他の資産				
関係会社株式	694,474	8,573,756	798,941	9,863,471
投資その他の資産合計	694,474	8,573,756	798,941	9,863,471
固定資産合計	694,494	8,574,000	798,960	9,863,699
繰延資産				
株式交付費	583	7,200	-	-
繰延資産合計	583	7,200	-	-
資産合計	871,668	10,761,336	856,875	10,578,700
負債の部				
流動負債				
未払金	2,460	30,375	1,514	18,691
流動負債合計	2,460	30,375	1,514	18,691
負債合計	2,460	30,375	1,514	18,691
純資産の部				
株主資本				
資本金	294	3,628	294	3,628
資本剰余金				
資本準備金	844,232	10,422,623	844,232	10,422,623
資本剰余金合計	844,232	10,422,623	844,232	10,422,623
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	64	788	9,158	113,062
利益剰余金合計	64	788	9,158	113,062
自己株式	5,382	66,439	5,382	66,439
株主資本合計	839,081	10,359,024	829,987	10,246,750
新株予約権	30,127	371,937	25,374	313,258
純資産合計	869,208	10,730,962	855,361	10,560,008
負債純資産合計	871,668	10,761,336	856,875	10,578,700

【損益計算書】

	前事業年度 自 2009年 1月 1日 至 2009年12月31日 (単位：千人民元)	前事業年度 自 2009年 1月 1日 至 2009年12月31日 (単位：千円)	当事業年度 自 2010年 1月 1日 至 2010年12月31日 (単位：千人民元)	当事業年度 自 2010年 1月 1日 至 2010年12月31日 (単位：千円)
営業収益				
関係会社受取配当金	-	-	-	-
営業収益合計	-	-	-	-
営業費用				
販売費及び一般管理費	1 12,886	1 159,081	1 13,066	1 161,314
営業費用合計	12,886	159,081	13,066	161,314
営業損失（ ）	12,886	159,081	13,066	161,314
営業外収益				
受取利息	812	10,028	109	1,348
為替差益	34	424	-	-
営業外収益合計	847	10,453	109	1,348
営業外費用				
為替差損	-	-	874	10,794
株式交付費償却	1,000	12,342	583	7,200
営業外費用合計	1,000	12,342	1,458	17,994
経常損失（ ）	13,039	160,971	14,415	177,960
特別利益				
新株予約権戻入益	1,086	13,413	5,321	65,685
特別利益合計	1,086	13,413	5,321	65,685
税引前当期純損失（ ）	11,952	147,558	9,094	112,274
法人税、住民税及び事業税	-	-	-	-
法人税等調整額	-	-	-	-
当期純損失（ ）	11,952	147,558	9,094	112,274

【株主資本等変動計算書】

	前事業年度 自 2009年1月1日 至 2009年12月31日 (単位：千人民元)	前事業年度 自 2009年1月1日 至 2009年12月31日 (単位：千円)	当事業年度 自 2010年1月1日 至 2010年12月31日 (単位：千人民元)	当事業年度 自 2010年1月1日 至 2010年12月31日 (単位：千円)
株主資本				
資本金				
前期末残高	294	3,628	294	3,628
当期変動額				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	294	3,628	294	3,628
資本剰余金				
資本準備金				
前期末残高	844,232	10,422,623	844,232	10,422,623
当期変動額				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	844,232	10,422,623	844,232	10,422,623
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金				
前期末残高	11,888	146,770	64	788
当期変動額				
当期純損失()	11,952	147,558	9,094	112,274
当期変動額合計	11,952	147,558	9,094	112,274
当期末残高	64	788	9,158	113,062
自己株式				
前期末残高	5,382	66,439	5,382	66,439
当期変動額				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	5,382	66,439	5,382	66,439
株主資本合計				
前期末残高	851,033	10,506,582	839,081	10,359,024
当期変動額				
当期純損失()	11,952	147,558	9,094	112,274
当期変動額合計	11,952	147,558	9,094	112,274
当期末残高	839,081	10,359,024	829,987	10,246,750
新株予約権				
前期末残高	31,213	385,350	30,127	371,937
当期変動額				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,086	13,413	4,753	58,679
当期変動額合計	1,086	13,413	4,753	58,679
当期末残高	30,127	371,937	25,374	313,258
純資産合計				
前期末残高	882,246	10,891,932	869,208	10,730,962
当期変動額				
当期純損失()	11,952	147,558	9,094	112,274
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,086	13,413	4,753	58,679
当期変動額合計	13,039	160,971	13,847	170,953
当期末残高	869,208	10,730,962	855,361	10,560,008

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 2009年1月1日 至 2009年12月31日)	当事業年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。	関係会社株式 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 工具器具備品 5年	有形固定資産 同左
3. 繰延資産の処理方法	株式交付費 株式交付のときから3年間にわたり定額法により償却しております。	株式交付費 同左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 重要な外貨建の資産又は負債の機能通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により人民元に換算し、収益及び費用は期中平均相場により人民元に換算し、換算差額は損益として処理しております。 (2) 財務諸表の円換算 「円」で表示されている金額は、財務諸表等規則第132条の規定に基づき、2010年12月30日現在の上海外貨取引センターの対円の相場終値、100円=8.1000人民元で換算された金額であります。なお、当該円換算額は、単に便宜上の表示を目的としており、人民元で表示された金額が上記の相場で実際に円に換算されることを意味するものではありません。	(1) 重要な外貨建の資産又は負債の機能通貨への換算基準 同左 (2) 財務諸表の円換算 同左

【注記事項】

(貸借対照表関係) (単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入)

前事業年度 (2009年12月31日)	当事業年度 (2010年12月31日)
1 関係会社項目	
未収配当金	25,500 (314,815)

(損益計算書関係) (単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入)

前事業年度 (自 2009年1月1日 至 2009年12月31日)	当事業年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
業務委託費	業務委託費
9,258 (114,295)	7,664 (94,623)
減価償却費	減価償却費
6 (73)	6 (75)
役員報酬	役員報酬
1,350 (16,667)	2,577 (31,815)

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自2009年1月1日 至2009年12月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式	2,483	-	-	2,483
合計	2,483	-	-	2,483

当事業年度(自2010年1月1日 至2010年12月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式	2,483	-	-	2,483
合計	2,483	-	-	2,483

(リース取引関係)

前事業年度(自2009年1月1日 至2009年12月31日) 及び当事業年度(自2010年1月1日 至2010年12月31日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度(2009年12月31日)

関係会社株式で時価のあるものはありません。

当事業年度（2010年12月31日）

該当事項はありません。

（注）関係会社株式（貸借対照表計上額、798,941千人民元（9,863,471千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

（1株当たり情報）

前事業年度 (自 2009年 1月 1日 至 2009年12月31日)		当事業年度 (自 2010年 1月 1日 至 2010年12月31日)	
1株当たり純資産額	2,340.50人民元 (28,895.06円)	1株当たり純資産額	2,315.13人民元 (28,581.89円)
1株当たり当期純損失金額	33.34人民元 (411.59円)	1株当たり当期純損失金額	25.37人民元 (313.17円)
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	

（注）1株当たりの当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

（単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入）

	前事業年度 (自 2009年 1月 1日 至 2009年12月31日)	当事業年度 (自 2010年 1月 1日 至 2010年12月31日)
1株当たり当期純損失金額		
当期純損失()	11,952 (147,558)	9,094 (112,274)
普通株主に帰属しない金額	- (-)	- (-)
普通株式に係る当期純損失()	11,952 (147,558)	9,094 (112,274)
普通株式の期中平均株式数(株)	358,505	358,505
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額	- (-)	- (-)
普通株式増加数(株) (うち新株予約権)	- (-)	- (-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式及び条件付発行可能潜在株式の概要	新株予約権 (目的となる株式の数 21,188株)(注1)	新株予約権 (目的となる株式の数 17,461株)(注1)

（注）1．2007年及び2008年ストック・オプションであります。

(重要な後発事項)

前事業年度 (自 2009年1月1日 至 2009年12月31日)	当事業年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)						
	<p>1. 2011年3月26日開催の定時株主総会において、次のように株式分割を行っております。</p> <p>(1) 株式分割の目的 当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げることにより、流動性の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的といたします。</p> <p>(2) 株式分割の概要 分割の方法 2011年3月31日最終の株主名簿に記録された株主の所有普通株式1株につき、2株の割合をもって分割いたしました。</p> <p>分割により増加する株式数 株式分割前の発行済株式総数：360,988株 今回の分割により増加する株式数：360,988株 株式分割後の発行済株式総数：721,976株 株式分割後の発行可能株式総数：3,000,000株</p> <p>(3) 株式分割の日程 基準日公告日：2011年2月14日 基準日：2011年3月31日 効力発生日：2011年4月1日</p> <p>当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報及び当期首に行われたと仮定した場合の当事業年度における1株当たり情報は、それぞれ以下の通りとなります。</p> <table border="1" data-bbox="798 1377 1412 1691"> <thead> <tr> <th>前事業年度</th> <th>当事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額 1,170.25人民元 (14,447.53円)</td> <td>1株当たり純資産額 1,157.57人民元 (14,290.95円)</td> </tr> <tr> <td>1株当たり当期純損失金額 16.67人民元 (205.80円)</td> <td>1株当たり当期純損失金額 12.69人民元 (156.59円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、潜在株式調整後1株当たり純利益については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。</p>	前事業年度	当事業年度	1株当たり純資産額 1,170.25人民元 (14,447.53円)	1株当たり純資産額 1,157.57人民元 (14,290.95円)	1株当たり当期純損失金額 16.67人民元 (205.80円)	1株当たり当期純損失金額 12.69人民元 (156.59円)
前事業年度	当事業年度						
1株当たり純資産額 1,170.25人民元 (14,447.53円)	1株当たり純資産額 1,157.57人民元 (14,290.95円)						
1株当たり当期純損失金額 16.67人民元 (205.80円)	1株当たり当期純損失金額 12.69人民元 (156.59円)						

前事業年度 (自 2009年1月1日 至 2009年12月31日)	当事業年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)
	<p>2. 2011年3月26日開催の定時株主総会において、当社グループ取締役、従業員及び顧問に対してストックオプションとして新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を取締役に委任することにつき、決議しております。</p> <p>なお、新株予約権の内容については以下のとおりであります。</p> <p>(1) 新株予約権を発行する理由 優秀な人材を確保し、業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的に、当社及び当社連結子会社の取締役及び従業員に対し、新株予約権を発行することとし、もって当社グループ全体の企業価値向上を図るものであります。</p> <p>(2) 新株予約権の割当日 第8期定時株主総会の開催日から2013年12月31日までの間で当社取締役会が定める日</p> <p>(3) 新株予約権の割当対象者 当社及び当社連結子会社の取締役及び従業員</p> <p>(4) 新株予約権の目的である株式の種類及び数 種類 当社普通株式 数 36,099 株を上限とする なお、当社が、株式併合、株式分割、株式交換、資本再構成、組織再構成、合併、清算、会社分割を行う場合及びその他の資本における同様の变化がある場合には、それに相応して新株予約権の目的となる株式の種類及び数を調整するものとする。</p> <p>(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格又はその算定方法 新株予約権を付与する日の東京証券取引所における当社普通株式の終値以上の額で、当社取締役会が定める額</p> <p>(6) その他新株予約権の募集事項 今後、取締役会において詳細条件を決議した場合には速やかに開示いたします。</p>

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入)

資産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額	当期償却額	差引当期末 残高
有形固定資産	31	5	-	36	17	6	18
工具器具・備品	(384)	(60)	(-)	(444)	(215)	(75)	(228)
有形固定資産計	31 (384)	5 (60)	- (-)	36 (444)	17 (215)	6 (75)	18 (228)
繰延資産	2,999	-	-	2,999	2,999	583	-
株式交付費	(37,027)	(-)	(-)	(37,027)	(37,027)	(7,200)	(-)
繰延資産計	2,999 (37,027)	- (-)	- (-)	2,999 (37,027)	2,999 (37,027)	583 (7,200)	- (-)

2【主な資産・負債及び収支の内容】

流動資産

現金及び預金

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入)

区分	金額
現金	3 (39)
預金	
当座預金	7,577 (93,547)
定期預金	50,114 (618,692)
小計	57,691 (712,238)
合計	57,694 (712,278)

流動負債

未払金

相手先別内訳

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入)

相手先	金額
香港デロイト トウシュ トーマツ会計事務所	681 (8,404)
有限責任監査法人トーマツ	813 (10,032)
マネックス証券株式会社	21 (255)
合計	1,514 (18,691)

主な収支の内容については、財務書類及び財務書類に対する注記をご参照ください

3【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

1【最近5年間の事業年度別為替相場の推移】

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
最高	15.24	16.26	16.12	14.72	13.20
最低	13.69	14.53	12.80	12.59	12.74
平均	14.58	15.47	14.85	13.70	12.96
期末	15.24	15.61	13.22	13.55	12.31

単位：1人民元の円相当額（円/人民元）

出典：中国の国家外為管理局が公表している人民元/100円のデータを基に、円/人民元ベースに換算したものです。

2【最近6月間の月別最高・最低為替相場】

月別	2010年9月	10月	11月	12月	2011年1月	2月
最高	12.79	12.34	12.61	12.64	12.60	12.43
最低	12.35	12.09	12.05	12.29	12.35	12.71
平均	12.51	12.21	12.39	12.53	12.52	12.58

単位：1人民元の円相当額（円/人民元）

出典：中国の国家外為管理局が公表している人民元/100円のデータを基に、円/人民元ベースに換算したものです。

3【最近日の為替相場】

1人民元 = 13.33円（2011年3月21日）

出典：中国の国家外為管理局が公表している人民元/100円のデータを基に、円/人民元ベースに換算したものです。

第8【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

1 日本における株式事務等の概要

(1) 株式の名義書換取扱場所及び株主名簿管理人

日本においては当社株式の名義書換取扱場所又は株主名簿管理人は存在しません。しかし、株式会社証券保管振替機構(以下「保管振替機構」といいます。)又はそのノミニー名義となっている株券の実質株主に対する株式事務は、保管振替機構から委任を受けた株式事務取扱機関である中央三井信託銀行株式会社がこれを取り扱います。

東京証券取引所(以下「取引所」といいます。)に上場された当社株式は、保管振替機構の外国株券等の保管及び振替決済制度(以下「保管振替制度」といいます。)に従い保管振替機構の名義で、保管振替機構が指定した保管機関(以下「保管機関」といいます。)に保管され、保管振替機構又はそのノミニー名義で当社の株主名簿に記載されます。したがって、当社株式の取引所決済にあたっては、取引所の取引参加者である証券会社間では保管振替機構に開設した当該取引参加者の口座間の振替が行われ、また同一取引参加者の顧客間の決済については、同取引参加者に顧客が外国証券取引口座約款に従い開設した外国証券取引口座間の振替が行われるため、通常当社の株主名簿上における株式名義書換は行われません。

但し、日本における当社株式の売買注文の日本国外における執行等の結果として、保管振替機構又はノミニー名義の当社株式の株数残高に増減が生じた場合には、ケイマンにおける株式の名義書換の手続きに従って当社の名義書換事務取扱場所において名義書換が行われます。

当社は、その株主名簿上の登録名義人を当該株式の所有者として取り扱う権利を有し、ケイマン法が要求する場合を除いては、他の者の当該株式に対する衡平法上その他の権利を承認する義務を負いません。したがって、取引所の取引により当社の株式を取得し、それを保管振替機構の定める上記保管振替制度に従って保管させている投資家、すなわち実質株主は、配当を受領する権利、議決権等の権利を、保管振替機構を通じて行使することとなります。

以下の株式事務等の概要は、実質株主が保管振替機構を通じて配当を受領する権利、議決権といった株主権を行使するにあたっての一助となるものです。本概要は保管振替機構及び保管機関間の保管契約、保管振替機構、株式事務取扱機関及び当社間の株式事務委託に関する契約、保管振替機構、及び配当金支払取扱銀行と当社間の配当金支払事務委任に関する契約等上記の保管振替決済制度に基づき要求される諸契約が締結されていることを前提とします。この株式事務等は、今後変更されることもありうるし、上記の記載は投資家が株券の保管及び当社の株主名簿上の登録名義人につきこれを異なる取極めをした場合には適用されません。

(2) 株主に対する特典

ありません。

(3) 株式の譲渡制限

ありません。

(4) その他の株式事務に関する事項

イ 決算期	毎年12月31日
ロ 年次株主総会	当社の年次株主総会は、毎年、当社の取締役会が決定する時間及び場所において開催されます。
ハ 基準日	配当、分配、割当又は発行を受ける権利を有する株主は、かかる配当、分配、割当又は発行が宣言、支払い又は実行される日又はかかる日の前後30日以内の、当社又は取締役が、中14日以上前に指定証券取引所に対して行う通知により定める日における株主名簿上の登録名義人であり、配当を受領する権利を有する実質株主は、通常同一の暦日現在で株式事務取扱機関が作成した実質株主明細表上の名義人であり、
ニ 配当	当社の株式に対する配当を当社から受領する権利を有する株主は、配当支払いのため取締役会が定める基準日における当社の株主名簿上の登録名義人であり、保管振替機構から配当を受領する権利を有する実質株主は、通常日本国での同一の暦日現在で株式事務取扱機関が作成した実質株主明細表上の名義人です。
ホ 株券の種類	株主として株主名簿に氏名が記載される者は全て、株式割当の際、自己の所有する株式につき株式の種類ごとに1枚の株券を無償で受け取る権利を有し、取締役会が随時定める合理的な自己負担による費用の支払を行う場合には、当該種類の1つ以上の株式につきそれぞれ複数の株券を受け取る権限を有します。複数の者により共有される株式に関しては、当社は、それに関し2枚以上の株券を発行する義務を負わないものとし、また、複数の共同保有者の1名に対する1枚の株券の交付により、共同保有者全員に対して交付したものとすることができるものといたします。
ヘ 株式に関する手数料	実質株主は、外国証券取引口座約款に従って、日本の証券会社に外国証券取引口座を開設、維持するにあたり年間手数料を、また特定取引の執行に関して手数料を支払う必要があります。ケイマンにおいては、上記のとおり、株式割当の場合、株主は2枚目以降の各株券を受け取るためには取締役会が随時定める合理的な自己負担による費用を支払うことが必要となります。また、株券に記載される株式の一部を譲渡する場合に、残りの株式に関わる新株券の発行を受けるためにも費用を負担することが必要となります。さらに、株券が損傷若しくは汚損され、又は紛失、盗難若しくは破棄の申立があった場合、新株券の発行には、証拠及び補償に関する規定（もしあれば）に従い、また取締役会が適切と考える証拠の調査及び補償の準備のために会社が負担した経費及び合理的な自己負担費用を支払うことを前提に、取締役会が定める手数料を支払うことが必要となります。
ト 公告掲載新聞名	当社は、株主総会に関する株主への招集通知等の一定の事項について、日本国内で発行されている主要日刊紙に掲載して公告いたします。

2 日本における実質株主の権利行使に関する手続等

(1) 実質株主の議決権行使に関する手続

日本における当社株式の実質株主は株式事務取扱機関に連絡することにより議決権を行使することができます。議決権の代理行使の勧誘が行われる場合には、株式事務取扱機関は、当社から議決権代理行使の勧誘のための資料を受領し、これを基準日現在で同機関が作成した実質株主明細表に基づき実質株主に交付します。但し、上記につき、実質株主の指示がない場合には、当該株式については議決権は行使されません。

(2) 配当請求等に関する手続

株式事務取扱機関は、当社から配当金額、配当支払日その他配当の支払いに関する通知を受けたときはこれを基準日現在の実質株主明細表に基づき実質株主に通知します。

配当金は、保管振替機構の指定する代理人が保管振替機構に代わって当社から一括して受領し、これを配当金支払取扱銀行に送金し、配当金支払取扱銀行は、株式事務取扱機関が作成した実質株主明細表に基づき原則として銀行口座振込により実質株主に交付します。

上記の配当金の分配の手続に要するすべての費用は当社が負担します。

(3) 株式の移転に関する手続

日本においては、実質株主は、当社株式の株券を保有しません。実質株主は当社株式に関する権利を取引所の取引により譲渡することができます。この場合、取引の決済は、証券会社に開設された口座間の振替か又は保管振替機構に開設された証券会社の口座間の振替によって行われます。

(4) 配当等に関する課税上の取扱い

(a) 配当

実質株主に対する配当は、日本の税法上配当所得とみなされます。配当に関する課税は、以下のとおりであります。日本の居住者たる個人又は日本の法人が支払いを受ける配当については、ケイマンにおける配当支払額からケイマン又はその地方公共団体における源泉徴収税（もしあれば）が徴収された後の残高に対して、当該配当の支払いを受けるべき期間に応じ、下表に記載された源泉徴収税率によって日本の所得税が源泉徴収されます。

配当を受けるべき期間	日本の法人	当社株式の5%以上を保有する日本の居住者たる個人	当社株式の5%未満を保有する日本の居住者たる個人
2011年12月31日まで	所得税7%	所得税20%	所得税7%、住民税3%
2012年1月1日以降	所得税15%	所得税20%	所得税15%、住民税5%

日本の居住者たる個人は、2009年1月1日以後に支払を受ける配当所得について、確定申告において総合課税と申告分離課税を選択することができます。また、日本の居住者たる個人は、配当金額の多寡に関係なく確定申告をしない方法を選択することもできます。

上記の配当は海外の会社から支払われるものであるため、個人株主に関しては配当控除は適用されず、法人株主の場合には配当の益金不算入が認められません。

なお、ケイマンにおいて徴収される税金がある場合には、日本国の税法に従って外国税額控除が認められる可能性があります。

(b) 売買損益

当社株式の日本における取引から生じる売買損益に対する課税は、国内会社の株式取引の売買損益課税と同様であります。したがって、法人株主に該当する場合には、その譲渡損益は法人税の課税所得に含めて課税が行われます。

(c) 相続税

当社株式を相続し又は遺贈を受けた日本に居住する実質株主には、日本の相続税法に基づき相続税が課されます。

但し、一定の状況下において外国税額控除が認められる可能性があります。

(5) その他の諸通知・報告

日本における当社株式の実質株主に対し、株主総会等に関する通知が行われる場合には、株式事務取扱機関は、当社からこれを受領し、これを一定基準日現在の実質株主明細表に基づき実質株主に交付するか、所定の方法により公告を行います。

第9【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

該当事項はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から本書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度第7期（自2009年1月1日 至2009年12月31日） 2009年3月31日 関東財務局長に提出。

(2) 四半期報告書及び確認書

事業年度第8期第1四半期（自2010年1月1日 至2010年3月31日） 2010年5月14日 関東財務局長に提出。

事業年度第8期第2四半期（自2010年4月1日 至2010年6月30日） 2010年8月13日 関東財務局長に提出。

事業年度第8期第3四半期（自2010年7月1日 至2010年9月30日） 2010年11月12日 関東財務局長に提出。

(3) 臨時報告書

2010年1月12日 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく臨時報告書を関東財務局長に提出。

2010年6月30日 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号に基づく臨時報告書を関東財務局長に提出。

2010年12月2日 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく臨時報告書を関東財務局長に提出。

2011年2月14日 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく臨時報告書を関東財務局長に提出。

2011年3月31日 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書を関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年3月28日

チャイナ・ボーチャー・エンバイロメンタル・ソリューションズ・
テクノロジー（ホールディング）カンパニー・リミテッド取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅枝 芳隆 印
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	丸山 友康 印
--------------------	-------	---------

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているチャイナ・ボーチャー・エンバイロメンタル・ソリューションズ・テクノロジー（ホールディング）カンパニー・リミテッドの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、チャイナ・ボーチャー・エンバイロメンタル・ソリューションズ・テクノロジー（ホールディング）カンパニー・リミテッド及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、チャイナ・ポーチー・エンパイロメンタル・ソリューションズ・テクノロジー（ホールディング）カンパニー・リミテッドの平成21年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、チャイナ・ポーチー・エンパイロメンタル・ソリューションズ・テクノロジー（ホールディング）カンパニー・リミテッドが平成21年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年3月28日

チャイナ・ボーチャー・エンバイロメンタル・ソリューションズ・
テクノロジー（ホールディング）カンパニー・リミテッド取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅枝 芳隆 印
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	丸山 友康 印
--------------------	-------	---------

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているチャイナ・ボーチャー・エンバイロメンタル・ソリューションズ・テクノロジー（ホールディング）カンパニー・リミテッドの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、チャイナ・ボーチャー・エンバイロメンタル・ソリューションズ・テクノロジー（ホールディング）カンパニー・リミテッド及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、チャイナ・ポーチー・エンパイロメンタル・ソリューションズ・テクノロジー（ホールディング）カンパニー・リミテッドの平成22年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、チャイナ・ポーチー・エンパイロメンタル・ソリューションズ・テクノロジー（ホールディング）カンパニー・リミテッドが平成22年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年3月28日

チャイナ・ポーター・エンバイロメンタル・ソリューションズ・
テクノロジー（ホールディング）カンパニー・リミテッド

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅枝 芳隆 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 丸山 友康 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているチャイナ・ポーター・エンバイロメンタル・ソリューションズ・テクノロジー（ホールディング）カンパニー・リミテッドの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、チャイナ・ポーター・エンバイロメンタル・ソリューションズ・テクノロジー（ホールディング）カンパニー・リミテッドの平成21年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年3月28日

チャイナ・ポーター・エンバイロメンタル・ソリューションズ・
テクノロジー（ホールディング）カンパニー・リミテッド

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅枝 芳隆 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 丸山 友康 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているチャイナ・ポーター・エンバイロメンタル・ソリューションズ・テクノロジー（ホールディング）カンパニー・リミテッドの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、チャイナ・ポーター・エンバイロメンタル・ソリューションズ・テクノロジー（ホールディング）カンパニー・リミテッドの平成22年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。